從会區床链誌

2004年10月24日

第12巻第2号

はじめに	日本社会臨床学会編集委員会 1
〈日本社会臨床学会第12回総会報告〉	
シンポジウム I いま、社会の心理主義化をど	う問うか
	中島 浩籌・戸恒 香苗・斎藤 寛 2
シンポジウム II 教育基本法「改正」になぜ反	対するのか
	岡村 達雄・山田 真・岡山 輝明・佐々木 賢.30
声明 教育基本法の「改正」に反対する	
第VI期日本社会臨床学会中間総括·会計報告.	
〈論文〉	
臨床心理資格論考 その1	三輪 寿二 78
〈「映画と本」で考える〉	
〈対〉の宇宙への誘い	佐藤 剛85
いかなる理由で教育基本法「改正」に反対する	のか 竹村 洋介 88
『人権の新しい地平』を読んで	三輪 寿二
〈"ここの場所"から〉	
世界の中心で「おかしいー」と叫ぶ	
心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許す	な全国集会に参加を!
	山本 眞里
「死の権利協会世界連合」の第15回世界大会に	抗議する
	脳死・臓器移植に反対する市民会議 99
編集後記	101
『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿	第のお願い 裏表紙裏

日本社会臨床学会編集

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

今号は、2004年5月3日、4日の2日間、東京都豊島区池袋の立教大学で行われた日本社会臨床学会第12回総会の報告が中心となっています。第12回総会では記念講演はなく、二つのシンポジウムに多くの時間をさきました。従って、今号は、シンポジウム I 「いま、社会の心理主義化をどう問うか」とシンポジウム II 「教育基本法『改正』になぜ反対するのか」に多くの誌面をさく形になっています。この報告は、紙幅の関係もあって、完全な形での採録とはなっていませんが、会場でのやりとりがリアルに伝わってくるように再現されています。また、発題内容もコンパクトに分かりやすく整理されており、当日参加されなかった方々にも理解しやすい形になっていると思います。

この二つのシンボジウムでは、両者とも、さしせまった状況に密接にかかわった議論が行われ、多くの重要な問題が提起されました。会員・読者のみなさんが、これらの問題を受け止め、私たちと共に考えていっていただくことを強く願っております。そのためにもこの報告を活用していただければ幸いです。

シンポジウム II 「教育基本法『改正』になぜ反対するのか」の直後には「教育基本法の「改正』に反対する」声明が 日本社会臨床学会第12回総会名で採択されました。この声明も掲載いたしますので、あわせてご活用下さい。 また、定期総会で承認された第VI期運営委員会中間総括および会計報告も掲載されております。

なお、次回第13回総会は2005年4月9日(土)10日(日)に、東京都北区滝野川会館で開催する予定となっております。例年より多少早めの日程となっており、年度の変わり目で何かとお忙しい時期とは思いますが、ご予定に加えていただければ幸いです。内容は未だ決まっておりませんが、次号の「社会臨床雑誌」ではシンポジウムの内容などをお知らせしたいと考えております。

今号には三輪寿二さんの論文「臨床心理資格論考 その1」が掲載されています。三輪さんは、臨床心理の資格化をめぐる論争をいくつかの視点から整理し直し、臨床心理と資格との関係を根底から問い直そうとします。この論考は何回かにわたって継続される予定ですが、1回目にあたる今回は、「『される』側に学び、『される』側と共に」という姿勢と「『される』側のために」という姿勢の関係、そしてその「『される』側のために」と資格化という動きの関係について論じています。

《「映画と本」で考える〉には、3人の方が論考を寄せています。佐藤剛さんは、最近完結した野本三吉ノンフィクション選集について、竹村祥介さんは『教育基本法「改正」とは何か』(岡村達雄著)について、三輪寿二さんは、『人権の新しい地平』(岡村遠雄・玉田勝郎實任編集)について、それぞれ詳しく論じています。

("ここの場所"から)には、やはり3つの文章が寄せられています。浪川新子さんの「世界の中心で「おかしー」と叫ぶ」は、「自己決定」と女性の状況について論じていますが、第12回総会シンポジウムⅡでのご自身の発言と関連した文章ともなっています。シンポジウムⅡ(今号掲載)とあわせてお読みください。山本眞里さんの文章は、11月20日の「心身喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許すな全国集会」のお知らせとなっています。日時が差し迫っておりますので、関心のある方は早めにお読み下さい。また、「脳死・臓器移植に反対する市民会議」の「死の権利協会世界連合」の第15回世界大会に抗議するアピールが掲載されています。どうぞお読み下さい。

<社会臨床学会第12回総会報告>

<シンポジウム 1 > いま、社会の心理主義化をどう問うか

発題 中島 浩涛・戸恒 香苗・斎藤 寛 司会 林 延哉・平井 秀典

発題1 心理主義化をどのような視点から 見ていくのか?

中島 浩籌(社会臨床学会運営委員)

「いま、社会の心理主義化をどう問うか」というシン ポジウムを開きたいと提案した一人です。 なぜそう提 案したのかということからお話したいと思います。

定期総会で、林さんは「心理主義化という言葉を社会臨床学会はオーソライズした形で使っていたのか、どうか」と指摘しました。そういう形で社会臨床学会がこの言葉を使うことはなかったと思います。しかし、3、4年前に森真一さんがこの貫葉を使用したのをきっかけに学会誌でも何人かの会員が使用したと思います。それから小沢牧子さんが編集した「子どものく心の危機〉はほんとうか?』(教育開発研究所)という本では、僕も含めて学会員の方が何人か執筆していますが、「〈心理主義化〉する社会」や「加速する学校の〈心理主義化〉」という章があります。僕もこの言葉を使っていますし、「心理主義化する社会」という言葉もかなり肯定的に捉えて使用していました。

しかし、今になって少し不安を感じています。去年、「心理主義化」あるいは「社会の心理学化」というタイトルがついた本が何冊か出されました。例えば斉藤環さんの「心理学化する社会」(PHP研究所)や樫村愛子さんの「「心理学化する社会」の臨床社会学」(世織書房)、それから社会臨床学会員の中井孝章さんたちの「「心理主義化する学校」の病理と変革」というサブタイトルが付いた「カウンセラーは学校を教えるか」(昭和堂)などです。去年この首葉はどっと広がったという印象を持っています。

これらの本は社会臨床学会の本をかなり引用しており、その意味で「うれしいな」と思う反面、「心理主義化」という言葉の使い方を見て不安になってもきました。例えば斉藤環さんは、この本の中で、心理主義化を批判しているのに、脱者によっては斉藤環自身が心理主義化をすすめているのではないかと思うかもしれない、といったことが書かれています。テレビでの発言などがそうとられてしまうのではないかという危惧を述べているのですが、この本自体がそういう構図になっていると思います。斉藤環さんの基盤にあるのはラカンの精神分析です。広い意味で精神分析を心理学と捉えるとすれば、今の狭小な心理主義を批判して正しい心理主義を広めるという構図になっているような気がします。

そういった本を読んでいると、今まで普通に使ってきたけれど、心理主義化という概念を曖昧なまま使用していいのだろうかと思うようになりました。特に、「社会の心理主義化」と言ってしまっていいのかと危惧しています。このシンボのタイトルには「社会の心理主義化」という言葉が付いています。私自身がこういうタイトルを付けるのに賛成したのですが、今は危惧しています。教育の心理主義化はあるだろうし、人々の行動・思考が心理主義化するということはあると思います。しかし社会が心理主義化するという言い方をすると、心理学が社会の構造に必然的に組み込まれていくといった印象を与えかねないと思います。そういう意味で危惧するようになりました。

心理主義の浸透と「心理主義」という概念

ただ、心理主義化という言葉はインパクトを持つと

思いますし、僕は今も使います。この言葉がいいなと 思ったのは、心理学は当然私たちの苦しみを救うんだ と思われていることに対して、そのことを心理主義と 呼ぶことによって、それは当然ではない、一つの主義 にすぎないんだと指摘することができる。短い言葉で そういう力を持つと思っているからです。

また現実に心理主義化といえるような波がどんどん押し寄せてきていることもあり、この言葉は使っていくメリットがあると思っています。今までスクールカウンセラーを導入しても減らなかった「不登校」の数は、2002年度に減少に転じました。文部科学省はスクールカウンセラーなどを導入したからだと言います。朝日新聞によると、減少率が一番大きいのは栃木県だそうです。2位が育森県です。青森県の教育委員会は理由は週休二日制になったからだと言っています。登校への圧迫感が少なくなったからだ、と。

1位の栃木県は早期発見のチェックリストなどを作成して対応したからだと言っています。栃木県教育委員会のホームページを開くと確かに早期発見的な対応を前面に掲げています。理由もはっきり告げずに休んだ生徒がいた場合、2日目になったら担任が訪ねにいく、そうマニュアルに書いてあります。それで、どんなことなのかをチェックする。「不登校」かもしれないと判断した場合、3日目には検討委員会を開く、となっています。この委員会の中には関係する教職員と保護者、スクールカウンセラーを含みます。3日目には会議が開かれるわけです。で、その結果によっては家庭訪問などを行うとなっています。

僕は子どもの頃、2日ほど理由告げずに休むなんていうことはよくありました。今は2日目になると対応されるのかと思うと、いやになります。栃木県教委のホームページには「不登校」のチェックリストもあります。ひとり一人の児童、生徒理解につとめているか、心のサインを見逃していないか、児童・生徒の観察を日常的に行っているか、などの項目がのっています。

こういう対策をきちんとやったおかげで不登校が大 きく減少したのだと栃木県の教育委員会は買います。 本当にその効果があがったのかどうかは怪しいと思い ますが、こういう対応が栃木県だけでなく各地に広 がっているんです。

こういう形で臨床心理学的な対応、予防的な対応が 広がっていることは確かです。こういった現象になん とか対抗したいなと思う時、心理主義という概念は有 効だなと思っているんです。

「不登校は病ではない」という運動がはじまっていた 80年代頃は、精神病院などの医療機関に行く「不登校」 の人たちは多かったのですが、文部科学省が「不登校 は特別な人がなるわけではない」と言い出したことも あって、医療機関にかかわるという傾向は減っていた といわれています。しかし、ここ最近医療経由でフ リースペースへ来たり、大検の塾に来るという傾向が 強くなっているような気がします。これは石川憲彦さ んも指摘しています。ただ「不登校」というレッテルを 貼られるということではなく、LDなどという形で専 門機関を経て来るわけです。

と同時に、医療やカウンセラーに対して嫌悪感を持つ人も増えているというのが僕の実感です。東京シューレが行った『不登校と医療』というアンケートを見ても、3分の1の人は医療機関に行って良かったと答えているのですが、後の人たちは「わからない」か「いやだ」と答えています。僕自身、「カウンセラーは絶対にいやだ」と言っている人に何人も出会うようになってきています。

医療機関との関係を心理主義化と言ってしまっては まずいとも思いますが、医療機関を通してカウンセ ラーに会う人は増えていて、それに対する嫌悪感も増 加しているということを強く感じます。

僕はYMCAのオープンスペースに関わっていますが、「そういった場にかかわっている人たちは心理学的なテクニックを覚えていなければいけない」という無言の圧力も増しているように思います。2002年の社会臨床学会総会で「たまりば」の西野さんもそういう発言をしていました(「社会臨床雑誌」10巻2号'02年)。こういう状態の子は専門的な医療機関に送らないとまずいと判断するような知識を持っていないとまずいのではないかという声も聞こえるようになってきました。こういった傾向をどう捉えて、どう押し返してい

僕は教育の場にかかわっていますので、教育の心理主義化にかかわることをお話しましたが、産業界でも心理主義化は広まっています。厚生労働省はキャリア形成という視点からキャリアコンサルタントを2002年度から5年間で5万人養成するという政策を打ち出しています。キャリアコンサルタントはカウンセラーではありませんが、コンサルタント養成群座の中味を見ると、多くはカウンセリングのテクニックです。フリーター対策などを見ても、いわゆる心理主義的な波が押し寄せていることは確かだろうと思います。その意味で、この言葉は有効だなと思っています。

何が心理主義化されるのか?

では、心理主義化という言葉をどういう意味で使う のか。何が心理主義化されるのかという問題がありま す。

森其一さんは『子どもの〈心の危機〉はほんとうか?』の中で次のように規定しています。「個人心理が理解できれば多様な社会的現象を理解することができ、対人関係や社会を〈よい〉方向に導くことができるという信念、心理学をそのための〈正当〉な知識として受け入れる態度、これが心理主義である。…そして心理主義化とは、心理主義的に考える人の増加傾向を意味する」(18頁)、と。

個人心理を理解できれば様々な社会現象を理解できるといった考え方を心理主義といい、そういう考え方を持つ人が増えていくことを心理主義化と規定しています。これは個人の考え方に魚点をあてた規定だと思います。

それに対して樫村さんは次のように言います。樫村 さんは心理学化という言葉を使います。心理主義とい う言葉を意図的に避けて使用しているのだと思います が、ここでは区別せずに考えていきます。

「〈心理学化する社会〉とは、社会の脱制度化や再 帰化が進み、人々を支配していた伝統や価値や規範に 代わって、心理学的言説や技術が人々を支配していく 社会である」(「「心理学化する社会」の臨床社会学」1頁) と規定しています。伝統的なものを信頼して成り立っていた社会システムが壊れていって、その代わりに心理学的言説や技術が人々をつないでいく支配的な原理となっていく、そういう捉え方だと思います。ここで焦点があてられているのは社会のシステムですね。心理学化されるのは社会です。

ここでは、心理学が支配的な言説となるのは宿命で あるかのように捉えられています。もう後戻りできな い現実である、と。だから心理学的言説が支配的と なった社会をきちんと見ていこう、と。そういう構図 になっていると思います。

こういう規定を見ると、心理学的言説は社会を支配 していくほど社会に食い込んでいるのだろうかと疑念 をもってしまいます。心理学はそんなに大きなものと なってしまっているのだろうか、と。

その意味で、心理主義化された社会と言ってしまうと、社会システムと心理学がより深いところで必然的につながっている捉えられ方になってしまい、心理学を過大評価することになってしまうのではないかと思います。

僕は、個々人の考え方というよりも、行為・実践の レベルでこの問題を考えたいと思っています。教育な ら教育の問題を解決するための行為・実践には心理学 的テクニック・知識が有効であるとする傾向として心 理主義を考えています。考え方でもないし、システム そのものでもないレベルで考えてみたいと思っていま す。勿論、行為である以上考え方が反映するでしょう し、システム・制度の影響も受けるわけですが。とり あえずは、そういうレベルで考えたいと思っていま す。

ただ、ここで含いたかったのは、心理主義化されるのは社会なのかどうかということです。この後発題していただく斎藤寛さんの文章(『社会臨床ニュース』51号)にはこう書いてあります。

「教育をめぐる議論の一方の核には『再生産論』と称される、社会階層分化の世代間再生産装置としての学校教育を分析する社会科学がある。この議論は構造分析の"静学"と言うべきものであって、『お話はわかり

ましたが、で、それで?』と言われるとウッと言葉に つまるようなところがある」と書かれています。これ は心理主義について書かれているわけではありません が、心理主義化された社会という捉え方についても同 じ感覚があるだろうと思います。自己再帰化などと いった説明をしながら社会の心理主義化について構造 的に説明されると、「それはそうかもしれないけれ ど、で、それでどうしたの?」というように思ってし まいます。ある意味では非常に客観的な知の在り方と なっているような気がします。

斎藤さんは、他方で心理主義的な知のようにノウハウを出すようなものは嫌だとも書かれています。一方で社会学、他方で心理学と分かれる傾向にあって、社会学の方からは「心理主義」という言葉を使って心理学を批判し、心理学の方からは社会学のような客観的で静的な捉え方では何もならないのではないかと批判するということになっているのではないか。

私たちは心理主義という言葉を使ってきたわけですが、もしかしたら、現代の社会は心理学をこれだけ要求するような社会なのだと印象づけてきたのかもしれない。そうだとすると心理主義化を補強する形になってしまうのではないか。

浜田寿美男さんは「学校カウンセリング・幻想と現実」(社会臨床学会編 現代書館)の書評で、カウンセリングに対する批判はその通りだと思うが、それをもとめていく情況もある、そのもつれた関係をどう考えていくのか、といったことを書いています。こういった問題提起も、そのあたりのことにつながっているようにも思えます。

そういう形ではなく心理主義という概念を使っていくとするならば、どのような意味で使うのかをきちんと議論していった方がよいのではないかと思っています。こういう議論は社会臨床学会ではやってこなかったので、議論していくきっかけとしてこのシンポジウムが役立てばいいなと僕は思っているのです。

心理主義化する場・スペース

先ほども言いましたように、僕はフリースペースや

大検の塾にかかわっているんですけれども、そういう 場に心理主義的な傾向が押し寄せているんです。そこ で、僕たちがやっていることとのせめぎあいが起こっ ているんですね。

欧米でも70年代後半頃から心理主義的な傾向が強 まっていると言われます。日本はむしろ遅れているの かもしれません。少なくとも、イギリス、フランス、 アメリカではすざましい勢いだと言います。ニコラ ス・ローズという人が言っているのですが(Nikolas Rose, 'The death of the social? Re-figuring the territory of government '. "Economy and Society" Volume25, Number3, 1996)、欧米では今は、問題 を処理するために、個人のカウンセリングではなく、 コミュニティに焦点をあわせた心理学的対応が強まっ てきているそうです。日本でもコミュニティ心理学は そういう視点を持っており、そういう傾向が強まって いると思います。学校も学校コミュニティと言いかえ てますね。「心の居場所」としての学校という言い方も しています。社会的なもの・関係をコミュニティとい う言葉で言い換えようとしている。利害対立があった り、様々な出来事がおこる関係・場を、共感的コミュ ニケーションを基調とした心理的色彩を帯びたコミュ ニティという言葉で言い換えようとしています。

オープンスペースといった場も「心の居場所」として 理解されようとしています。そう理解することによっ て心理学的テクニックが入ってくる下地を作っている ように感じざるをえません。

僕がかかわっている場にも行政の人たちは関心をもっており、そこでのノウハウを学びたいとも思っているようです。ただ、そこで得た情報はフリーター対策や「不登校」対策として心理主義化された形で突き返されてくるのでしょう。不登校関連の会やスペースが多くありますが、そこをコミュニティ、心理主義的な場として捉え返し、政策を立ててくる。そういうことが現実に起きています。そういった場は僕がかかわっている場でもあるので、こういった傾向を突き返したいと思っています。それを突き返していくために、心理主義という音葉は有効だと思っているのです。但し、あくまでもそういったかかわりでの問題を通して

見ていくという視点は失わないようにしたいと思っています。それを飛び越して大きく心理主義化された社会という見方をとることには抵抗感をいだいてしまいます。勿論、そういった見方で明らかになることもあることは確かでしょうし、逆に小さな場にこだわって、新たな臨床的知やテクニックを導き出すことにつながっていってしまうことにも懸念をもちますが、大きく社会を俯瞰的に見る見方には抵抗があります。

では、どういう意味で心理主義という言葉を使っていけばいいのでしょうか。あるいは心理主義という言葉は使わない方がよいのでしょうか。この点をみなさんと一緒に考えていけたらいいなと思っています。問題提起だけで終わってしまって申し訳ないのですが、 僕にとってはこの問題は大きいことなので発題させていただきました。

発題2 病院から見える心理主義化

戸恒 香苗(東大病院)

病院小児科の心理相談室というところにいます。

テーマが「心理主義化を問う」ということで、今日、 私は初めてこの心理主義化という言葉を使わせていた だくのですが、心理主義ということばを使うとすれ ば、私はその出店の接客業をやっているようなもの で、時代の最先端にいることになります。

自分が問われる立場にいてしゃべりにくいなと思っています。今日は私が病院でやっている事をお話する にすぎないことになりますが、よろしくお願いします。

社臨のニュースには「心理主義化していくことで何 を得ていくのか」という類で書いたのですが、結局何 を得ていくかではなくて、得られないのではないか、 自分違の力を落としていくことになるのではないかと いうことが結論になります。私たちは周りに事が記き ると、専門家に相談にいくことがけっこう普通になり つつあります。私の姪も、1人は20代半ばで、虚食、 過食で医者にかかるようになりましたし、1人はお勉 強した女の子ですが、高校生の時にうまくいかなくて 精神科にかかったこともあります。私の周りでさえこ れだけ専門家にいくということがあるわけですから、 何か事が起きたら専門家の所へ行くのは普通の事にな りつつあるのは現状だろうと思います。そうなると、 自分達の関係は密室化していくわけで、周りにひろが るとか、お互いにどうしよう、こうしようということ にはならなくて、自分達の関わり力とか、人間関係 の幅の狭さが結果として残っていってしまう気もして います。

実際私たちの心理相談室の現状は、以前は私の手帳には1日3、4人の方の相談が入っていただけだったのですが、この数年訪れる人が多くなり、今は10時から6時まで1日8人の人に会うのが普通になっていて、昼食がとれないこともあります。緊急性のある方から、どこのお家でもあるような話まで、また、今はやりのADHD、LD、アスペルガー症候群という子供達の

診断を求め、その後のケアーを求めてくる方が非常に 多くなっています。

専門家を訪れることが日常化している

ニュースにも書いたのですが、病院に相談に来てい たお母さんが、部屋に突然びっくりした顔をして入っ ていらしたので、「どうしたんですか」と聞くと、「実 は近所の人に会ってしまった」と言うんです。それも お話をうかがうと、仲のいい友達で、いつも、5、6 人で飲みに行ったり、夫の愚痴を言ったり、経済的に 困っている話までお互いに明かしたりするかなり親し い関係だとおっしゃるわけです。その方達が偶然病院 で出会ってしまう。私もショックでしたね。先に来て いる方が、「実は私あそこに行ってるのよね。相談に 行っても、どうにもならないわよね」みたいな話もな く、また「私も相談に行きたいけど、どう?」という話 にもなっていないですね。その方達の住んでいる地域 というのが、下町で、近隣の関係が濃厚で、お葬式が あると町内会の組が仕切る関係がまだ残っていて、家 の内部のことはもらせないというのがあるのか、地域 とは関係ない、話のもれない心理相談室に来てしまっ たのかなとも思います。お互いの相談しあう関係があ りながら、相談室に来てしまうことが、現実に起きて いることに、驚かされました。

もう一つ驚いたのは、暴れん棒で、多動の男の子が 他の子にちょっかいを出す。そうするとそのちょっかいが理由で、ちょっかいを出された子が学校に行けなくなってしまう。多動と言われている子が先に相談に来ていて、後から、不登校の子供が親に連れられくる。ある子にちょっかいを出されて学校にいけなくなっているという話になる。小学校も、学年も、クラスも一緒の子供達が、お互いに知らずにこちらに相談に来たわけです。先生はそれなりに把握はしていました。こちらはなるべくクラスの問題として戻していこうとするのですが、結局は不登校の子の親がしびれをきらしてしまいわが子を転校させてしまいました。不登校の子は、区の中で別の小学校に行けますので、いやでも付き合うなんていうことはせず、お互いに揉め てまでして、超えていく関係を作る事はしないので す。

不登校の子供達について気付くのですが、先生達も 自分達で関わるより、教育相談室へ行くようにすすめ たり、学校カウンセラーの所へ、あと病院の専門家の 所へどうぞということが、普通になりつつあると感じ ます。わが子であるクラスの子を外部の人に任せるこ とに教師としてどうなのかと疑問に思います。先生た ちが非常に忙しいとは思いますが、子供に会いに家庭 助問してくれる先生は珍しいほうで、今は専門機関に わたしていくのが一つの方向かなと感じるようになっ ています。

自分を心理学用語に当てはめて解釈する

最近来た30代の女性の方です。今自分がうまくいっ ていないのは、過去に自分の兄弟、親から虐められた からで、それから自信をなくし、それをずーっとひき ずりながらやってきた。自信を回復するにはその過去 を解決しなければならない。ついては自分を磨めた兄 弟に謝ってほしい、いじめを容認していた親にもあや まってほしいが、今の自分は弱っていて親、兄弟を説 得して謝らせる力はないので、是非私に手伝って欲し いというこのなのです。優秀なカウンセラーだと、こ の場合どうするのかなとちらっと思うんですが、いろ んな人を巻き込むと言うか、私は見事に巻き込まれた のですが、親兄弟も心配して電話をかけてくるし、彼 女も騒ぐし、兄弟の方が「自分が謝って本人の気がす むなら謝りますよ」といって下さったのですが、私は やはり変だと、過去にいろんなことがあって、親と だってそれほどうまくいっている人ばかりではない、 過去を背負い、そのまま棺桶にまでずるずるもって行 くのでいいと思っているからです。それに過去が解決 してしまったら、次に不具合が起きた時、彼女は今度 は何を不具合の原因にしていくのだろうと疑問に思い ました。

過去のトラウマをもう一度掘り起こし、問題にしていかなくては自分の人生がダメになるということらしいのです。それなら、自分の力がたまった時に「お兄

さん、何であの時私をいじめたのよ」と怒鳴ればいいと思う。それを、私を引きずっていって心理の専門家がこう言っているのだからと謝ってほしいという構造を作っていくというのはおかしいと思いました。お兄さんの協力で彼女はすっきりしてしまい、結局、このことについて私のした事はなにもなくて、過去のことがどうのというより、彼女の一言で家族が右往左往し、自分違の問題としてどうにかしなくてはと動いたことが良かったのだと思います。

もう1人の方は自助グループに通っていらして、や はり30代の方なんですが、パニック症候群ということ で相談にいらしたのですが、そこでの指導者という方 が、「今あなたが自信がないのは親から受けた暴力が 原因であって、それが今のあなたをこのような苦しい 状態にしている。過去の暴力を思いだすこと、それが 今のパートナーの暴力に抗しきれなさにつながってい る、相手にノーを言うこと、そして別れる事」という 指導があったそうです。彼女は今の大変さは親の暴力 とは関係ない、叩かれた事はあるが、それはたまにの ことで暴力はあてはまらないと疑問を持っていまし た。某有名な方の弟子がやっているという自助グルー プなんですが、これがアメリカの「記憶回復療法」なの かなと、過去に親の性的虐待があったことに焦点をあ てていくのですが、親に対して怒りをぶつけていく、 またアメリカでは親を訴えるということが頻繁にあっ た様です。その図式に載せていくやりかたにびっくり したのですが、彼女から事情を聞きながらお互いに変 ですよねということになっていきました。未だにその 方のパニックは良くはなっていないのですが、話なが らいつも泣いてしまって、治るというより、時間とと もにうすらいでいくものなのかなと思っています。

はやりの言葉があって、PTSDとかトラウマ、あと依存関係という言葉も随分使われていて、依存というのはよくないらしいんです。マイナスのイメージがあって、「友達と今共同生活をしている、お互いに薬を飲んでいる生活で、これって依存関係ではないか」と聞かれた事があります。どうして依存関係がいけないのか聞くと、アダルトチルドレンの定義の中にマイナスの言葉としてあって、そういう関係は作ってはい

けないということになっているからだそうです。今までよくある関係だったものが、ある時から心理学の音葉に言い換えられて、よくない関係にされるわけです。

自分達の生活スタイルを、心理学の用語に当てはめて解釈しようとする。自分達の生き方、スタイルを心理学用語のほうにあてはめるというまさしく心理学への依存が起きてしまっていると思います。

サービスに組み込まれる心理

中島さんが先程3冊ほど本を紹介していましたが、 もっと一般向けの心理主義批判の軽い読み物が出てい て、ドイツのジャーナリストのロルフ・デーケンが書 いた『フロイト先生の嘘』という本です。 読みましたら 非常に小気味よく心理療法について一刀両断で、「心 理療法は一切有効ではない、素人と玄人がカウンセリ ングを行ったところ、どちらも効果がないところが変 りなかった」と実験例を挙げています。それはそれで 統計の取り方が雑という批判が出ています。教育につ いての所を読むと、昔からの遺伝か環境かの論争があ りますが、その本では、ひとは環境の影響を受ける事 なく、全て気質、遺伝の影響を受けるのだという文献 を出して強調していきます。心理学的なもの、心理療 法に対するアンチテーゼではあるのですが、逆に脳と か遺伝への信仰が打ち出されていると思いました。ド イツの人が何故このように過激なことを書くのかと思 いましたが、精神分析がいまだ主流のところなので、 アメリカのように様々な療法があるわけでなく、生物 学派が主流というわけでもないので、精神分析学派の しました。心理主義的な用語、解釈がはやり、またそ の批判がでてくる。こういう揺れは繰り返しあるのだ と思います。私たちの生活も少なからずどころか、大 いにその流れに翻弄されていると思います。

小児科の糖尿病専門の先生が来て、「講習会で河合 隼雄先生をお呼びして話を聞いたけど、とてもすばら しかった。心理の方違はあの方のことをどう思ってい るのか」と感想を聞かれたのですが、私も1度河合さ んが医学生の授業を兼ねた講演会で話したのを聞いたことがあるのですが、きっと同じ事を語っていたのだろうなと思いました。医者が糖尿病の患者に対して、食事療法をちゃんとやることとか、生活態度を改めなさいとか指導をする。ところが、何割か受け入れてもらえない患者さんがいる。

河合隼雄さんが患者さんに向かって言うと、ちゃん と治療にのってくれるのだそうです。僕は相手に押し 付けないからと言う事だったと思うのですが、とくと くとして心理の人が関わると、患者さんがスムーズに 治療にのってくれるという話をしていました。これ が、心理の一番に期待されている役割なのだなと思い ました。患者さんと医者の間に入ってとりもつ仕事を **重要視しているのだなと感じました。その時ちょっと** 質問したのですが、イギリスの出生前診断で、妊娠す ると妊婦さんは出生前クリニックに行き、血液検査を 受けます。その時その検査の説明は心理がやる。結果 についても障害児が生まれる危険率が何%かという情 報を妊婦さんに伝える。そして産むか産まないかは本 人違に決めさせます。本人といってもお腹の子供では ありません。その後、中絶した方の悲しみ苦しみを受 けるシステムが用意されていて、心理が24時間電話で 受けるというサービスをしています。医療の意向を患 者さんに伝え、そのあとの患者さんの悲しみ苦しみを 吸収する役を果たしていくのです。それととても似て いるのではないかと、それと河合さんの話した事は医 療の分業化につながるのではないかと聞いたのです が、河合さんは心理と医者がちゃんとコミニュケー ションをとっていれば分業なんていうことはおきませ んよ、さらっと流してしまいました。その時患者さん の情報を医者と心理が独占していくことにつながって いく可能性にも触れませんでした。そこについても、 心理の専門家の仕事の拡充が優先されていて、折り込 み済みという感じでした。今までは精神科に多く心理 が入っていた訳ですが、内科系にもチーム医療という 形をとって心理の仕事があることに目をつけたのだな と思いました。

また、来年神経内科が中心になってゲノム診療部が始まる事になっていて、遺伝子診断をしていくことに

なります。本人が将来重篤な病を発症するかどうかを 診断する事と、わが子が遺伝性の障害を持って生まれ るかどうかを診断するわけですが、以前遺伝子治療と いうのが偶然成功した例はあるがほとんど進んでいな いというのを聞いたことがあります。診断が先行して いてその後の治療はないのが現状だと思います。

今回ゲノム診療部が出来て、心理も組み入れられるのだと思いますが、先程の出生前診断でありませんが、前後を心理が請け負っていく役割を担っていくのではないかと思います。『フロイト先生の嘘』ではないけれど、医療の中では心理療法が役に立つ、立たないなんていうのは大して問題でなく、サービスの体裁として心理というのがとても重要な役割を担っていくのだろうと、心、生活は心理が、身体、病気は医者が、という分業の体制を作られ、心理がどの場所にもヌエのごとく入り込み、生き延びていく気がします。

日常にどう押し戻せるのか

あと、ADHD、LD、アスペルガー症候群につい ても、やはりいくつかの医療機関で症児を集めて診断 をやっているところもありますが、それに対する治療 というものは実際ないのではないかと、疑っていま す。確かに関わる上でいくつかの注意点なりはあると は思います。関わり方で上手くいく場合があって別に 否定する気はありませんが、だからと言ってその子た ちだけを取り出して特別教育を受けさせてまでする必 要があるのかと疑問に思います。アスペルガー症候群 と診断をもらった3人の子と付き合っていますが、1 人1人の違いの方が、同じ所より大きいのではないか と感じます。その子たちに対して支援といっても有効 な方法があるのか、友達関係の中で生活のルールを 日々覚えていく事の方が、余程大切ではないかと思い ます。今、皆さん診断を求めていらっしゃるのです が、私は診断された子供達とあうのですが、その診断 があるからといって、今の場を引かないで欲しいと伝 えます。来年から特別支援教育が始まりますが、なる べく通級に行かないように頑張って欲しいと伝えてい ます。こういう事に対して早く治療すればなんとかな るという幻想がはびこっていて、親も教師も焦らされています。夫が中学の教師をしているのですが、中学3年を担任していて、クラスに10人うるさいのがいて、注意しても10分ももたないと言っています。

中3でまだうるさいなんていうのはあり得ないが、 静かにしろと言い続けてやっているのが現実だろうと 思います。でも10人を通級に行かせたら、クラスなん て成り立たないですよね。特別支援教育は特殊教育業 界の拡充の話なのではないかと、疑っています。

<質疑応答>

○○: 気質、遺伝のことをもう一度聞かせて欲しい。

戸恒:歴史で言うと、優生学の研究があって、心理 学史でカリカック家とかジューク家という家系図を習 います。劣悪な形質が5代にわたって増していくとい う証拠に使われています。同時に、劣悪な環境のせい であるわけで、環境か、遺伝かの論争が延々と続いて いて、遺伝子が解明されても、依然として環境の影響 はあるわけで、そのことは複雑に絡み合っていること で、極める必要もないことだと思っています。

○○: イギリスの出生前診断の時に障害を持って生まれてくる子供の危険率ということばで説明されていたのですが、危険率というのはイギリスでそのような用語で説明しているのでしょうか。危険率という音葉は障害児が生まれてはいけないという否定的なイメージを持っていると思うがいかがですか。

戸恒:私は危険率ということばを使ったと思います。確かにそうですね。リスクという言葉をイギリスでは使っている。日本では制度化されていないが、先日、朝日の投酵欄にひいた方は、出生前診断を受けた所リスクが0%に近い数字がでて、産んでみたら障害を負っていた。投替した方は出生前診断の精度を高めるとは言わず、その事に頼った自分が馬鹿だったとも言っていなかったところがよかったです。

○○: リスクはどうしてもマイナスのイメージですよね。そういう意味では発生率というのが、マイナスの概念から離れた言い方なのかなとおもった。

〇〇:アスペルガー症候群や、ADHDについて数年前まで関わっていてその診断していくことに非常に大きな弊害を感じて、その分野に一切関わる事をやめて全然別の分野の仕事に就いているものです。診断されると、クラスの中で教師から問題児だと言われると、本当に問題児になっていく、診断自体その子をその様に仕立てていく部分がある。診断自体をどう考えていますか。

戸恒:診断することはよくないと思っている。診断を求めてくる方も2つあって、教師や保母さんに言われて来る、ことわれず来てしまう。心理は診断は業務に入っていないので、私たちが会ってしまえば、それは確かに動きは激しかったり、ちょっと変っているかもしれないが年令がいって、経験を積めばどうにかなっていくと気付いていく親と、今ここで何かしてあげないとこの子はダメになっていくのではないかとサービスを受けたがる方もいます。ずっと育てにくい子で、診断が出されると自分の育て方のせいではないと納得してしまう方もいます。親や大人たちは納得するわけですが、いじられる子供たちにとってはいい迷惑です。

関わっている子と1時間野球というよりキャッチボールをすることがあります。大きい声を出しっ放して、そのエネルギーはすごいものですが、関わっていくと、情も移るし、扱いかねるわけでもない、どうしてこの子たちがはずされていくのか、付き合う程に不思議です。診断の手前で親子に会えれば医者の診断を受けるのをやめようよと言いますが、それでも診断を受けたがる方がいる事も確かです。

○○:野球をすると言う話があったが、その子と普通に野球をやることに対して不思議に思うことはない のですか。例えば野球をやれる方には思えないのです が、その子はあなたのことをよく見えてないからそういう風に、野球にさそってしまう訳で、相手との関係 性ができないから誘ってしまうのではないかと、僕は 思ってしまうのですが、いかがですか。

戸恒:私は彼が野球を好きなのを知っていて、野球盤ゲームではおさまらない。彼にとっては自分のエネルギーにつきあってくれる人は近くにはいない。自分のルールで付き合ってくれる友人もほとんどいない。いつもみそっかすだし、ボールにも触れない状態がある。おばさんあいてに野球をやるなんていうのは確かに変な関係ですよね。だけど、そこはこちらが動けるだけ相談室を飛び出して付き合う。以前からどのクラスにもいたはずで、こういう子と付き合うと、よくいるやんちゃな子という確認が出来ます。だから安心して彼の事についてものが貧えていく。何故問りの人間たちがあの子に付き合えないのかともう一度押し戻せるというのがあります。

発題3 「学の介入」から「表現」へ

斎藤 寛(秀明大学)

私は現在勤務先の大学で理事会の不当労働行為に遺い、千葉県地方労働委員会で係争中で、その「労」倒というか組合側の当事者なんですが、一昨年の9月から現在まで講義やゼミの担当を一切外されて幽閉生活を送っていますので、なんだか久しぶりにこういう場でこういうふうに話すというのが非常に感慨があります。もっとも、さきほど中島さんのお話の中で斎藤の発題の解説もしていただいたので、私の話はとばしてこれでもう討論に行ってもいいかという気がしないでもないのですが、「「学の介入」から「表現」へ」とかいうよくわからない題をつけましたので、少しお話をしておきたいと思います。

再生産論の読まれ方

何々から何々へというような、もう何かそういう道 筋が間違いなくあるんだというような言い方っていう のは、だいたいよくわかってないひとが言う言い方で あって、実は私は迷っているのでこんな変な言い方し かできなかったのですけれども、それに心理学という ものについて僕はだいたい自分のテーマとしてちゃん と勉強したとか、あるいは心理学を自分の仕事にしよ うと思ったとか、そういう経歴は一切ありません。教 **育学というものをやってきて、今は教育学の批判を** やっているというのが自分としては一番納得できるか なという感じなんですが、また、どちらかというと社 会科学的なものの見方考え方で公教育というものにつ いて議論してきたような経歴がありますので、そうい う関心から少し話を広げさせていただきます。それ で、さきほど中島さんが紹介してくださった再生産齢 云々という話になるんですが、社会科学と言われるも のの中で、非常に精緻な理論を築いてゆく世界という のがあるのですけれども、そういう理論とか学という ものはどのように社会との接点を持ち、どのように社 会に介入して行くべきなのか。それが役に立って社会 はより良いものになってゆくのか。暗黙の前提としては、そういうことがあるだろうということでみんなやっているんだと思うのですけれども、社会科学の場合には実はそこがよく見えない、という問題がひとつあるのではないかということを、最初に、このシンボジウムのテーマとはあまりかかわらないようなところからの話なんですけれども、しておきたいと思います。

再生産論というのは、フランスのブルデューという 社会学者などが言い出した議論で、日本では教育社会 学という学の分類の中でなされているわけですけれど も、ひとことで言うと、今は自由平等な世の中で、 しっかりと勉強すると学歴を獲得して社会の中で良い ポジションにつけるということになっているのだけれ ども、ほんとうはその平等というのはかなりインチキ であって、経済的要因・文化的要因によって、世襲と は言いませんけれども、世代から世代へ社会的なポジ ションというのは受け継がれて行くメカニズムがある のだ、ということを明らかにする理論なんですね。そ れで、こういうことを言い出したひとたちっていうの は、平等という理念の幻想性とか、こういう社会のあ りようはおかしいではないかというメッセージを暗黙 のうちにそこに込めて含っていたのだと思うのですけ れども、これがだんだんと、例えば私も前に欝嚢を やってた時にこういう話を紹介すると、それはいろん な受け取られ方をするところがあって、そんな当たり 前のことをいまさら理屈めいて含わなくてもいいとい う受け取り方もありますし、それから、かつて私のゼ ミにいたある学生などは、平等とか言うけれどそう じゃないだろうなあとか、そんなに生きやすい世の中 じゃないよなあとか、うすうす感じていたところに、 再生産齢という理論によってはっきりと「そうなんだ」 と説明されてしまうと、非常に僕は無力威を覚えるこ とになった…というふうに受け取る場合もあります。 ともかく、最初にこうした理論を言い始めたひとたち の批判的な行間のメッセージみたいなものはだんだん 消えてしまって、何かむしろもう世の中こうなってん だからそれで諦めるしかないよ、みたいなね、そうい うことを含っているように受け取られることもあっ

て、そして、そういうのは間違った理解だというふう に単純に言うことはできないのだ、ということもまた 再生産論っていうのはどこかで言っているのだと思う んです。

社会科学の介入の諸相

このように、社会科学の理論がどのようにして社会との接点を持つのかということは、実はよくわかっていないのではないか。理論の中で、社会の変容という要因をも組み込もうとか、そういうことをやり始めるひとはいるんですけれど、最終的にそれがどういう社会との接点を持つのかということは、ちょっと案外みんなよくわからないまま、暗黙の期待や見通しというようなものでやっているにすぎないようなところがあるのではないか、というようなことを、自分がやってきたことともかかわって感じることがあります。

一般に社会科学と言われるものは、どのように社会 に介入し、社会を変えようとするのかと言うと、ひと つには政策提貫として結実するというやり方があっ て、早い話が審議会か何かの委員に学者が入って、理 論の成果というものを良き政策づくりに生かす、とい うことはあるんだろうと思います。あるいは、直接何 か啓蒙家として人々に自分の学、理論の考え方という ものを広めて行こうとすることもあるでしょうし、そ れからマルクス主義という考えの中では前衛党という 装置があって、それを通じて、真理をいち早くつかん だ少数の前衡と言われる人々が大衆を啓蒙する、指 導・教育するというような、そういうつながり方で理 論と社会のつながり方を了解していた、ということも あったのだと思います。あるいは、理論家はその理論 が社会とどのような接点を持つのかというようなこと は別に考えなくても良いのであって、それはある意味 でなるようになるし、ひとそれぞれでいいのだという 考え方もあって、例えば宇野経済学という、いわゆる 新左翼系と言われた学があったのですが、その学派の ひとたちは実践的な立場は非常にまちまちで、理論と いうのはさまざまに使えるものであればそれでいいん だというような、ある種の禁欲というのか、自己限定 のしかたをするというやり方もあったと思います。

けれども、以上の中のどれかを選んだらそれでこの 問題は解決する、ということではないような気がして います。

社会科学の治癒力

さきほど名前を出したフランスのプルデューは、も う亡くなりましたが、晩年の時期に、学者というより はフィールドワーカーにして演劇の脚本家というの か、演劇の制作と上演ということをやり始めました。 彼がいろんなひとにインタビューした記録をもとに、 その引用集のようなかたちでひとつの劇を作ってい く、そしてそれを観たひとたちが、例えば何らかの差 別をされているような自分の社会的なポジションとい うものを、その劇を観ることを通じてよくわかって、 それまで何かうしろめたく感じていたことを、そんな ふうに感じなくていいんだというようなある種の自己 解放とか自己確立というものをはかってゆくことがで きる、というような事態が生じ始めたのだそうです。 僕はそれをテレビの紹介とか雑誌の関係記事などで見 る機会があったのですが、演劇に限らずそのような アートというか表現の中で、じゃあ理論は要らなくな るかと言うと、例えばインタビューする時にどこをど う聞くかっていうような舞台回しとしてやっぱり理論 というのは要るのだというのですね。理論はそういう 黒衣のような役割を果たせばそれでいいので、実際に そういう表現活動をしてゆくことによって、社会科学 というものは他の何ものにも還元することができない ような治癒力を持つ、つまり何か生きにくさを感じて いるひとに対してその生きにくさから解放されてゆく ような契機をそこに作ることができるんだ、というよ うなことをブルデューは主張するに至ったわけです。 このへんのことが、同業者というか、学問業界からは なんだか非常に評判が悪いらしいのですけれども、と いうことは逆に言うと非常に注目すべきおもしろいこ とを始めたのではないかな、と直感的に僕は思ってい たところがありました。

それで、あまりそういうことは考えずにひたすら精

級な理論を作ってゆくということに邁進した場合に、 そういう理論家というのは社会全体からすうとほんと にひと握りの何人かのひとたちであって、そのひとた ちがそういう認識を獲得したということがその社会全 体にとって何なのか、なにごとでもなかったというこ とで終わっちゃうのか、何かやっぱりプラスの意味が あったのか、そういうことというのは実はよくわかっ ていない問題なのではないか。社会科学の場合には、 そういうことがあるように思います。

役に立つ心理学の怪しさ

その一方で、心理学の方は、私はちょっと脇っちょから見ているような限りで感想めいたことだけ言いますけれども、逆にそうではなくて非常に実践的な、とにかく役に立つ学だという前提で始まっているように思います。心理学者が精緻に心理学の理論の追求ばかり行なっていて、理論的研鑚は果たしたけれどもいったいこれが社会とどういう接点を持つのかとか、心理学理論家としての自己満足に終わるんじゃないかとか、そんなふうに考え込んでいるという話はあまり聞かないような気がするんですね。何かやっぱり当然心理学というのは、こういうふうに社会の中で困っているひとがいて、そこでこういうふうに役に立ちますよ、ということを、今度は逆に何かあまりにもそれが当たり前のように言われすぎている、という感じがします。

例えば医学というのも似ているところがあるかも知れませんが、近代の西洋医学というものがどういう人間観を前提にしているかとか書い出すといろんな問題があるけれども、そこであんまり医者というか、医学をやってそれを実践的に活かして仕事をしているひとというのは、自己を問いつめちゃって困っちゃったりしないで、やっぱりそれでも医学を実践に移すことで病気を治すということに意味があるでしょうというところで、自分のやっていることを了解している、ということなのではないかと思います。

それで、教育学が対象にしている教育――ここでは 公教育、学校教育のことを念頭に置きたいのですけれ ども――と心理学とは、もともと非常に相性が良いも ので、近代の学校教育というのは、一方ではこれは明 日の教育基本法の話につながるかと思うんですが国民 の統合、国民の再生産ということを課題としながら、 他方では市民社会の個人の形成ということを課題とし てきていて、個人が自由に学ぶことによって学歴や資 格というかたちで評価されて社会のさまざまなポジ ションに入ってゆくことによって、再生産論が言って いるようなメカニズムが成り立つわけで、やはり成績 評価なり何なりすべて個人を単位にしてやらないとこ の社会が成り立たないということがあったと思いま す。この個人という軸に心理学がリンクしてきます。

学校教育の中での心理学は、戦後の日本の話に限っ て言えば、ひとつは発達心理学というものが発達段階 論という考え方を持ち込んできて、これはあまりここ で繰り返し言う必要はないと思いますけれども、発達 保障論という考え方や実践に結びついてきたというこ とがあったと思います。それから、精神分析の議論と いうものがあって、これは僕はよくわかっていないと ころがあるのですけれども、親子関係や教師・生徒関 係など、いわゆる縦の抑圧・被抑圧関係を説明するよ うなものとして位置づけられてきて、私の知る限りの ほんの何人かの人を思い浮かべてみると、近代教育を 批判するために精神分析を使う方もいますし、あるい は近代教育の実践の手立てとして、例えば「やる気」と いうものを引き出すことが何としてもやっぱり重要だ というようなことを言うために精神分析の議論を引か れる方もいますし、何かいろんなふうに便利に使える 議論なのかなという感じがします。 つまり、もともと がそういう近代社会の成り立ちを批判するということ を本質とする議論ではない、ということなのだろうと 思います。

「なぜ、なおも心理学なのか?」

発達保障論の場合には、個人を軸とした発達観に

よって「障害児」「健常児」を分けてゆくという問題についての批判があり、この学会などは当初よりそれをやってきたのだと思うんですけれども、そのように、学問とか理論というものが社会的にいろんな問題を起こしたり問題をはらむことをやってしまう時に、そういう「けしからん機能」があるではないかという批判は大事ではあると思うんですが、そのうえで、なんでそうなっちゃうのかということを、その学とか理論が前提にしている人間観とか人間存在論みたいなものまでいったんさかのばって批判をやってゆく必要があるのではないか。

そう考えた時に、心理学というものがもともと持っている個人主義的な、あるいは個人というものに何か心というものが頭にあるのか胸にあるのか、どこかにあって、その心というものを対象にしているんだという、先ほど来「心理主義化」についてそこでの心理学の定義も含めてすでに議論が出されてるんですけれど、そういう心理学が前提にしている人間観というものは、ほんとうにそれで話が尽きるかというと、まだそこには限界があるでしょう、それは乗り越えられるべきものでしょうということになるだろう。その時、「それなのになぜあなたはなおも心理学なのか?」ということを、心理学をやっているひとに問いかけてもいいのではないか。脇の方から見ている者としては、そういうことを思うんですね。

スクールカウンセラー批判の視点

それがひとつと、今、学校の心理主義化ということで一番焦点になっているのは、スクールカウンセラーというものが1995年から国の政策として導入されて、現在公立の中学校は全部入っているというような話なんですけれども、このへんの動向について正直なところあまり関心がなかったもので、ちょっと今回この話をするために少し調べていた時に、本総会の実行委員長の三輪寿二さんが書かれた『カウンセリングと学校づくり』(2000年4月 批評社)という本を読みまして、これは理論の批判として大変おもしろい本でしたので、ご紹介、宣伝しておきたいと思います。この

『カウンセリングと学校づくり』というのはおもしろいタイトルで、本屋さんで中学校の先生などがこの本を見かけて、これはもしかしてカウンセリングを軸にしていかに学校づくりをしていったらいいのかということが書いてある本かなあと思って、こういうのがほしかったんだとか言ってとびついて買ったりすると、中を読んでみると何だかすごくがっかりしたり怒り出したり、これ返品しますとか、返品は受けつけませんとか、何かそういう揉め事があちこちで起こりそうなタイトルの本なんですが、逆に、スクールカウンセラーなんてなどと思っているひとが、ああまたハウ・トゥみたいな本かと思うとそうではなくて、これはスクールカウンセラーなどを推進している理論を非常に執拗に批判している本です。

また、この本の中で、学校改革に賭けるという教育 学者二人(堀尾輝久、藤田英典)も批判の対象になって いまして、このお二人の教育学者に対する批判は大変 私はよくわかりました。ここに書かれている何人かの スクールカウンセリングを推進している心理学者の議 論の批判についても、同様です。ここのところはあと でちょっと三輪さんにこの本の要旨を言っていただけ ればと思いますが、私が読み取った結論的なところだ け言うと、心理学、特に臨床心理学というのは、個人 の心というものを焦点化するのだということ、あるい はシステムに問題があるというふうに考える場合に も、病める学校に医療的・治療的に介入して行って、 病んでいる学校を治療して健全な学校になれば、健全 な学校というのはもうそれ以上問うべきものではな い、というところで話が終ってしまうのだということ が言われています。スクールカウンセラーとして中学 に入っているひとが私の身近にもいて、いろいろ話は 断片的には聞いていたんですけれども、やっぱりいか にそういうことに意義があるかということを、当事者 は言いたがるんですが、三輪さんは、およそスクール カウンセラーのひとたちはいわゆる教師の管理主義的 な体質には非常に批判的であるのだが、そこで、管理 主義的な学校や管理主義的な教師を改めて、というよ りは改めさせて、それで何か子どもの自発性とか権利 とかそういうものに基づく、子どもを中心にした学校 にして行けばいいんだというところで話が終わってしまうのは、ほんとうにそれでいいのか? ということを **すわれているんだろう、というふうに私は**筋みました。

これは教師論なり学校をめぐる議論で言うと、埼玉教育塾、現・プロ教師の会のひとたち、諏訪哲二さんのような方が、戦後派とか人権派を目の敵のように批判する議論を展開してきて、これが非常にリアルな議論だと言って支持する方もけっこう私の周りでも多いのですけれども、私はそういうリアルな議論なるもので問題が解決するとは考えないのですが、子どもを中心にした学校というような発想は、そういう議論のグルグル回りの中に結局は入ってしまうんじゃないかなあ、というふうに思いました。

それで、もう一度先ほどの話に戻るのですが、そも そも心理学が前提にしている、個人を中心にした、心 というものを何か実体化するようなとらえ方自体に、 ほんとうは限界や問題があるのだという時に、それを なおもペースにして、いやそれでも多少こんなところ ではこんなふうに役に立つんだよ、というようなこと で心理学の社会への介入とか実践というのは肯定され て良いのかどうか、という問いが残ると思います。同 じことが医学についても言えるのかなあ、とかいうあ たりになると、ちょっとよくわからないのですけれど も、ともかくもそういう問題がここにはあるだろうと 思いました。

クライアント予備單からの脱出――表現あるいは社会 運動

それから、今回私は『社会臨床雑誌』のエッセイのページに、短歌の話などを掛いているんですけれども、もうひとつ今日言いたかったことは、スクールカウンセラーというのはいったいどれだけほんとうに学校現場でそういうものが切望されていて入ったのかどうか、というのがどうもよくわからないところがあって、むしろあれはさっきお名前が出た河合先生などがかなり政治的な動きをして、心理職の職域拡大を図って学校で働く心理職というものを確立してゆくという

ことだったのではないか。やっぱり心理学という学 は、社会との関係でそういう職能の拡大・拡張をやっ てゆかないと心理学をやっている甲斐がないというふ うに、普通のというか多数の心理学者は考えるものな のかなあ、というのがあるのですけれども、ただ、そ れに対して、何かカウンセラーとかいうわけのわから ないひとが学校に入ってきては困るというふうに親な り何なりが思うかというと、もうそんなことではなく て、いま学生などでもカウンセラーになりたいですと いうひとは非常に多いんですけれども、何かひとの悩 みを解消する役に立つ仕事だというような社会的な認 知があって、こんどは逆に言うとそういうふうに思っ ているひとが何か悩み事があったりした時にカウンセ リングを受けるとか、心理学者の世話になってそれで 立ち直ってゆくということがごく普通のことになって ゆくということもまたあるのだろうと思います。

そういうクライアント予備軍というか、これは『社 会臨床雑誌』でも前から討論の経過で同じような話が 出てきているので、繰り返しになるかと思いますが、 そういうクライアント予備軍になりつつある、あるい はクライアントになりたがっている私たちみたいなも のを、何かそれはほんとうはそうじゃなくて、いろん なことがもしこの社会の中に活発にあったならば、そ んなに心理学というものが専横をきわめずに、悩み事 をすぐにクライアントとしてカウンセラーなり何なり のところに持って行くというのではなくて、もっと別 の立ち直り方というのか、そういうことがあるのでは ないか、そういうものがいま登弱しているような状況 があって、その分、何か心理学というものがそこの シェアを奪って、悩めるひとはみんなこちらにいらっ しゃいと言うと、みんなちょっと寄りたがるという、 そういうことが問題なのかな、と思っています。

最近、素朴に経験したことなのですが、僕の文芸同人誌仲間で、最近ものすごい勢いで歌を作り始めているひとがいて、だいたい僕と同じ世代の女性なんですけれども、やっぱりいろいろと悩み事があって、病気をしたり人間関係だったり、それでなんとかして自分のことを自分でわかりたくて、もっと楽になりたくて、自己開発セミナーとかいろんなところに行ってみ

たんだけれど、結局歌うということが一番自分のこと がよくわかって、お金もかからないし、これが一番良 かったというようなことを彼女が含ったことがありま した。そんなふうに、歌うということでいろんなこと が見えてきたり、それからそれを媒介にしてまたひと のつながりが出てきますし、含葉というものはもとも と共同的なものですから、ひとりでう~んと言って 歌ってるような場合でも、潜在的にいろんなひとたち とつながっているということはあると思うんですね。 そういうふうに行ける場合と、何かもうこれはカウン セラーのところに行くんだっていうふうに依存してゆ くのと、そこの、一人一人としたらそのような選択と いうか、なりゆきでこっちに行ったということも多い のでしょうけれども、そういう中でどちらに行くかと いう時に、この社会の中でいろんな魅力的な動きとい うものがどれだけあるのかということがやっぱりかか わっているのだろうというふうに思いました。そうい うことはこういう場で言ったからといってどうなるん だって言われそうですし、斎藤さんは季節外れの歌声 運動か何かを呼びかけるんですかとか言われると、も ちろんそういうことではないんですが、たまたま僕は 歌と言ったんですけれど、広い意味で表現してゆくと いうこと、自律・他律というのも相対的なことですけ れども自律的な表現活動というものが、心理学が不当 にしゃしゃり出ているところを、そうではない、ほん とうの、と言うとまた語弊がありますが、自己救済や 自己確立の方途としてあり得るのだと言えるのではな いか。

もうひとつは、社会運動の中で、さきほどブルデューの例を出しましたけれども、自分の生きにくさ というものがほんとうは社会的構造的なこのような問題に由来しているんだと、そういうことがわかってく ると、そういう問題をどう変えてゆこうかというふう に自分の問題と社会の問題を東ねて考えて行けるよう になるという、きれいに言うとそういうことで、これ は言うのはやさしいのですけれど、しかしそういうこ ともまたあるだろう。社会科学の治癒力というふうに ブルデューが言ったのは、印象に残る言葉であって捨 て難いのではないか、というふうに思っています。

確定した個人からの出立

その時に、これは子供問題研究会というところで修 原睦治さんなど何人かの方と、最近、機関紙でちょっ と議論になっていることがあって、私が言い出しっぺ なんですが、やはり最初にはやむにやまれず怒ったり 叫んだりする個人がまずあって、運動というのはそこ から始まるのであって、いきなり良い共同関係みたい なものがあるのではないんではないかということを改 めて言ったりしたことがあったんですが、そういうや むにやまれず叫びをあげる個人というのは、ズレとか 落差とか、自分のやりたいことと現実が矛盾している とか断たれているとか、そういうところで、いやおう なしに個人、あるいは何人かの諸個人というものがせ りあがってきてしまうというかたちで、個とか賭個人 というのが成り立つんだろうと思うんですね。ところ が、普通、近代個人主義とかなんとか言う時の個人と いうのは、そうではなくて、今日で言えば競争社会の 中でそれを勝ち抜いてゆく、内山節さんの言い方で言 うと、自分の人生を経営してゆく主体としての強い自 我を持つ個人というものを言うのだろう。教育現場で **言われる「生きる力」というのもそういうことを言って** いるのだろうと思うんですね。たぶん、心理学的な治 癒とかいう中で、個人としてもう一度形成・再形成す るという時の個人というのは、矛盾の結節点としての 個人といったものではなくて、普通の社会の中での一 市民としての個人、あるいはそこで強く生きてゆける 個人、ということなんだろうと思うんですが、それ と、何かに突き当たった時にやむにやまれず自己表現 をして行ったりして、そこで「もう一人の自分」と言う とまた変な言い方ですけれども、そういうものが立ち 現れてきてものの見方が変わってゆけたりするという 時の個人っていうのは、違うのだろうというふうに考 えています。

古賀徹さんという方が「超越論的虚構」(2001年2月 情況出版)という難しい社会理論の本を書かれてい るんですが、その中で彼が、ひとがほんとうに社会理 論というものを切実に必要とするのは、つまり、この 社会はどうなっているのか、理論が欲しい、とひとが **言うのは、経験が破綻して非常に生きにくい時なんだ** ということを言っています。ふつうわれわれは社会理 論をどう学んだかというと、学校教育の中で学びまし たということが多いのではないかと思うんですけれ ど、あるいは革命のためにこの理論を学ばねばならぬ というようなことを吹き込まれて学んだとか、われわ れの世代ぐらいだとそういうのがかつてあったりした んですが、そういうのはちょっと抜きにして、ひとが 切実に社会理論が欲しいと言う時には、それは普通の 市民・個人ではなくて、生きにくさをかかえた破綻し た個人なんだ、と言われているくだりが、この古智さ んの本で僕は印象に残りました。その破綻した個人と いうのは、たぶん心理学的なまなざしで見ると病んで いて、健全ではない個人なんでしょうけれど、むしろ その破綻した個人がそれをどう表現したり破綻を乗り 越えて行くかということが、一番大事なことなのでは ないか。それは単に、破綻を修復して健全な個人へ回 帰する、ということではないのだろう。そして、社会 科学がその場面でどう働くのかということが、考える べきテーマとなるのではないか。

これをカウンセリングの教科書みたいな話で言うと、最初は一対一の相談室に来室するのから始まるんですけれど、これがグループカウンセリングになって、ピアカウンセリングになって、ソーシャル・ワークはさらにソーシャル・アクションへと発展して、最後には心理専門家の手を離れて社会運動として自立して行くというのが、最終的に望ましい形態だ、みたいなことになるのですが、それだったらいきなり最初から社会運動で始めちゃったらいいんじゃないか?というのはいけないんでしょうか。で、その社会運動なり何なりというのは、心理学的に見るとさまざまな予防効果があったり治癒効果があったり、ああ、そういうもので果たされていけばそれでもいいんですね、と心理学的にも納得してもらえたら、それですむ話なんではないかな、というように思ったりしています。

スクールカウンセラーについての肝心なところをは しょってしまったのですが、後で三輪さんに少し補足 をしていただけたらと思います。そして、三輪さんの 執拗な批判の本が大変おもしろかったので、重ねてご 紹介しておきます。

シンポジウム | いま、社会の心理主義化をどう問うかく討論部分>

シンポジウム I の討論は、発題の後、約2時間にわたって行われました。以下はその記録を半分程度にまとめたものです。紙幅の関係で貴重な御意見を大幅に縮めてしまいました。どうぞご容赦ください。

(まとめ 平井・中島)

心理主義化と生物主義

山家:中島さんにお尋ねします。社会の心理主義化を問題にするときに、世の中が消費社会、個人が中心になっていて、個人のありようとか心理とかが本人にとっても、社会にとってもクローズアップされている。他方、フリーター対策とか出てたけど、社会が第3次産業中心になっていくとフリーターという労働形態が求められていくし、その意味で心理主義化、個人主義化してくことは、近代社会という大きな話ではなくてここ数年そうなっていくのだというのは、それはそうだろうという気がしています。当然のことだ、と。中島さんが問題にしようとしているのは、社会の変化の仕方と、対応の仕方がずれているということなのか、カウンセリングとかの対応のあり様がおかしいのかという所を問題にしているのか、そこのところがわかりませんでした。

赤松: 私は40年ほど精神病院に勤めています。その 立場から見ると、社会の心理主義化をどう見るかとい うことには初めからすごい違和感がありました。私と 同じように戸恒さんも心理職ですけど、戸恒さんも心 理主義化という音葉を使われました。そうなのかなと レジュメを見ながら思いました。

斎藤さんは心理学は役に立つと言われましたが、大学時代は役に立てようと思って勉強してきて、精神病院の中に飛び込んだのですが、実際は心理学は何にも役に立たない、患者さんに対して役立つということはなかったんです。

今、病院の中は生物主義化、経営第一主義になって いまして、診断することがおかしいと私たちが言って も、笑いぐさなんです。患者さんが来るとまず医者は 診断を付ける、診断がないと薬は出せない、そういう 中で何人かの人にこちらが会っていくということがあ るのです。患者さんによっては自分探しみたいにお医 者さん探しをして、この医者は人格障害と言った、こ の医者はACと言った、この医者はボーダーラインと 言った、で、私の診断は何ですか、といろいろなクリ ニックに行って聞くんです。そしてそこで言われたこ とに侵されていって症状を作られていく様な感じの人 がいます。

30年ほど前、患者さんにとって医療は役立っているかという問い直しがあったのだけど、今はそんな捉え直しどころかドーパミン説で薬が出されて、結果として機能別病棟が出てきて、早期発見、早期退院でどんどん出て行く人がいる。退院できない人は療養棟に入っていく、そしてそれが全部経営的にランク付けられていく。そこに資格化が出てきて、私たちは資格がないのでますます役に立たない存在として位置付いていくわけです。PSWだと訪問すれば550点になるが、私たちだとお金になりません。そうすると、長く付き合っている患者さんでも、今度入ってきた誰々に行ってもらえよというような形で仕事が干されていく。干されると言うよりも、病棟の中でSSTをしろとか他の案が出される。

また最近は第3者機能評価というのが出てきて、病院を見た目にきれいにするため、患者様と呼ぶとか、マイクで呼び出すと人権を侵害するから肉声で呼ぶとか、すべて形式的になり、それをおかしいと言ってます。ですから、経営上必要なこと、診断上必要なことというところで病院は動かされており、手足としてパラメディカルは使われています。そして、そこでは、心理職は資格がないからどこかに飛んで行ってしまっている感じになってます。

心理主義化というのは、生物主義的になったり、機 能別・合理的になったり、経営的になったりすること のカモフラージュとしてあるのではないかと思いま す。

心理学は役に立つのか?

篠原: 戸恒さんと赤松さんは「心理学は役に立たない」という首い方をされているけれど、他の方が効果あるよとか、日常の暮らしの中で遊び合った方が効果あるよと貫っているように聞こえます。 そういった感じで饑論していいのかと思います。 この間のきな臭い世の中に「心理学はうんと役に立っている」という恐ろしさの方を感じます。

最近の話しではイラクの人質の話で言うと、高遠さ んたちが帰ってきた時に、精神医学者や心理学者たち が、PTSD状態にあるので、そおっとしておこうとい う議論と、逆にこの際思いっきりしゃべらした方がい いという議論を平然とやるわけです。結果的にはそ おっとしておいた方がいいという精神医学者たちの言 質が優勢だったようで、一人はそう扱われ、少し元気 なあとの二人が配者会見に臨むという形になった。そ の育年たちの話を聞いていて納得した話がいっぱい あったのですが、この会場では18才の青年の方は 「精神的に疲れているので配者団からの質問はお断り します」と、この人の心理状態をどう守るかという話 のところで収まっていく。中島さんの話と重なるのだ けど、心理学的な考え方とか言説とかの中で世の中を **旨くまとめようとしている、収めようとしている感じ** がしてならないわけです。

一番シンボリックで重要な概念としてPTSDがあると思います。個々人が国家的に問われたり、社会的に問われたり、あるいは政治的、経済的に問われたときに、また個々の人びとが泣き叫ばざるをえないときに焦点をどこに当てるかというと、心に焦点を当てる。病とか、心の傷とかいうテーマに仕立てていく。これは阪神大震災以来僕らがこだわって考えてきた話ですけど、心の話があまりにも舞骨に表現されてきていると思います。もう一度考えてみたいのは、「心を大切にする」というあまりにも当たり前の言説で大丈夫なのかということです。

丸山:教育相談所を自営でしています。戸恒さんが 共依存についてお話しされましたけど、自分のお子さ んのことで相談に来られている親御さんがいます。子 供に手を焼いて困ったと言っているのですが愛想を尽 かすこともなく、普通なら見捨ててしまうような所な のだが、その親御さんはどこまでもお子さんと関わっ ていらっしゃる。前に本で読んだ共依存の感じだと思 います。

ただ、私のやり方はスクールソーシャルワークというやり方なんです。このお子さんの問題を解決するには親御さんの共依存をまず克服させて、という考え方には走りませんでした。

その方がいいんですね。なぜかというと、不謹慎な 言い方ですが、サポートする側は、親御さんがそう いった状態の方が私としては助かる、楽なところがあ ります。そういう親御さんの接し方がお子さんにとっ て助かっている、その親子関係でやっていってうまく いきそうだと思えますので、共依存だと頭の中で思う だけで、そういうレッテルを貼らずに相談をお受けし ていました。

心理主義化と言った場合に、真っ先に思い浮かぶのは人間の思考回路、考え方の問題で、困っている人には診断名を付ける、共依存とかアダルトチルドレンとか不登校とか引きこもりとかいう名前を付けることなんです。そのとたんにそれをどうするかという話になっていくわけです。しかし私がたとえば我が子が不登校だとか引きこもりだとかいう相談をお受けしていると、なんていいお子さんなんだろう、親御さんもがんばっていらっしゃるなと思ってしまいます。そのうちに、不登校とか引きこもりをどうしようという考えがどこかにふっとんでいってしまう思いを何回もしています。

私も引きこもり、不登校を経験しています。高校時代ですと学校の先生がいい加減辞めさせた方がいいのではないかという話になりました。私が「学校辞めたくない、留年させてくれ」という話をしたときに、当時私は医者とカウンセラーが組んでやっているクリニックに通っていたのですが、そこで診断掛を取ってくれば留年させてくれるという話になったりしました。20年ほど前の話しですが、そのころから学校の現場でも専門家ありがたやという話になっているわけです。

もともとそういうところがあった上に、今では学校

の先生も自分のクラスの不登校の子がカウンセラーに かかっていたら、そこに丸投げしてしまって自分は何 もしないということになっている例もよくあるようで す。人々の心理の専門性に対する期待、信用、信仰と いたものを痛感しています。

一つ質問なのですが、実際に戸恒先生は「自分はア ダルトチルドレンです」と自分で診断名を受け入れて しまっている人に対してどのように対応されているの かをお伺いしたいと思います。

ネオリベラリズムとコミュナリズム

本山:中島さんが欧米において心理主義の動きが先行していて、現在はコミュニティーに無点が当たる様な形になっているとおっしゃってましたが、穿った見方をすれば、ネオリペラルに対抗するコミュナリズムというか、一種の共同体主義というか、そういう形に心理学が使われていくという危険性を感じるところがあるので、その辺をお聞きしたいです。

学校というコミュニティー自体の健全さが問われることがあると思います。この間の日の丸、君が代の問題では、学校のコミュニティーを健全にしていくという言い方が出てきたと思います。愛国心を持つのが自然であるというなかで、自然を捏造し、それに違和感を覚えること自体が不健全である、という形で出てきていると思います。もしかすると私が文脈を広げすぎているのかもしれないので、中島さんにそのあたりもふくめてもう少し何えればと思います。

中島:山家さんからの質問に答えます。個人主義化 が進んでいるということは社会の在り方としてそうだ と思います。ただ、僕が考える心理主義化というのは そのレベルとは違うということです。個人主義化が進 むのは、現在の社会構造の変化の中では当然なので しょう。しかし、それが即心理主義化の進行にはつな がらないと思います。

非常に図式的に言いますと、個人主義化が生み出しているいろんな矛盾を解決する方法として心理主義がやってくる、あるいは新しい高度情報社会にふさわしい労働者を育てるためにカウンセリングはやってくる

んです。キャリアコンサルタントというのはまさにそれだと思うのです。

心理主義化は個人主義化とか再帰化といったもののように当たり前(!?)ではない。だから何とか抵抗できると思っているんです。心理主義化というのは構造的で必然的なものではない、それが私の考えです。

赤松さんは生物主義化が進んでいて、心理主義化と は違うと言われてました。内海健という精神科医がこ ういう言い方をしています。最近は薬が出てきて精神 医療も生物学主義が台頭しているので精神病理学とい うのは多分消えていくだろう、と。そして生物学と心 理学に分けられていくのではないかという言い方をし ているのです。精神病理学が消えていくのかどうかは 分かりませんが、生物学主義と心理主義が同時並行的 に進んでいくという怖さはあると僕は思います。

臨床心理学は特別な子を対象とするのではなく、すべての児童、生徒を対象としなければいけないと最近は主張されています。そうなると「普通の子」は心理学で、「特別な子」は生物学で対応していくというようなことになり、この二つの傾向は矛盾せず、セットで進行していくのではないかという気がしてます。

篠原さんが言われた、役に立つ立たないということですが、心理学・カウンセリングによって問題が解決するかということで言えば、僕はあまり役に立たないと思います。ただ、管理するとかごまかすという意味では結構役に立つのではないかと思います。

文部科学省の何年か前の審議会の報告で、「普通の子が切れる」ということを捉えて、「普通の子」の「いきなり型」と言ってました。いきなり来るからです。それにどう対応するかというと、そういう人にも必ずサインがあるからそれを発見して対応すべきというんです。但し、こういう人のサインは非常に微細で見つけにくい。かつての「非行」であれば、グループに入るとか、暴力行為をするとかあるけど、それがない。そうではなく微細なサインである。そうなると、普通の人ではわからないので、心理学的素養を持った人を中心に、チームを組んで、常に見ていかないと見落としてしまう。具体的には、最近いらいらする、ボーとしている、といったサインなんですが、それをチームを組

んで見落とさないようにしなければならない、と言う んです。これは徹底した管理・観察だと思います。そ れが本当に問題解決に役に立つかというと立たないと 思うんです。ただ、管理とかごまかしの意味では徹底 して役に立っていくのでしょう。

本山さんが言われたコミュニティーということです けど、言われた通り、ネオリベラリズムの限界を克服 するという文脈でコミュニティーが問題になっている とローズは指摘しています。ネオリベラルの下で起き た問題を解決するためには、1対1のカウンセリング では限界がある、コミュニティーを通さないと癒され ないという文脈で出ているんですね。日本では、ネオ リベラルの進行と、そこで起こる諸問題を克服するた めのコミュニティ重視政策が同時的に進んでいるよう に思われます。ローズという人は、コミュニティーと 学校などの社会的なものとを分けて考えているのです が、どこが違うのかというと、学校は利害関係の対立 とか様々な出来事がある場です。コミュニティーと いった場合は、共感的というか理解し合う関係という か、様々な対立関係を排除したモデル化された場のイ メージがあります。そういう対立のない共感的な場の 中で問題を解決していこうということですね。ネオリ ペラリズムの下で「傷ついた」人々を、コミュニティと いう心理主義的な場で癒していこうということだと思 います。フリースペースなどをそういうところに変え ていこうとしているのではないでしょうか。

戸恒: 赤松さんのお話ですが、私は小児科なんですが、同じように、薬一辺倒になっているのは確かです。精神科の心理に私の友達がいるんですが、テストのオーダーがほとんどだそうです。朝にラジオ体操をやって、それきり患者さんとの接触はないということです。小児科にもそういう波がきています。3時間、5時間もトイレに閉じこもり、これでは生活が成り立たないだろうという場合に、つきあってくれる医者と話をして薬を使っていくことになっています。これからもこの流れは止めようもないのだろうなという気がします。

小児科の場合、若い研修医が日常のルーティンの仕事を嫌がるようになってきています。「なんで俺達が

これをやらなければいけないのだ」と、日常的な細かい仕事を拒否するようになってきました。そこに心理職の人が使われていくのかなという気がしています。 長期療養のお子さんに関しては、今までは医者たちが生活全部に関わってきました。ところが、この4月から法人化になったのですが、私たち心理職が外来でやっていることがサービスとして使えるということになりまして、私たちも病棟で医者に頼まれれば生活・心の問題を受け持つということになりました。そして身体・病の部分は医者がみると。これは分業化ですね。では、お互いコミュニケーションをとりながらやっていけるのかというと、なかなか難しいのではないかと思います。

イラク人質問題とPTSD

戸恒:イラクの件ですが、私も篠原さんに同感します。彼女はイラクの体験でPTSDになったのではなくて、帰ってきた時の関係の中でなってしまった。それを専門家は管理し、いじり回している。

私は高遠さんに、「そこまで行ったんだから頑張ってよ」という思いがあります。彼女は自己実現を求めて、求めて、良いことをやってきて、ああいう波にのまれてしまった。酷だけど、「もうちょっと頑張ってよ」と言いたいんです。「精神科医のそんな言葉に惑わされるなよ」と言いたいんですが、「日本て恐いな」とも思います。

医療の場面では心理は役に立っていませんが、マスコミを通されると、すごい不安感をあおられてしまう。いろんな事件が起きる度に専門家の言葉は親たちに響いてしまい、ちょっとでも自分たちの子どもに傷がある場合には、電話という形で響いてきます。何件もそういう話がかかってくる。ますますそういうことに連動してきているなという怖さを感じています。

アダルトチルドレンという言葉を受け入れている人 にどう対応するのかということですが、私はあまり対 応したくないのですが、会いたいといえば会います。 でもアダルトチルドレンなんて言葉は使わせない。リ ストカットをする女の子が「切りました」と言ってくる のですが、「冗談じゃないよ」と言ってしまいます。薬を大量に飲んで死んでしまった女の子が書いた本があって、リストカットのサイトを通して知り、それを大事にしていて、「これ見てください」と言うんです。私は「薬を飲んで、製薬会社を喜ばしているだけじゃない」と言いました。彼女はそれでひっこめてしまいました。それから関係が深まったかどうかは分かりませんが、関係はつながっています。

頭の良い子で、小生意気で、昔の私を見るようですが(笑い)、マスコミを通したり、サイトを通したりすると、それが神々しいものに若い人たちは感じてしまう。私たちが若い時もそうでしたが、奇をてらうというか、他の人とは違う自分になりたいというところがありました。そこをマスコミやサイトを利用して膨らませているように思います。

休憩の時に、浪川さんに、あなたの発題に質問が一杯きたというのは、あなたが甘いからだと言われました。質問をはね返さないで、想切丁寧に喋ってしまっている。あなたは心理屋さんでそこをうまくさばいてしまっている、と。そういう意味で、今の質問にはのりたくないなというところがあります。

平井(司会): 発題の時に、戸恒さんに何回か質問が 集まりましたが、社臨の心理主義化を感じました(笑い)。 専門のカウンセラーに何かをお何いするという 構図ができているような気がしました。戸恒さんのコ メントについてもそう思います。 高遠さんに関して も、リストカットする人に関しても、戸恒さんは解釈 しているなという感じがして、嫌な感じを持ちまし た。 司会がそういうことを言ってはいけませんが(笑い)。

真田:静岡大学の真田です。私はアマゾン・ドット・コムで、アダルト・チルドレンに関するビデオを 購入しました。女の人が大勢集まっているんです。そ こで指導者が大演説をぶちます。「みなさん、幸せで すか?」と。世の中で、自分がうまくいっている人っ てほとんどいないわけですね。うまくいっていないか ら、偉い人の話を聞きましょうということで来てい る。そして「こういう問題を解決するためには原因を つきとめなければいけません」と言う。 アダルトチルドレンは、今や機能不全家族で育って 大人になった人という意味になっていいますが、それ で「あなたのお父さん、お母さんはいつも仲良かった ですか」と聞く。どこの家でも夫婦喧嘩の一回や二回 はするわけです。そうすると「ほらごらんなさい」とな る。「それがあなたに尾を引いている」と言うんです ね。そして「さあ、原因は分かったらどうしたらいい でしょう」と言ってくるんです。

そのスタイルを見てアメリカのエヴァンゲリストを 思い出します。演説はすごい上手なんです。最初は 「世界の破滅は近い」といったことをわーっとあおり立 てていきます。最後に「あなたはその時どうしたらい いか。それはこのパンフレットに全て書いてありま す」と売りつけて去っていく。

そのスタイルと同じなんです。そういうものが尾を ひいて、あなたの対人的なモードがおかしくなってい るから今のあなたがある、と。全部魚点を本人に集中 させていって、その解決方法はここにありますと言っ ていく。それが心理主義化だと思います。

斎藤さんがおっしゃったように、アクションの方にいかないようにして、自分の中に原因がある、と。このビデオを見ていて、本当にそういう感じだな思います。他のPTSDなどを全部そのパターンではないかなと見ています。

社会の心理学的支配

小沢: このシンポジウムのタイトル「社会の心理主義化をどう問うか」ということですが、心理主義化という言葉は少し曖昧だったなと議論を聞きながら思いました。それは中島さんが言われたような意味とは少し違います。

心理主義化という言葉はどういうふうにもとれるという意味で曖昧だった。もっとはっきりとこのシンポジウムのタイトルを言い換えれば、「今、社会の心理学的支配をどう考えるか」とか、あるいは「心理学的管理化をどう考えるか」など、中味をはっきりさせないとイメージが伝わらないのではないかなと思いました。もっとも曖昧だったからこそ、いろんな議論がで

るということもあるのでしょうが。

私は心理学的なものはすごく役に立っていると思っています。支配者層に役に立っている。そこだけははっきりさせなければいけないでしょう。支配者層にとってこのくらいありがたい道具はない。だからこそこれほど広まるし、真田さんのおっしゃったビデオのように商品として売れる。またゲームでもあるわけです。あらゆるところで心理学は商品化されて広がっていて、ものすごく金を落としている。消費社会化がどんどん進んでいることと、心理主義的な社会の支配が進行しているということはまったくセットになっていると思います。

先ほどからイラクの人質問題が出ていますけれども、朝日新聞で「イラクより母国の方が恐かった」という川柳を見ました。私は本当にそうだなと思います。 そこがなぜ議論されないのでしょうか。それはイラクの人質問題に心理学や精神医学がはさまってきて、議論をおこさせない、素人にものを含わせない。人質だった18才の方も「医者に含われていますので」ということで議論させない、しゃべらせないという形になっている。映像はインパクトが強いですから、彼が話すことの影響は大きいし、いろいろな議論が起きていくと思います。それを止める力を精神科医がもっている。

精神医療と心理学的なものはセットになって病院を も社会をも支配していると思いますし、薬物化、生物 主義化にもコミットしていると私は思います。

ここまでくると、中島さんとは反対の考えになって きます。心理主義化はそんなに侮れない中身をもって いる。ただ、心理主義化という言葉は曖昧である。 もっと中身をきちんと表現する形で協論をすべきであ ると思います。

それから先ほど篠原さんが督われた「心を大切に」ということですが、私は「心」という言葉を使わなければさしつかえがあるのだろうかということで、何年も使わないでみたんですが、全然さしつかえがないんです。心は「身体と心」というように相対するものではない。身体はあるんだけれども、心って何なのか。私たちは心という言葉でなにを督おうとしているのかをも

う少しつきつめて考えてみる必要がある。中身をきちんと表現しようとすると、「心」という言葉を使わなくてもかまわないんですね。

ですから「心を大切に」という言葉は危険なので、「人間を大切に」と言えばもっと実態がはっきりしてくる。そういうことで、私は「心」という言葉を使うことには反対です。「心」という言葉を安直に使わず、中身で話をしていく、「心」という言葉も返上していくくらいの意識を持たないと、心理学的なものに支配される私たちの社会は変わらないだろうと思います。

インターネットと心理主義化

渋井: フリーランスで取材などをしている者です。 私はインターネットをフィールドワークとして取材活 動などをしていますが、最近ではネット心中や出会い 系サイト、チャットなどについて本を巻きました。

先ほど斎藤さんも社会の問題ではなくて個人の問題に着眼するようになってきたとおっしゃったのですが、インターネットの自分語りも、何かを問題解決しようというよりか自分で何なんだという方向に向かってきていると思います。僕がインターネットをやりはじめたのは95年くらいなんですけれども、そのころは何かの問題があると社会的資源をどう利用していくかという話が中心だったんです。90年代後半から2000年、特にiモードの普及が入ってから、自分で何なんだという時に心理学を語るようになってきたと思っています。そこで、インターネットは心理主義化にどう影響しているのかということをお三方に対してお聞きしたいと思います。

特に戸恒さんは現場にいるわけですが、心理学や精神医学用語を使ってくる人はけっこういると思うんです。そういう人はどこでその貫葉を知っていくかというと、僕の取材ではチャットですとか、DSM-IVの解説のサイトなどを利用して、自分の情況を組み合わせて、自分はこういう病気なんだと思い、医者に行くとか、友違に自分のことを説明するということが多くなってきているという感じがするんです。インターネットの急速な普及は心理主義化にどのくらい影響し

ているのでしょうか。

運動へとつなぐ回路

篠木: 斎藤さんはブルデューの例を挙げられて話されました。フィールドワーカーとしてのブルデューは自分のインタビューをもとに脚本を書いて市民に見せる。自分のポジションが分かって自己確認し、自己解放される。そこには少し飛躍があるような気がします。

いろいろな問題を抱えて落ち込んだり、怒るといったことがあると思いますが、その自分を社会の中で相対化でき、それで自己解放される、そこにはもう一つ何か回路が必要だと思います。それがグループカウンセリング、ピアカウンセリング、ソーシャルワーク、ソーシャルアクション、そして社会運動として自立していく。自分のボジションが分かって、それを社会運動につなげるという回路が必要だと思うんですね。

今の日本社会を振り返ると、何でも個人に原因を求めようとする。その装置として心理学が役に立っている。それが国家主義や民族主義に利用されていく。病んでいるのはなぜか、それを個人の内面にばかりに求めずに社会全体も見ていくべきだと思います。構造的な問題、経済的な問題、システムの問題、それを隠蔽する装置として心理学が機能している。

大きな問題がどこにあるか、それを社会運動につな げるためにどういう回路を作っていくかということを お聞きしたいと思います。

石川: 私は長い間企業におりまして、人事部の仕事をやってきました。3年程前に、リストラをする立場にありました。100人程度リストラをやりました。やった関係上自分も退職をしました。第二の人生ということで、再就職支援会社でカウンセリングの仕事をしております。会社を辞めた時には、私の第二の人生はこれしかないと、意気にもえてカウンセリングをやっていました。今3年近くやっております。

実際にどういうことをやっているのかというと、会社を希望退職された方、いわゆるリストラされた方をお預かりして、その方の再就職を支援していくんで

す。年収一千万近くの方がけっこういらっしゃいます。実際の就職の市場は年収300万か200万近くの情況ですから、そのギャップを、カウンセリングと称して話をしながら、悪くいうと納得していただく、それが現状なんです。

私が人事にいた時も、会社の中で企業のカウンセリングをやっていました。ここでも企業の中の「問題の方」と会って、悩み・問題を聞いて、うまく職場になじんでいただく、なじんでいただけない場合には、辞めていただくということになります。勿論人事と調整をとりながらということですが。そのような実態が、カウンセリングという名前で行われているわけです。

先ほど中島さんの方からキャリア・カウンセリング の話がありました。第二の人生を考え、今まで会社で 苦労してきたので、次はやりたいことやりたいという ことで、キャリアということ考える、あるいは考えて いただくようにこちらからお話するわけです。中には 福祉の方にいかれる方もいらっしゃいます。ただ、これは今は厚生労働省を中心に国の施策としてやられて いるんです。端的に 首ってしまうと、問題が起こらな いようにソフトランディングさせて、うまくまるくお さめていくんですね。こういう形でキャリア・カウン セラーは大量に養成しようということになっています。その中で心理学的な技法も取り入れた静座も多く 出てきています。

そんな中で、どうしていったらいいのか。その答えが出し切れないのが現状だと思います。国家のそういった施策とのいたちごっこになっていますね。よかれと思っていたことが、結果的には、暴動もなく、革命もなく、そこそこにうまく収まってくれればよいというところにどんどんのせられていってしまう。こういったところに今恐ろしさを感じています。何をやったらいいのか、なかなか解答が出せないところで悶々としているところです。

私は和光大学の出身です。私が学生の時、民主的で 自由な大学と言われていました。しかし結局、自由と か民主主義という名の下に管理をされていたんです。 その中で居心地の悪い情況を常に感じていました。で は、どうしていったらいいのか。当時は学生でしたか ら壊すことしかなかったんです。

今もそれと同じ様な情況があるのではないでしょうか。そこで何をやっていったらいいのか。何かうまく解がでれば、方向性が出てくるのではないかというのが今の気持ちです。

個人の解放とピアカウンセリング

篠原: 斎藤さんと議論したいことがあります。斎藤さんは「生き難さをかかえて破綻に直面している個々人が、そこで叫びだすところから個人と社会の解放ははじまる」というイメージを出されています。

亡くなった金井康治君はかつて養護学校に通いながら、地域の学校に行きたいという思いを表現していって、そこでぶつかったのが養護学校義務化でした。彼と家族が持っている願いに迫力を感じ、私たちも巻き込まれながら当時動いていました。そこは「そうだな」と思いつつも、今日のお話を聞きながら思うのですが、個々人のところから出発して、自分を解放しつつ社会を解放していく、そういうイメージで大丈夫かと思います。

例えば、障害者の自立運動の中で、ピアカウンセリングがかなり普及し、全国化していっている。行政からも進められている。障害者同士が抑圧された社会から自らを解放していく手だてのようです。それは非常に心理主義的です。つまり差別と偏見にさらされ続けてきた障害者の心の世界を解こうとして、その中でピアカウンセリングという心理学的な手法を採用していく。そこでお互いの関係をつくりながら、差別と偏見のない社会をつくっていく、そういうイメージを出していると思いますが、僕は「なんでそこまで遠回りするんだ」と批判してきました。

ピアカウンセリングには、結局のところ、健常者社 会に適応していくという形で、自分たちが納得して生 きていく、それを自立と称していく、そういう感じが あります。

斎藤さんの話は、この文脈とどういうふうに違うの だろうか、と思っています。

個が閉じこめられている、そして個を解放していく

という話と、社会が閉じている、そして社会を解放していくという話を連関させながら斎藤さんは描かれているような気がするんですが、両者は結果的にはつながらないのではないか。と同時に、個の解放という文脈でよいのか、と思うのですが。

差別・分断とカウンセリング

川:多摩市の福祉作業所に勤務しております。心理学やカウンセリングの弊害や、あまり役に立たないのではないかという点、それから管理という点について三人の方がお話になっていましたが、そのことにもう一つ付け加えたいことがあります。

以前心理の方にいて、そこに弊害を感じて、そこから離れていった者なんですが、心理学が人を差別化して分断していくのではないかという点を感じます。

今児童養護施設に心理職を配置しようという動きが 強まってきています。「これはいいものだ」と思ってい る方が多いようなんですが、ただこれには問題が多い ように感じます。例えば児童養護施設の子どもたちは 唐待受けたから心のケアが必要だということが、児童 養護施設の子どもたちは心の問題を持っている、さら に児童養護施設の子どもたちは問題をもっていると なっていく。「心のケアが必要な人」と特定の集団をラ ベリングすることによって、例えば養護施設の子ども たちが大人になった時に、あの人は養護施設出身で、 養護施設は虐待だから心の問題をもっているのではな いかと見られてしまい、大人になってからも差別され ることがあるのではないかと思います。

児童福祉の分野では心理学はわりと歓迎されていますが、路上生活者に対する支援の文脈では、心理学が入ることに対して否定している人が多いんです。なぜかと言いますと、路上生活者の人に心理学的ケアが必要だというと、あの人たち個人が問題を持っているから路上生活者になったんだとなって、さらに路上生活者の行動・意識をせめるような方向にどんどん悪用されてしまっていく。実際、イギリスやアメリカで1970年代、80年代には、路上生活者に心理的支援をという議論が無用されて、ネオリベラリズムの政策を

推進するための原動力になったり、路上生活者をさら に差別していくような方向に社会が向かわせていった ということがありました。

そういった意味で、心のケアやカウンセリングは管理という側面の他に人を差別していく道具になっていると思います。心理テストについては人を差別していくということが学会でも指摘されているのですが、心のケアやカウンセリングもそういえるのではないでしょうか。心理学という道具によってソフトな形で社会が差別化されていくのではないかと思います。

原内:札幌の小学校の教員をしております。今教職 員組合で働いています。

今井君のことで少し。札幌のいろいろな集会で彼とは出会っていて、生きのいい高校生だなと思っていました。ある集会で「イラクに行きたいな」と言っていたんですが、まさか行くとは思わなくて、テレビで目隠しをはずされた時の顔を見て、ひっくり返ってしまいました。「行くんだな」と思い、偉いなとも思い、親の反対を振り切っていったんだなと思いながらも、デモをし、アルジャジーラに手紙を書き、政府に自衛隊は撤退せよと言い、命を助けるようにあちこちで呼びかけました。

解放された時は大喜びだったのですが、戻ってきて、すっかり「病人」にさせられてしまったのを見て、自分の思いをもっとぶちまけたらいいのにと感じました。沢山の人たちが毎日殺されている中で、皆のおかげで生きて帰れたのだから、喜びも含めて、現状も含めて話せばよいなと思いつつ、心理主義を含めて、今の政治の中に巻き込まれてしまったんだなと思いました。

山で遺難したリーダーが疲れ果てながらも話している姿はあるわけです。イラク派兵に反対しただけで、 大騒ぎになってしまう。国民の半分は反対しているのに、そのことに物言うことだけで、こうやって心理学が入ってくるのかなと思いながら見ていました。

今、教職員の中でも自殺は死亡原因の第2位になっています。組合としても、労働組合に出入りしている 精神科のお医者さんを呼んで講演を聞くことがあるんです。精神科のお医者さんは、うつは薬でなければ治 らないと言うんです。それとプロのカウンセリングが 必要なんだと言う。委員会をつくって、精神的に病ん でいる人を見つけなければいけない、すぐに見つけ て、その人たちを職場から切り離して休ませれば治 る、と。

でも、戻っても同じ様な職場だったらどうなんだろう、そこにいられないのではないかと思っています。

私は組合にいて、組合って何をするところだろうと 考えてしまいます。うつの原因になっている長時間労 働や管理主義や不本意な労働などを解決して、苦しみ 仲間の砦になっていかなければならないのに、根本の ところに目をあてないで、心理主義的なものに解決を 求めるのはおかしいなと思います。

心理学と理解の枠組み

斎藤: 篠原さんと篠木さんが言われたことはかなり 重なるところがあると思います。

確かにブルデューの話も断片的な話ではあります。 ある段階でピアカウンセリングなどを組織化すると、 うまくいって解放が果たされますよとデザインをする ことを私は目指しません。運動としてデザインできる ものではないと思います。解放は目指すべき方向とし て使われている言葉ですが、解放が果たされるという ことはありえないと思います。ある段階で何らかの専 門家が入り、カリキュラムのようなものを組み、そう すると運動はうまくいくといった話をするのはあまり 意味あることとは思えません。そこは、篠原さんが言 われたこととそんなにすれ違ってはいないと思いま す。

何かを言うとしたら、今自分がつきあたっている職場での組合運動で、組合の大義名分からこばれていくいろいろな問題があるということを言って、組合運動に風通しをよくしようということなんです。

組合のニュースなり何十年史なりで、我々はかく勝利したと書かれる中で、こぼれていくもの、公式の歴史には残らないいろんな無念の思いがある。それはどうするんだということを僕は置いたいんです。それは運動体の組織の在り方として再検討すべきことではな

いのか、と、

三井ゆきさんの「トラウマやアダルトチルドレンといふことばなき世を人はいかに越えしや」という短歌があります。今はトラウマやアダルトチルドレンという理解の枠組みが与えられて、訳が分からない時に、一体どうやって人は困難を越えていたのだろうかという歌なんです。僕は返歌のつもりで「『LD』の次は『ADHD』分かったつもりにさせる呪文は」という歌をつくりました。ひたすら自分語りをうたって、それで解放をめざすのかというと、そうではないだろうと思っています。名付けられて症状が分かり、それで安心するということ、それはどうなのかなと思います。

年末から春先にかけて風邪がなおらなくて、身体の 具合が悪かったんです。その時、なんで病院でちゃん と診てもらわないのだと何人かの人に言われました が、診てもらわずに現在に至っています。同様にし て、「心」の具合がおかしいとか、あいつはやたらと怒 りまくっているとか、それはおかしい状態だから心の 専門家に診てもらった方がいいんじゃない、と言うの が当たり前になってくるのかなと思います。そこで診 断してもらうと、分からなかったことが分かって、安 心できるということがあるんですが、分かって納得す るということはどうなのかなと思います。

「少年の心の閣」とよく言われるのですが、人間はそんなに分かるものではない。閣があって問題だとみる時は、人間は訳が分かるものだ、分かりたい、分かっていないと不安だという観点があると思うんですね。そんなに簡単に分かるものではないだろう、分からないものは当面分からないままにしておいていいのではないかと思います。

教師をやっていると教師を演じているということでかなり辛かったりすることもあると思います。 良き教師をやろうとすると特にそうだと思います。 心理専門職はどうなのかと思います。 感情労働論からそういう議論もあるそうですが、そのへんはどうなのかと思います。

私のかつての同僚だった心理学の人が、職場にいろいるな問題があって、これは労使の問題になるけれど

も、そいうことの当事者になると心の平穏が保たれず、カウンセラーとしての仕事ができなくなる。 職業 柄コンフリクトの当事者にはなれないんだ、と。 多少エクスキューズで言われたのかもしれないのですが、 社会的紛争の当事者にはなれない職業的禁忌をもっている人というのはなんか変なものだなと感じました。

具体的な事・物・人の出入り

戸恒: 渋井さんの質問なんですが、2~3人の方をみて、インターネットの世界には完結した世界があるんだろうなとは思いますが、私はそれほど関わらないようにしているので、一緒にはのぞくけれど、そのことに対しては距離をとるようにしています。

私はこの仕事をしていて、人と出会えるのは何人もいないという思いがあります。今夢中になってやっているのは、関わっている女の人の家に出かけていって山のようなゴミを片づけるんです。それから生活保護を福祉事務所にとりにいったんですが、5回通ってなんとかとれたんです。私にとってはうれしい作業だったんです。

具体的な事、物、人が出入りするということがとても大事なのではないかと思っていまして、心理相談の1対1の場面で何かが解決していくなんてことはありえないと私は思っています。そういうことに関わらない方がよいという意見に対しては、ちょっと違うと思っています。こういう仕事をしていると自分のキャパが問われていく、そのことはいつも自分の中で気にしていることです。

中島:まず小沢さんが言われたことですが、心理主義化という概念はもう少し規定した方がいいということですが、それはそうだと思います。で、小沢さんは、心理主義は侮れないだろうと言われました。僕も侮ってはいないつもりなんです。相当恐いと思います。自分がやってきたことも、心理的テクニックとしてうまく取り込まれていくこともありえます。そういうことで、抵抗もしにくい、非常に侮れないと思います。ただ、社会が心理主義化されたと言ってしまうと、侮れないだけではなく、宿命的かのようにみえて

しまう。抵抗もできなさそうなものになってしまうというのが僕の印象なんです。心理主義化を構造的なものとして捉えると、静態的で必然的なものになってしまう。印象だけであまり理論的ではなくて申し訳ないのですが、僕はそう考えています。

社会の心理学的支配と置き換えるということですが、僕は心理学に支配されているとまでは思っていないんですね。これからそういう方向に行くのかもしれませんが、未だ支配されているとは思いません。

渋井さんのインターネットとの関係ですが、これは はっきり言って分かりません。僕の知っている人で2 チャンネラーはいっぱいいるんですが、そのことと心 理主義化との関係は分かりません。

運動への道筋をつけるのではなく、運動につながる

中島: 石川さんの「では、どうするのか」ということですが、これも分かりません。

分からないというのが実感です。僕は20年前まで教 員でしたが、その頃何人かに「自分はゲイだ」というこ とをうち明けられたことがあります。僕はフーコーが 好きだったので、ある程度この問題を分かっているつ もりでした。それでこの悩みに迫っていけると思って いたのですが、実際はあまり分かっていなかったと思 います。

そのうちの一人は90年代からのゲイリベレーションの運動にも積極的にかかわっています。何回かその後もあっています。2、3年前に会った時、「中島さんにゲイだと言った時、変なことは言わなかったけれど、目はうつろだった」というようなことを言っていました。多分私は分かっていなかったのでしょう。

彼と最初に会った後で、ゲイリベレーションや、トランスジェンダーなどの動きの中ではじめて分かっていくことも多かったのです。80年代には僕だけでなく、多くの人が分かっていなかったと思います。個人の問題に選元できることではなく、私たちのセクシュアリティにかかわった問題であり、私たちの関係の在り方を根底からひっくり返すような問題であるとするならば、そう簡単には分からないことだと思います。

分からないから、いろいろと考えたり実践したりして問題に迫っていくしかないわけで、問題の解決方法を安易に出すことはできないと思います。ですから、心理学はだめだからこういう方法があるという解決策は出せないというのが現実ですし、そこに立ち戻って、その問題をめぐっていろいろ考え、実践していくしかないと思っています。

これは篠木さんの言われた運動につなげる回路をどう作るかということと関係してくると思います。解決策がない以上運動へとつなげる回路もそう安易に出せない。むしろ、既に生まれている運動に私たちの方がつながっていくしかないと思っています。ゲイリベレーションや「不登校」など、様々な運動が新しい形で提起している問題にアジャンセ(組み込み、組み込まれ)していくことで考えていくしかないように私は思っています。

川さんが言われたカウンセリングがもつ分断化、差別化ということですが、その通りだと思います。臨床心理学はまず分類します。「不登校」に関してもいろいる分類します。今は「怠け型」に焦点をあわせています。「怠け型」が増えているから、単に待っていてはだめだと言っています。そういった在り方は分断するということでもあると思います。

〈日本社会臨床学会第12回総会報告〉

⟨シンポジウムⅡ〉教育基本法「改正」になぜ反対するのか

発題。 岡村 達。雄、山田 真、岡山 輝明、佐々木 賢 司会 古谷 一寿、篠原 睦治

発題1 教育基本法「改正」――戦後公教育の<構造改革>として捉える

岡村 選雄(関西大学)

はじめに

今回の教育基本法「改正」をめぐる問題は、昨年(2003年)3月20日に中央教育審議会の答申が出された時に特に表面化しましたが、それに先立って中間報告(2002年11月)もありました。その時からすでに一年以上が経っています。また、様々な立場からの反対運動も行われています。私は日本教育学会に所属していますが、そこでも教育基本法「改正」をどう受け止めるかというシンポジウムや研究会が開かれてきました。今回の「改正」をめぐり、いくつもの本が出ていますが、その論調は似かよっています。ここでは、私から見て争点と思うものを取り上げてみることにします。

一つは、なぜ、この時代において教育基本法「改正」が提起されているのかという問題です。それに対して、なぜ「改正」に反対するのかというのが二つ目の問題としてあります。戦後も有に半世紀を越えて、時代状況は大きく変貌していますが、かような事態の下で私たちはどのような社会を構想しうるのか、そうした社会構想との関連において、教育の可能性と探究されるべき教育のあり方はどうなのか、「改正」問題をそうした展望とのつながりでお話ができればと思います。

戦後の教育基本法「改正」の流れ

最初に、なぜ、いま教育基本法「改正」が提起されて

いるのか、ということです。すでに教育基本法「改正」については戦後何回かの「改正」論議がありました。昨今の政府も「改正」を課題にしながら、その都度、実現されないで今日に至ったのです。今回の動きは、従来の二の舞とならないように準備され、国会に政府提出法案として上程し、「改正」を実現するという段取りで進められてきています。「改正」を推進する側は、これまでの経緯を総括し、今日の政治的状況を踏まえて、今こそが「改正」を断行する機会と見ているのです。

ところで、現在、公教育の戦後体制は構造的な転換を果たしつつあります。その背景には社会の仕組みや 産業構造そのものの転換が控えおり、「改正」の動き は、そうした明確な構造転換をイデオロギー的に表象 し、シンボライズする役割をも持っているのではない か、そう思えるところがあります。憲法「改正」も教育 基本法「改正」も、新しい国家や体制への移行、そうい う明確な節目を人々の意識の中に刻み込んでいく、そ のような転換のイデオロギー的シンボルとしてもある のではないかと思います。

戦後の「改正」論ですが、例えば1950年、当時の天野貞祐文部大臣が愛国心等々を主張し、さらに1961年に当時の池田内閣の荒木萬郡夫文部大臣が「改正」の方向を打ち出しました。それから1975年~76年にかけて、当時の自民党文教部会長だった西岡武夫氏らが中心になって、教育基本法の全面「改正」を提起しました。60年代、70年代の「改正」論は論としてはありましたが、結果的に「改正」されることなく終わりました。80年代の臨時教育審議会では、公的には教育基本法の枠組みの中での「教育改革」というしばりのもとで、「改正」論は自民党という政党の政策レベルでの扱いに止め、政府、行政レベルの公的問題にはできな

かったという事情がありました。

こうした「改正」論議のいきさつを見る限り、教育基本法に対する占領下での消極的位置づけではなく、改憲派のいう〈自主制定〉論のねらいと同じように、日本の伝統と文化の尊重、国を愛する心を公定した上で、それを涵養していく道徳教育を中心としたあり方に変えていくという流れの中に一貫してあったと思います。

今回も、教育基本法第1条「教育の目的」の中に、国を愛する心を新たな徳目として入れる、あるいは伝統や郷土愛を入れていく、そういう基調、「改正」実現を図る推進勢力の立場が明確にされてきたと思います。

[教育基本法第一条(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

同法第十条(教育行政) 教育は、不当な支配に服 することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行 われるべきものである。②教育行政は、この自覚のも とに、教育の目的を遂行するに必要な錯条件の整備確 立を目標として行われなければならない。]

「改正」のねらいと背景

今回の「改正」の背景には、冷戦体制終焉以降の世界のグローバル化に対応する国家レベルでの構造改革、あるいはそれに伴う「教育の構造改革」があります。この政策を実現しうるような法的な枠組として、教育基本法体制の新たな再編が必須になっているわけです。昨年(2003年)5月に出された文部科学省の「教育の構造改革」は、今後の日本の教育のあり方に関する、ある意味では国策上の基本的な政策指針といえます。

そこでは4つの原理が掲げられています。ひとつ目は個性と能力の尊重、ふたつ目は社会性と国際性の涵養、3つ目は選択と多様性の重視、4つ目は公開と評価の推進です。これらは今日の日本資本主義の産業的要讃である人材養成に応える国や政府の倒の基本的な教

育改革の理念として打ち出されているものです。

第1に、それは能力主義の理念と原則をいっそう徹底しうる体制への移行であり、第2にはナショナリズム、国家主義をさらに強化していくこと、第3には学校教育を市場主義と自由化と民営化によって促進し、第4には「評価」による新しい管理主義を教育の全体に及ぼしていくこと、そういってよいでしょう。

80年代後半以降、臨時教育審議会の自由化論や民営 化論を露払いにして、それにつづく90年代に展開され た諸々の「制度改革」を土台にして、戦後公教育体制を 方向づけてきた教育行政や教育政策の諸原則を再定義 して、すでに変容しつつある公教育体制の新たな質に 対応した法制に向けて、教育基本法の「改正」が位置づ けられています。端的に言えば、国家主義と市場競争 原理の教育への転換です。

ところで憲法・教育基本法体制下の公教育は、教育 を受ける権利を保障する体系として組織されてきたも のです。それをもって福祉国家の教育像とみなされた わけですが、「改正」案では権利保障から自己責任や自 己決定という受益者負担への原理転換が画され、同時 に、国民原理と併記されていた「個人を尊重する」とい う個人主義的原理に代えて国家共同体論的な方向への 転換が目指されています。機会均等原則がもたらした 教育の量的な拡大もその内実をみれば、能力主義は習 熟度別指導、適応指導体制、「障害児」教育における分 離別学、中等教育学校の新設など、多様な形式、方法 によってすでに「実体化」され、支配的な現実として体 制化されてきています。現在、能力主義は優生学的、 決定論的な見方で装いを新たにしつつあり、戦後公教 育体制の原理を補強し、新たな編成に応じた法の体系 への変容を必要としています。

このような公教育の能力主義的な再編が、様々な領域においてすでに進められてきています。たとえば、グローバル化は、まさにグローバルに境界を溶解させながら国民国家の枠組みをも揺るがし、それを促してきたものが世界を市場化する資本の運動だというのはいうまでもないことです。こうした事態は、確実に人びとを支配する様式に変容をもたらしてきましたが、この変化を、ミシェル・フーコーのいう「規律型の支

配」のあり方から管理の新しいあり方への移行のうちにみようとする見方をあげることができます。それは、生一権力あるいは生一支配といった、人びとのく生>の操作を通した支配、権力のあり方を伴ってきました。市場主義や競争主義が掲げられ、あらゆる領域を例外なしに貫いて行きつつあります。今日の小泉内閣による特区制度の設定は、むしろ例外的なあり方を「常館化」し、それが一般的だと観念せしめる心理機制を作動させています。

教育の領域で進展してきた事態についても同様です。 従前は、領域の明確な区分、境界線の厳守が管理、支配の前提とされてきたのに対し、公と私、官と民、内部と外部あるいは資格・専門性の有無などにより分け隔てられてきた境界が不分明になり、そこを往来自由にすることが新たな管理の方式を必然ならしめています。

日本の社会、経済、産業、文化、イデオロギーなどの構造自身がかつてなかったような形でドラスティックに変わりつつあります。問題は、この構造の転換と変容に対応しうる新たなイデオロギー的な枠組みをつくらざるを得ないという地点に立ち至っているのは明らかです。この事態の中で、愛国心教育はあらたな段階に至っています。「敗戦」はなによりも愛すべきとされた対象としての国家を国民から喪失させ、また愛すべき対象としての国家を具体的な像として明確には示し得なかったのです。そういう戦後の流れの中において、今度のイラク戦争への参戦は、〈自衛隊を国軍とする国家〉を可視化させ、愛すべき対象としての国家というものを国民意識の内に「復元」させようとしています。

「国際社会における人道的貢献」と称して実際に戦争に加担、参戦していくような事態の進展は、愛国心教育を、かつてとは違う段階に至らしめています。それは、憲法「改正」を推進する動きと教育基本法「改正」促進とが不離一体であることに示されています。

教育基本法「改正」が目指すものは何か、そしてこれ に反対する根拠をどこに求めるのか、ということがあ らためて問われてきています。今回のシンポジウムは 社会臨床学会自身が教育基本法「改正」に反対する立場 を何処に求め、共有できるか、共通な認識は可能か、 それを問うものだと受けとめてきました。学会員の一 人として「改正」に反対する理由について私の見方を述 べてみたいと思います。

教育基本法第10条問題を考える

今回の教育基本法「改正」に反対する立場から見ますと、「改正」によって何が実現されようとしているのか、この「改正」によって日本の教育はどうなるのか、それらを問題にせざるをえません。いろいろな見方があって当然です。答申を読むと、そこには、一般に育われているような「個人を尊重し、自己実現を果たしていく人間の教育を目指さなければならない」とか、「共生」という概念を示して「個性的なあり方を大事にしなければならない」などのことも記されているからです。

ところで答申では教育基本法第10条に触れていますが、それを「改正」反対論が問題にしています。第10条は、その1項に「教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」、2項は「教育行政はこの自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備、確立を目標として行われなくてはならない」と規定しています。

じつは戦後を通して国、政府や行政側はこの10条の精神を踏みにじり、一貫して不当な支配を行ってきた、という見方があります。特に問題にすべきことは、教育の内容や価値に当たるものに国家が介入し、支配しようとしてきた、教科書検定や、学習指導要領の国家基準の設定など、教育内容のあり方に干渉してきた、と言ってきました。これに対して、それではどのような論理を対置させ、批判してきたのか、ということです。いわゆる内外区分論がそれであって、対抗的な論法のひとつとして提起されたわけです。教育行政はその行政作用の対象を、教育内容と教育条件・施設関備という領域に大別し、それを内的事項と外的事項と呼んだわけです。この内外区分論は、要するに、教育行政の責任の本体は、あくまでも外的な諸条件の整備に対してであり、それが第10条2項の条文の趣旨

だとされてきたのです。教育の理念、目的、価値および思想、信条、学問の自由などの内的な事項は個人の自由に委ねられるべきもので、国家が関与してはならないということでした。戦前のようにあらゆる形で国家が教育を支配することにならないように、行政側の役割は外的な事項に限定すべきだということだったわけです。

この点に関して最終答申では、行政側は外的事項だけでなく内的事項たる内容に対しても責任を負うのであって、教育判例上も当然であると認容している、と言っています。ということは「改正」によって、国家は内外にわたって教育に支配を及ぼしていくという意志表明なのです。それは教育における公権力作用の実態を事実として認めよと言うに等しいものですが、同時に、「内外」を問わず、公教育における「公の支配」、「正当な支配」とは何か、そのような原則的問いに応えることなしには語れないものです。

国家が教育の目的を法定してよいのか

政府や行政は教育の〈外部〉に責任を持つべきで〈内 部〉に対しては関わるべきではない、ということは教 育基本法の制定にあたって、立法者意志とされてきま した。しかし教育基本法が制定される段階において は、日本国憲法はまだ施行されていませんでした。戦 後の第1回総選挙(1946年4月)を経た第92帝国議会 (憲法施行前)でこの教育基本法の法案が審議されてい ます。その審議過程で、第1条の教育の目的について 質疑が行われています。つまり、敗戦による占領下 で、非軍事化、民主化、国民主権、人権に基づく占領 政策は戦前の天皇制もしくは教育勅語に基づく臣民教 音を否定し、新しい近代的で民主的な教育の確立につ とめるとしても、国家による教育目的の明示には問題 があるのではないか。つまり、国による「目的の法定」 は自由を侵害するというメッセージであったわけで す。

そうであるのに、第1条は「教育目的」を「法定」した のです。その理由は、簡単に含えば、教育物語の失効 による、国民にとって拠り所であった倫理規範に「空 白」が生じたとみなされ、この空白を埋める必要から、教育物語に代わるものとして国家が新たな目的を 設定していかなければ、物語的な観念、行為や振る舞 い方から脱することなどできない、とみなされたので す。

新しい文化的民主的国家へのスタート時点という敗 戦後の状況の中で、それが確かに問題を含むとして も、国家が新たな目的を掲げて人びとを導いて行くと いうあり方は是認できるとする見方が通ったわけで す。教育基本法の第1条の規定は、教育をそのような 行為として公定すること、なによりもそれが国家によ る「法定」という形式をとったという点で、歴史的意義 をもつことになったと、私は捉えています。そこにこ そ、国民の形成(育成)たる由縁があったというべきで しょうか。問題は、諸個人が自分の価値観に応じて、 何を自らの価値とするか、それは元来、個人の自由に 帰属するものですが、そうした立場と衝突しつづけ て、それは戦後、政治状況に応じてくりかえされてき たのです。

この第1条の条文には「個人の価値をたっとび」とありますが、じつは「個人を尊重する」と言いながら、「目的の法定」という形式面では、それとは裏腹な役割を果たしてきた関係に置かれ、そうした矛盾を抱え込んできたわけです。第1条そのものが、第10条の言う不当な支配に当たるのではないか、第1条自体も矛盾している。こうしたねじれた法の構造によって、違法、不当なことが正当な支配に変換させられてきたのではなかったか。いずれにせよ、教育基本法は一個の特有な法制的な性格をもった教育体制を成立、展開せしめ、戦後教育の構造と性格に歴史的意味を与えてきたのではないかと思います。

「改正」は教育の矛盾を増大させる

国家的な価値や法によって公的に定められた目的や 理念に基づいて教育が行われるあり方から脱皮し、そ うした呪縛から解放されるような教育に向けて、現実 を変えていく実践や運動に、教育基本法「改正」に反対 していく一つのあり方を見い出したいと思います。 「改正」に反対していく上で、多様な立場があるのは当然であり、その立場の多様性が「改正」推進を利することにはなりません。

差別、選別や競争主義、不登校など日本の教育をめ ぐる現実と問題世界は、教育基本法の枠組みの中で、 政策と運動とを基軸とした対立、抗争、妥協などを通 じてもたらされてきたものです。その意味で教育現実 は教育基本法制に内包されている矛盾の表れと捉えら れます。この現実自体を「改正」推進勢力は正当化した 上で、さらに推し進めようとしており、その点でもこ の「改正」を認めるわけにはいきません。

第3条の「機会均等の原則」についても同様です。「能力に応ずる教育」をどのように捉えるか、依然としてそれは重要な問題として問われ続けています。

「改正」がそれをもっと確実に進めていくということであれば、市場主義や自由化も、新たな競争主義的な、あるいは能力主義的な教育のあり方を一層強めることになり、「改正」はそのような体制化を図るしかないでしょう。

「改正」の契機となった教育改革国民会議が当時の森 総理大臣の私的諮問機関として設置されたように、最 初からそれ自身が正当な手続きを欠いた「不当な支配」 のあり方として進められてきたわけですから、これを 認めることはできません。また市場主義的なあり方へ の教育の移行とナショナリズムを中心とした国家主義 的なあり方をさらに強めていくという方向が明確であ り、そうした方向への選択もまた認めるわけにはいか ないことです。

答申の中で教育振興基本計画を策定するとしています。かつて1971年の答申(46答申)において、長期教育計画の策定が政策課題とされながら実行に至らなかったことがありました。福祉国家的な給付行政の限界に直面し、行政権の肥大化の是正、行政権限の再配分や統廃合等、行政改革国家、新自由主義路線への転換、さらに、規制緩和、市場主義、競争主義による行政の再定義など、行政側が一方的に計画を策定し、行政裁量権を強化し、配分権力としての国家による教育が実現されようとしています。行政計画は、その策定、実施において専門官僚制や、立法府、法の規制の

強化を伴いつつ、行政側によるフリーハンドでの基本 計画の実施を強化することになります。内閣府の登場 は、行政権力の強大化のための、違康性が指摘される 一連の行政組織改革の象徴です。

ここで、憲法・教育基本法と戦争責任について触れ ておきます。

戦後一貫して日本国家に問われ続けてきたのは天皇 (天皇制)を含む戦争責任、戦後補償、戦後責任です。 それらを果たさないまま今日に至っています。このような事情と事実の上に教育が行われてきたということ、また、そのような歴史責任を履行せず、「教育目的」を理念的に祭り上げて無意味化させてきた政府、行政の責任があります。それとともに、「目的の法定」という問題を抱え込んだ「法制」そのものが問題にされてしかるべきです。それは教育基本法が担わせられた負性であると私は思います。そういうことを明確にしないまま「改正」が行われていくことは認めがたいことです。戦争責任を免責してそれを正当化するような「改正」のあり方である限り、それを問題にしていかねばならない、そう考えてきました。

新たな教育構想をめざして

教育基本法の「改正」をめぐる問題について、私なり にいま考えるべきことについて述べてきました。最後 に、どのような教育構想を立てるべきなのか、それに ついて述べてみます。

教育基本法に新たな理念的な拠り所を求めて描かれるような教育のあり方を目指すのか。あるいは教育基本法に備わっているさまざまな限界を克服していくような、例えば国家によって教育の目的が設定されるような呪縛から解放されるようなあり方を目指すのか。こうした選択ということであれば、後者の方を目指すことになるでしょう。それはどのような教育構想なのかとなれば、具体的にいま提示はできません。ただ大事だと思うことは、教育基本法の及び得る境域を越えた教育のあり方はどのように可能か、私たちはそうした問いについて同時に論議を進めていってもよいのではないかと思います。

もちろん、教育基本法は近代的な賭原理によっていますし、近代的な人権論、権利・義務観を基盤にしています。また、近代的な人間観によって教育が語られており、そのことについては批判を続けてきたわけです。ですから教育基本法の「改正」に反対する運動の中でこそ、新しい教育構想を探究することは、それを希望やユートピアとして語るのではなく、教育現実を批判し、問題の所在を映し出す鏡として必要なのではないかと思います。

今回の「改正」推進に立つ側は、戦後日本の公教育体制の変容しつつある現実が、グローバル化を根因とする市場主義と国家主義の双方向性を満たしうるような教育のあり方を可能にすると見なしているのかもしれません。しかし、転換しつつある時代の中で私たちが求めるもの、さらにかれらから見ても、それらを満たしうる新たな法的な枠組みは、この「改正」によっても、また「構造改革」によっても、もたらされることはないでしょう。私たちにとって教育基本法「改正」問題とは、憲法・教育基本法が歴史的に背負ってきたさまざまな負性を直視し、それらが提起している諸課題の解決に向けた実践と運動をつづけていくことだと思います。

く質疑応答>

山賀: グローバル化の中で、そこへの対応としての 教育基本法「改正」というのはよくわかりますが、各地 の民族紛争などでナショナリズムとグローバル化が対 立しています。産業資本の世界化に対する不安として のナショナリズムズムはわかるが、形としては矛盾し ているのではないか。

岡村: グローバル化はナショナルな領域を越えて進んでいく限りにおいて、ナショナリズムを強化していくこととグローバル化とは対立し、反対のベクトルになるのではないか。そういう疑問ですが、私は反対に、グローバリゼーションが進む中で、国家の枠組みがどこまで維持できるか、というせめぎあいが起きているのだと思います。ナショナリズムは一方の軸として進んでいる、そのような矛盾を含みながらグローバ

ル化が進んでいると思います。だから矛盾しているという指摘はその通りだと思いますが、そういう矛盾を抱えたあり方がグローバル化だと思います。

瀬川:グローバル化と国家主義が相対して成立しないんじゃないかという点ですが、グローバル化すれば共通の土俵やルールの中で競争できるわけで、競争ということが入るとグローバル化と国家主義が矛盾しなくなるように思われるのですが。

岡村: これは難問で、グローバル化はグローバルの 論理を突き進めると思いますが、現実はグローバル化 の背景には、歴史が作り上げてきたさまざまな人間の あり方や地域の文化や生活のあり方、宗教や民族やさ まざまな人々が住む単位があります。国民国家は人為 的に作られたものではありますが、グローバル化は基 本的には国民国家の枠組みの境界を外しながら、世界 市場化を果たしていくことだろうと思います。しかし ネーション・ステートという枠組みはかつてと違う状 況に置かれています。われわれが思うほどグローバル 化によって簡単に解消していくとは思いません。例え ばEUの中で国民国家の枠組みがすべて取り払われて いるわけではありません。しかし、かつてと違う国境 のあり方がつくられています。EUの通貨の問題にし ても国民国家の枠組みを越えていくような状況が生み 出されています。しかし一方でグローバル化が本当に 世界を地球のすべてを覆えるのかどうかは、私にも何 とも言えません。日本の国家自身は国民国家の枠組み の中においてグローバル化に対応することを選択して いると思います。自ら国民国家の枠を外していくこと と愛国心などによってナショナリティーを強化してい くことは矛盾のように見えるけれども、現実はそうで あると言わざるを得ません。

発験2 「教育改革」はどこへいざなうのか

山田 真(八王子中央診療所)

教育現場の厳しい状況

今年(2004年)4月29日に神楽坂にあるラポール日教済という会館で東京都の今の教育弾圧に対する抗議集会がありまして、会場に入りきらないくらいの500~600人が集まりました。東京は非常に厳しい状況になっていますが、福岡の先生たちに聞くと、東京であったようなことは福岡では10年前にすでにあったことだ、けれどもその福岡が大弾圧を加えられている時に全体としての動きは鈍かったと福岡の先生たちは言われます。そして、今の東京での状況というのも必ずしもまだ弾圧を受けていない地方ではいずれ自分たちに起こるものとは受け止められていないということはあるだろうと思います。

先生たちの中には毎年「君が代」にあわせてピアノを 弾けと言われてそのたびに神経性胃炎になる先生がいますし、今年は吐血して胃潰瘍で入院する先生もいま した。かつて3~4年かもう少し前、学校でピアノを弾 けないという先生がいると、校長などが診断書を出せ ば弾かなくてもいいようにするから、という話があっ て、実際に半分病気な人ですから診断書が嘘というわ けでもないですが、校長も言うことだしというので診 断書を書いていました。そのうち本当に先生たちが3 月近くなると病気になるという状態になりまして、大 変なことが起こっていると思います。

私は教育基本法が変わるということは、かつての福岡や最近の広島、東京で起こっていることを法的に整備するだけに過ぎないし、そういうものの正当性を法的に支えるための体制は、既に私たちの目に見える所に存在していると思います。実際、私の感じでも戦後の何十年というのが幻想であったのかどうかわかりませんけれども、とりあえず言ってはいけない言葉というかタブーのような言葉があったり、あまり議論してはいけないようなものもありました。しかし東京では

知事に石原慎太郎が出てきてタブー破りをどんどんやり、タブーであった言葉を言うことによって、大衆が抱えていた、本当は思っていても言ってはいけないごまかしみたいなものを、彼が率先して破ってみせることによって大衆の支持を得るという、非常に危ない状況が出てきています。そういう中で言ってはいけない言葉が言われるようになったのだと思います。

健康増進法と「自己責任」

最近「自己責任」という言葉が言われていて、私はつ い最近「自己實任」という言葉をどこかで見たなと思い ました。昨年(2003年)、健康増進法という恐ろしい法 律が作られまして、この法律はもっぱらタバコの問題 みたいに言われていますが、現実にはそうではなく て、これは「自己實任」ということをはっきり言う法律 であると、「健康増進法」や「健康日本21』という政府の 解説した本の冒頭にそう書かれてあります。書いたの は大阪大学の多田羅浩三という公衆衛生学者ですが、 「健康の問題は、これまで社会的責任であって、国民 の健康を保障しなければいけないのが行政の役割だっ たが、これからは自己責任になる」と言うんですね。 要するに病気になったのは自分の健康管理がまずかっ た、健康作りに失敗した人間が病気になるのであっ て、そういう人間に対して国は補償しないから、自分 で失敗した分の罰として自分で支払えという。

これは今回イラクで人質になった人たちに対して督 われたことと全く同じ論理だと思うんですが、国が雷 うような方針に従わなかった者や、雷う通りにできな くて失敗した者については国はもう責任は取らないし 補償しない、あるいは国の言うように忠実に動いた人 間に対しては補償するが、そうでない人間に対しては 補償しないので、自分で勝手に支払いなさいというこ とがはっきり言われるようになったのだと思います。

これは国家が守るべき個人の対象を限定したという ことであって、国に対して忠実であり、戦前の言葉で 言えば報国の精神で尽くした人間に対しては、国は何 らかの補償をするが、それ以外の人間には補償しない ということです。ですから「自己責任」という言葉は現 代の国のあり方を象徴するキーワード的なものだというふうに私は聞きました。

排除される「できない」子どもたち

能力主義については斉藤貴男さんが「機会不平等」 (文芸春秋社2000年)の中ではっきり引用されて有名になりましたが、三浦朱門が言った、「戦後の教育では、できる子だけを伸ばせばいいのであって、できない子どもは放っておいていいんだということは言えなかった。しかし、もうそういうことを言う時期に来たので、これからの教育はできるものはどんどん伸ばしていき、できないものはできる子の足を引っ張らないように実直な精神を養ってほしい」という言葉があります。これもやはり言ってはいけない言葉だったと思うのです。現実はどうであれ、少なくともすべての子どもに基本的な学力をということで、できる子だけ見ていればいいという訳ではなかったと思うのですが、こういうことも、もうはっきり質われるようになりました。

「愛国心」という言葉もそうだと思いますけれども、 言えなかったことが言えるようになったということで す。ただこういうことを思い切って言うには石原慎太 郎のようなキャラクターが必要であって、あんまり言 いたくない、もう少し誤魔化してキレイごとで済ませ たいはずなんですが、現実の体制としては、なりふり 構わずいろんなことをしなければいけない時期に来た んだと思います。

私は、障害を持っている子どもの運動に関わってきまして、東京では障害を持った子どもを高校へ入れる という運動をずっとやってきました。が、今非常に苦 しいところへ来ています。

十何年かかって、「0点でも高校へ」ということで、 知的障害を持っている子どもたちが高校へ入って卒業 してきました。私の娘も高校に入るまで4年かかっ て、入ってから6年という10年の月日を経ましたけれ ども、都立高校の全日制を卒業することができました が、今はとても入りにくくなっています。

点の取れない子どもが入るというのは、かなり偶然

性に依拠するところがあって、定時制はまあ入れるのですが全日制に入るとなると、たまたま定員割れが起こった時にそこをうまく目的校と決めて入り込む、ということでした。娘も定員割れした高校に入ったわけですが、今日、こういう偶然性も排除され、たまたまの幸運みたいなものも許さないと。

それを東京都の教育委員会はずっと言っていました。つまり、もっと点数の取れる子が入れてないのに、点数の取れない子が偶然で入るのは正義ではなく不正義だと。そういう不正義論はおかしいと私たちは言って、実際には養護学校の高等部を落ちた子が全日制の高校に入ったり、定時制に入ったりするという面白いこともありました。それは針の穴のような小さな穴を通して高校へ入るということでしたが、それもなるべくなくすことにして、高校がそういう子を入れないように独自の対策を立てていいとなっています。とりわけ(重点校)と言われる高校は、自分たちで勝手に入試問題を出していいことになっています。

私たちは例えば試験で記述式の問題を全部選択式の問題に変えることで、障害を持っている子でも何とかできるようにしてきましたが、そういう問題をやめて、障害児が入ってきそうな学校では論文と面接にするのです。面接と論文にされますと喋れない子だとか字を書かない子は、もうそれでダメになってしまいます。そういう意味では多様化することによって偶然性を排したことで、できる子から類番に正確に入っていくようにされています。こういうようなきちんとされ方というのが、例えば特別支援教育の中で行われていると思います。

誰のニーズによる教育か

〈特別支援教育〉というのは、最近ADHD(注意欠陥・多動性障害)だとかLD(学習障害)とか替われる子どもに対しての教育ともっぱら貫われていますが、基本的にはアメリカ型の能力別教育だろうと思います。 今構想されていることで置いますと、障害を持った子どもが学校へ入ろうという時に、この子にとって必要なニーズは何かということを考えるコーディネーター のような人がいて、その人が教育プランを作ってその 子にとって最善と思われる教育プランでずっと教育し ていくという形です。今まで実際に障害者を学校へ入 れる運動をやってきた運動体の部分でも、特別支援教 育に対する評価は必ずしもネガティブではなく、積極 的に評価しているし、これを通してインクルージョン にと言っている人もいます。日教組も具体的にはこれ に賛成しています。

でも、その子にとっての教育的ニーズがそう簡単に 決められるのか、という問題があります。私も、障害 を持った娘のことで学校といろいろやり取りをする経験をしましたが、私がこの娘にしてほしいと思う教育 と、学校倒がしてやりたいと思う教育とが全く食い 違っているという場面が日常的にありました。恐らく 娘本人が望んでいる教育というのはまた別にあるはず なんですね。ただ彼女はちゃんと表現ができませんから、結局私たち親が求めるニーズと学校が求めるニーズとの間で調整されて、物理的に勝った方のニーズで 進められてきたと思います。本来的には周りの人間の それぞれの立場によって、子どもにとって必要なニーズということの考え方が変わってくるのだろうと思います。

ところが親たちの方では、その子どもにとっての ニーズをちゃんと考えて教育すると言われると、何と なく親が望んでいるニーズをちゃんと汲み取ってくれ て教育が行われるように錯覚するわけです。けれども 決してそんなことはないだろうと思います。

そういうことは現実に起こっています。今、呼吸器を装着して学校へ行く子がたくさん出てまして、私は 昨年日教組に委託されて、そういう子どもに対して学校がどのようなケアをするかということを考える委員会に入りました。実際にそういう子どもたちの問題が全体的になったのは、そういう子供たちが普通学級へ来るようになったからということがあります。今までも養護学校ではずっと問題になってはいたのですが、養護学校でもそういう子供たちをケアする体制がないので、ほとんど訪問教育になっていました。そういう子どもたちは病院を出て家に帰っても、学校へ行けるとか地域で生きるということはなくて、自宅にいて訪 問を受けるという形での訪問教育しかなかったんで す。

ところが大胆にもその家を出て普通学級へ出て行った子供たちがいて、その子供たちが多少の感染症なんかの危険はあっても、この子たちも十分に生きたいのだということを主張された時に、それに対して受けざるを得なかったのです。例えば大阪では行政がそれに対する一定の協力体制を作ってきたということがあるわけです。

押しつけられるニーズ

文科省の側では、こういう子供たちは全部養護学校へ行かせるということで養護学校にだけ体制を作るということを、今までに実験的にやっています。つまり養護学校に看護師を置いて、養護学校の教員にだけ3つぐらいの日常的な介助行為を許す。一応医者とか看護師でないと出来ないと言われている医療行為を、一定の訓練をした上で養護学校の教員に許すということです。これは非常に限定した取引きになるわけです。

要するに普通学級に行く場合には何もしてやらない けれども、養護学校へ行くということだったら養護学 校には場所を作ってやるということです。しかも看護 師を置いたり、教員にいくつかの医療行為をさせたり ということでです。

親としては、そういう子供たちが学校に行くことの 大きな目的は、子どもたちのことをみんながちゃんと 知ってくれて、そういう子供たちのケアがそんなに難 しいことではないことと分かり、周りの先生とか子供 たち同士でもできるような(医療というよりは)日常的 な生活援助なのだということを知ってもらうことがあ るわけです。けれども、親がそのように望むことは無 視されて、一般の教員や子どもにやらせるわけにはい かないということで、基本的には普通学級へ来る場合 は親が来てやれということです。周りの人が協力する 体制は作らないということになっています。

こういう状況ですから、私たちがどういう体制を作るのが望ましいかを考えていくことが非常に難しかったのです。個別に考えられていればまだ何とかなるけ

れども、制度として作られてしまうと固定的な枠をは められたものになってしまうだろうという気がしま す。コーディネーターみたいな人を置いて、学校の中 にその子をケアする委員会みたいなものを作って、み んなの意見を聞きながらやっていくというような曖昧 なものになっていくわけです。

その時に誰がヘゲモニーを持って進めていくのかを 考えると、下手に制度を作ると極めてまずいことにな るという感じがしました。そういう意味で今の学校が 親や子ども本人が求めるニーズを正当なものとして受 け止めて学校側が体制を用意することは、ほとんどあ りえないことであって、そうするとニーズというのは 上から決められるニーズだと思います。

特別支援教育というのは、やはり能力別の教育の徹底化だと思いますし、実際には養護学校をなくして普通学級の中へ入れると言いますけれども、普通学級の中が限りなくたくさんの特殊学級に分かれていくことだと思います。天才と酉われるような子は、別に国際的な競争力を養成するために特別な教育をされて、ADHDの子はADHDという枠の中で教育されて、LDはLDで教育されてというように、障害が細かく分断された形になって、それに対する教育はこれ、というふうに規定された教育が一人ひとりにされていくのだと思います。

LDだとかADHDだとかいう名前がたくさん付けば付くほど子どもたちが個別に細分化されて枠の中にはめられてきます。枠の中にいれば動きが非常に少なくなるわけですから、当然普通学級の中で騒いだりすることもありませんし、他の子どもに迷惑をかけることもなく、非常に能率のよい教育が行われることになるのだと思います。特別に教育をしてやるという名のもとでの隔離や分断ということが、特別支援教育という形を通して行われるとしか思えません。それはアメリカという国で行われた教育が、非常に能率的だったから、それが日本でも取り入れられることになったのだと思います。

今行われている健康施策

今出回っている雑誌『ユリイカ』」(2004年5月号) が、〈鬱〉の特集になっています。今うつ病と診断され る人はすごい数になっていますし、うつ病の薬は非常 に効くということで、薬液けにもなっているのです。

私も少し得意になっていることがありまして、最近 の日本の医療の中での一つの大きな特徴は、精神科医 ではない内科医や他の科の医者が、うつ病の治療がす ごく上手になったと言われるのです。とても精神科だ けではカバーしきれないくらい、〈うつ〉と言われる人 がすごい数になっていて、そういう人たちが内科など に来るのです。そうすると〈うつ〉という診断名をつけ て自動的にうつ病の薬を使うと、軽い人だと2週間く らいで本当によくなるのです。『ユリイカ』に書いてい る精神科のお医者さんが、「普通(心の病気)になると 人間は病気から何かを学ぶものだが、うつ病の人たち は学ばない。普通は学んでそれまでの生活スタイルを 見直して、他の生活スタイルを取るようにしていくも のだが、あまりにも簡単に治ってしまう、というか、 薬でコントロールされてしまうので、そこから学ぶこ とがない」と言っています。

健康増進法の話へ引き戻して言えば、今〈健康日本 21〉という施策が、村とか町とか小さなところでは盛 んに進められていまして、一番張り切っているのは歯 医者さんと言われています。フッ素を全員の歯に塗り まくるとか井戸水の中に入れるとか、いろんなことを 歯医者さんが画策しているようです。(健康日本21)に は国民それぞれの健康目標のようなものが出ていま す。例えば毎日家族が全員集まって、30分以上かけて 楽しく夕食を食べるような家庭をこの数からこの数に 増やすということが書いてあったりします。みんなが 楽しく30分かけて一家団欒で食べなければいけないの かなと思うのですが、その辺は笑いごとでも済むので すが、今3万人台の自殺者を2万人台に減らすというの が目標として掛いてあります。これはどうやってやる のだろうと思いますね。何を行政が努力すればいいの かと。

例えば保健士さんが市町村で自殺者を減らすという ことで何をやるのか。今中高年の自殺が多くて不景気 の為とも言われていますが、不景気が改善されないで 自殺者が減る方法が何かあるのかと思います。実際に この解説書を読むと、うつ病の人が自殺するからうつ 病の人を早く見つけて治療して減らすということなの です。要するに表面的に自殺者の数を減らすことで あって、そのために〈うつ〉という診断を早くつけて死 なせないように管理してしまうということです。

こういうふうに国民総動員体制になって総力戦体制になったときに、問題を抱えた人については何らかの形でどんどん処理していかなければならないということで、それがうつ病に対する全体的な対策として出てきています。精神科医、そして内科医が活躍し、薬を使ってどんどんうつ病を表面的に減らしていくということが国家の中で行われていくのです。

そういう意味で特別支援教育はどう考えても能力別教育の体現であり、それはいわゆる「できる子」を別にやるのと同じように問題を抱えている子も別にやり、どんどん取り出していって分けていくという教育にしかならないだろうと思います。そういう特別支援教育という教育の中では、字も掛かないし読むこともできない、「普通」の教育対策にならない子どもについては何も掛かれていません。支援をして一定の何か能力を獲得できる子どものことは視野に入っていますが、そうでない子どもについては視野に入っていないということになります。

戦前から続く健康観

国の倒も戦後教育の総決算と言っていて、戦後の「エセ民主主義な教育」を一掃して戦前と同じような教育に戻すと言っていると思います。私自身、例えば医療の問題で言えば、健康増進法だとか健康日本21をみても、これは戦前から一貫したものであって、戦後、健康に対する価値観はほとんど何も変わっていないわけですから、一時沈静化していたものが戦前へ回帰しただけだと思います。それでも一定培われてきたものが総崩しにされて、戦前に全く戻ってしまうことは阻止しなければいけないと思います。

最近いろんな本が出ていて、藤野豊さんという民間 の学者が保健所や厚生省の歴史を费いています。それ

によると厚生省も保健所も1930年代の終わりから 1940年代にかけて作られたもので、日本のいわゆる 健康管理体制というものは、ほとんど1930年代の終 わりから戦争に向けて作られたものであって、それが 一貫して今に至っているということです。戦前、それ は健民政策と呼ばれて、屈強な体力を持った兵隊を養 成しなければいけないという要請があって、結核の患 者のような国の費用を無駄遣いしてしまう人間を減ら さなければならないということがあって、健民政策が 作られていったわけです。それが下からの農民あるい は農村あたりからの健康作り運動とちょうど合致する 形で健民政策として行われていました。戦後は一旦上 からの屈強な国民を作るという部分は後退したかに見 えましたが、脈々として農村などでの健康作り運動と してありました。その集大成みたいな形で健康日本21 ということが出てくる。それはやはり完全な生活管理 です。健康という名のもとで国民一人ひとりの生活を 監視し、管理していくという体制。健康という名前で 管理するのが最も入りやすい管理だと思いますが、そ ういうことがされています。

長野県の政策は健康作りの一つのモデルとなっています。聞くところによると長野県での合い音葉は「ピンピンコロリ」という言葉になっていて、昨日までピンピンしていて今日コロリと逝く、これが一番お金がかからない、他人に迷惑のかからない死に方ということです。それを目指す健康政策というのは非常に恐ろしいと思いますし、これは生まれた時から障害を持ってずっと寝て生活しているような人間の存在は許されないということでしかないと思います。そういうことが今集大成的に広がってきていると思います。

個人情報保護法とか住基ネットなどを中心にするい わゆる治安維持法体制のようなものと、教育報国と言 われた時代に似た教育での改悪。それから戦前の健民 運動につながるような健康作り運動と一体化した形で の有事体制、というより総力戦体制が今組まれている と私は思っています。そういう意味では、もうすでに 日常的に周りで起こっていることを一つひとつつぶし ていかないと、単に法律が「改正」されるかどうかとい う問題ではなくて、露払い的な部分はすでに現実に行 われていると思います。

私自身1941年生まれですが、最近自宅を整理していたら「体力手帳」というのが出てきました。1942年に日本では体力手帳が作られました。国民の健康を管理するためにちゃんと手帳を持たせて健康状態を調べなければならなかったわけです。実に雑な手帳ではありますが、一番最初のところに、この手帳をなくすと処罰されますと書いてあります。そういう時代に生まれたということもあって、当時の雑誌だとか本だとかを少し集めては眺めていますが、そうすると今と全く同じ言葉が出てきたりして本当に驚いてしまいます。

「国の子の家庭教育」という1942年に新潮社から出た本には「子どもたちはもっと明るく強くたくましく、そしてまた正しくしなければなりません。張り切った体力、輝いた瞳、力強い声はそのまま次の日本を背負う体力であり瞳であり声となるのです」と書いてあります。よく教員の人たちと話していると、子どもたちの瞳が輝くような授業がしたいと言う人がいて、何だか嫌な感じがしていたのですが、淵源はここにあったと思いました。

戦前、やはり子供たちの瞳を輝かせなければいけないという、意欲的に国を守ろうという気概に満ちた子どもを養成しようとしていたわけで、戦後ずっと目指されてきた子供像というのもその辺から変わっていなかったのだろうと思います。

能力による差別の問い直しを

教育基本法の第1条は「心身ともに健康な国民の育成」と書いてあり、ここではやはり健康な人間というものに価値が置かれていて、健康の意味が問い直されている訳ではありません。そういう意味では健康とか能力という価値観は戦争が終わっても決して変わることはなかったわけです。

例えば能力による差別というのは岡村さんは合理的 な差別ではないと言われました。合理的ではないかも しれないが止むを得ない差別として認めざるを得な かったのではないか、と。これを止むを得ないものと してではなく、やはり能力による差別というものも問

い直すということをしなければならないと思います。

改めて世界的ないろんな法律や権利や章典などを見ても、WHOが出しているものを見ても、能力による差別を禁止しているものはありません。だからフランス革命以降の近代の中でも能力による差別は、止むを得ない差別として残されてきたのだと思います。ここを問うのは大変な作業ですが、教育基本法体制は確かに戦前とつながる部分を多分に残していたわけです。少なくともアメリカの思想や文化が一つの規範になっているわけですが、アメリカという国が抱える問題点も含めて、そこを問い直すことも必要だろうと思います。

障害児の運動をやっている仲間の中には、教育基本 法の「改正」の動きがある中で、ついでに障害児にとっ ていい部分を獲得しようではないかという人もいま す。例えば就学時健診を廃止するとか、能力に応じた 教育という一文を変えるという事が、それをきっかけ にして出来るのではないかと言っている人がいます が、そんなことが出来るわけがないと思います。その 辺の価値観を変えるような改正が当面行われるはずが ないのであって、今よりもっと露骨にはっきりとした 能力主義的な言葉が散りばめられた法律しか、今のと ころ出てくる状況はないと思います。私たち自身に、 それを食い止めて私たちが望む新しい教育基本法を 作っていく力は今のところないと思います。そういう 意味では力を尽くして国が狙っている方向へ、私たち が踏み込んで行かないように頑張っていくしかないだ ろうと思っています。

く質疑応答>

山家: 健康増進法の話のところでタバコを吸うのも自己責任という話がありましたが、僕などはタバコは吸う人は好きで勝手に吸っているんでしょ、と思うので、その事と人質事件で出てきた自己責任とは繋がらない気もしますが、その辺はどう関係しているのでしょうか。

山田: 例えば東京都では、かつて美濃部さんの時期 にたくさん福祉的な制度が出来ました。その中で喘息 の子供に対しては医療費が全部補助されていましたが、あの時はあまり議論にはなりませんでした。当時は大気汚染がもっぱら問題になっていたので、大気汚染の被害だからということで全員に補償するようになっていました。その後、だんだんいろんな議論が出てきて、例えばオヤジが家でタバコを吸っているような家の子供は大気汚染のせいじゃなく、オヤジのタバコのせいだというのです。それから大人だったら、タバコを吸っている人には大気汚染の被害者であることは訴える権利がないという話があるんです。

しかしこれは、はっきりとは分けられないんです。 この人の喘息がタパコのせいなのか大気汚染のせいな のかは区別はつかないのです。こういう機論は私も関 わっていた水俣病でもそうですが、水銀で被害を受け て被害者として申請する人たちに、行政側は一所懸命 ほかの病気を見つけようとするわけです。例えば手が 痺れている人について、首の写真を撮って首の骨が変 形していると、これは水銀のせいではなくて首の骨の せいだと討うんです。肝臓が悪くなっている人には酒 を飲んでいるか聞いて、あの辺の漁民の人たちは大酒 飲みの人が多いので飲んでいると言うと、それは水銀 のせいではなくて酒のせいだというわけです。しかし こんなことが果たして言えるのか。

今の医学では無れているのが水銀のせいなのか、首 の骨のせいなのかを分別する方法はないです。あるい は首の骨のせいが20%で水銀のせいが80%だなどと **含えるものは持っていません。恐らく将来もそこら辺** はないだろうと思います。そうすると一応喘息という ことになれば、その人がどういう状況であろうと大気 汚染の被害を受けているはずだ、ということで一律に 保障していました。それが最近は他の条件があれば、 そういう人は保障しないというふうに変わってきたん です。タバコのことが言われる一方で、大気汚染につ いては言われなくなってきたのはかなり目くらましに なっているのだと思います。公客に対する意識が希薄 になってきて、みんな忘れつつあるし、今現在もうな いように思われているところがあります。実際に東海 村の臨界事故にしても、あれは被害なしということに なって、健康診断もしないというチェルノブイリと全 く同じような状況になっています。

そういう意味ではどうしても自己責任か社会的責任か、という話になるんです。それで自己責任ということが強闘されると、社会的責任が免除されることになっていきます。もし、ここまでは自己責任で、ここからは自己責任ではないと分けられるとしたら、本当に自己責任のところは保障されなくてもいいかもしれませんが。

イラクで人質になった人たちについて自己責任と 言った時に、自己責任の考え方は人によって違うと思いますし、そこを文面にするものもありません。どう いう形で行った人が自己責任で、どういう形で行った 人が自己責任じゃないと言えるのでしょうか。国の命 令で行ったというのは自己責任と言えると思います が、それ以外の部分ではやはり言えないと思います。

篠木: 今の自己責任についてですが、タバコの問題 というのはニコチン、タールなどさまざまな危険な化 学物質を含んだタバコを販売することを放置してい て、青少年が特に手に入れやすい自販機がたくさんあ り、それを管理する企業や政府の責任というのがあり ますね。水俣病も水銀を垂れ流した企業の責任であ り、規制する政府の責任です。人質3人の場合は危険 な地域に行った自己資任。しかしもともとの原因は自 衛隊を派遣したり、軍への支持を早くに表明した政府 の責任という所であって、タバコを吸う選択をしてい るのは確かに自己責任ですが、日本で吸っている人と 禁止に近い状況の所で500~800円代のタパコを吸っ ている人の責任とはまた違うと思います。それはまた 先生がおっしゃったような、自己責任と社会的責任、 それから企業責任、そこは大きく区別できるものだと 思います。質問ではありませんが。

発題3 進路状況に見る学校教育制度の揺らぎと「日の丸・君が代」の強制徹底

岡山 輝明(都立夜間定時制高校教員)

【文章化にあたって】

シンポジウムでの発言に際して、「教育とはかくあるべきだ」と理念に基づいてではなく、学校教育の現実に基づいて今日の状況に対して問題提起をすることを試みました。現実をお伝えするために用意したのが高卒者の進路状況などを示すグラフです。進路状況を取り上げたのは、ここが学校と社会の接点であり、社会が学校をどう評価しているかが端的に表れている場面だからです。但し、シンポジウムの発言記録を文章化するにあたって、説明が不足していたり、脇道に逸れている部分が多々あることに気づきました。それで論旨が明確になるように加筆・削除など一定程度の修正を加え再構成してあります。同時に末尾の「質疑応答」を除いて「です」「ます」調に表現を改めました。

なおグラフは、都立高校に関するものは東京都教育 委員会のホームページの「公立学校統計調査報告(進路 状況調査編)』から、全国状況に関するものは文部科学 省のホームページの「文部科学統計要覧」から、各年次 の数字を引きだして岡山が作成したものです。本文中 に(注)として示した数字も同じです。

「日の丸・君が代」の強制徹底

都立の夜間定時制高校の教員で岡山と申します。夜間定時制高校がどんどん統廃合されて、午前・午後・夜間の一日三部からなる「昼間定時制高校」が全国あちこちに設けられて来ました。それで「夜間」と敢えてお断りしなければいけない事態になっています。現場の教員ですので、学校が置かれた状況、先ほど山田さんが仰いましたけども、「日の丸・君が代」の問題、それを踏まえながら、今日の教育基本法「改正」の動きが学校教育制度に内在する問題からも出発していること

を、何とか皆さんにお伝えしたいと思います。それで 具体的な資料をグラフにして用意してきました。立教 大学のこの教室の最新の視聴覚設備を利用してスク リーンで説明させていただきたいと思います。

別に印刷した資料が何枚かあります。東京都教育委員会(以下、都教委)が昨年10月に出した「日の丸・君が代」強制徹底の「通達」「実施指針」、これに従わなかった教職員への「処分発令書」、それから新聞・雑誌の記事などを用意しました。また近刊の「社会臨床雑誌」12巻1号に「イラク自衛隊派兵下の都立学校」と題して私が書いたものがあります。これをお読みいただければ大体の状況はお分かり頂けると思います。

印刷資料の中で、昨日のテーマとも関連しますが一つ指摘しておきたいことがあります。今、私も原告の一人となって都教委相手に裁判を起こしています。二百人ぐらいの都立学校の教職員が集まって、卒業式・入学式で「君が代を歌う義務はない」という権利の存在確認の裁判です(「国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟」。現在原告は343人)。1月の提訴の際、代表達が東京地裁の前で「垂れ幕」を掲げたのですが、「教育に心の自由を」と大きな文字で書かれていました。どうもこの「心」というのが、最近の「心ブーム」「社会の心理主義化」をそのまま反映している気もして、私としてはしっくりしないものがあります。しかし世話人の方達が一生懸命やっているのに意見を言うのも何だか気が引けて一緒にやっています。勿論、多少とも違和感を抱いている人は私の他にもいます。

都立高校改革との関連

ではどうして「日の丸・君が代」の強制徹底という事態が今起こってきたのか。石原都政が悪いのか。教育基本法「改正」を進めている勢力が「不当な支配」に乗り出してきたから問題なのか。もちろんそれは問題です。しかし、学校の中にこういう事態を進行させる要因があることをここで説明したいのです。

これは一昨年の秋に都教委が出した「都立高校改革 推進計画」の「新たな実施計画」の報告書です。計画そ のものは1997年から、つまり育島都政の下でもうス タートしています。長期にわたる計画の締めくくりと して3回目の計画発表が一昨年の秋にありました。こ の段階で新たに付け加わったのは、サプタイトルにあ る「日本の未来を担う人間の育成に向けて」という文言 です。石原さんが知事になったことの意味がここに現 れています。具体的な内容としては、第2部の第一章 「日本の未来を担う人間を育成するための教育の推進」 が新たに盛り込まれた部分です。この中の4番目に 「生きる力の基盤となる健康・体力づくりの推進」と健 **康の問題が入ってきました。山田真さんがこのシンポ** でお話しなさることをお聞きして、私も健康の問題に 関心を向けてきました。本文は「生きる力」という新し い学力観の土台として、健康保持・増進の「自己管理」 を強く求める内容となっています。このように都立高 校改革推進計画も、教育基本法「改正」の動きに対応し て、権力の側が日本社会全体を押しやろうとする方向 に則っていることが明らかです。 都立高校改革とは 決して学校の統廃合だけの問題ではありません。少子 化や財政難を理由に統廃合を進めながら、一方に進学 指導重点校や中高一貫校に見られるようなエリート校 を設置し、他方で「ノンエリート」(都教育委員の発言) の学校として午前中は30分授業で午後は体験学習中心 のエンカレッジスクールや、定時制課程で三部制の チャレンジスクールなどを設ける。この間に既存の高 校と共に新たに単位制高校や総合学科高校などが配置 されることになります。こうした学校の仕組みや配置 の再編成と共に、教職員の働き方も徹底した管理強化 の方向へと再編成が進行しています。「学力(?)的な 面」で都立高校全体を俯瞰すると、これまでが正三角 形を成していたとすれば、今後は鋭く立ち上がった二 等辺三角形へと強引に変形させようというものです。

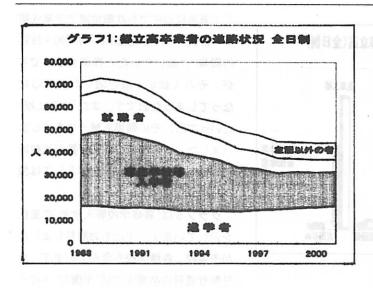
このようなハードとソフトの両面での改革が実はどういう方向に向かっているのか。 最終的な報告書サブタイトルの「日本の未来を担う人間の育成に向けて」が初めて明確にしました。 これは昨年3月の中央教育審議会答申にいう「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」と相通じる文章です。 「日本人」を強調するために、多数の外国人の子どもや若者の存在が無視されていることにも注意する必要があります

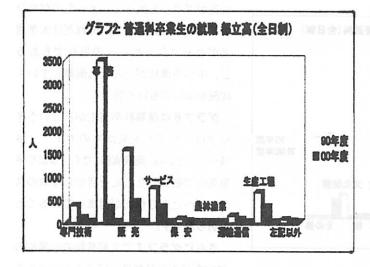
(注:03年5月現在、都内の公立小中高盲ろう養護学校には、把握されているだけで八千数百人の外国人児童生徒が在籍している)。東京都においても「愛国心」にとどまらず「健康保持・増進」にまで管理・監視の手を伸ばそうとしている訳です。

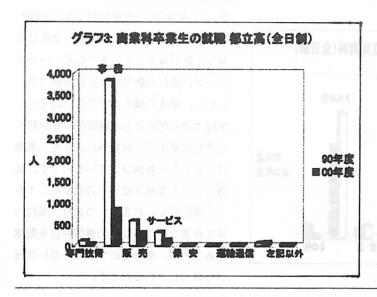
勿論、改革が現在どう方向付けられているかという ことと、改革が求められた事態とは区別して考える必 要があります。少子化や財政難という学校を取り巻く 状況変化を背景に、現象的には、都立高校の中でも全 日制専門学科(職業科)と全日制普通科「底辺校」の中退 者の続出が、改革が求められた大きな要因です(注: 98年度の中退者は専門学科で8.5%、2.489人。普通 科で2.4%、2,711人を数える)。これに百校を超える 夜間定時制高校の統廃合をからめて都立高校改革が97 年に始まったのです。ではこのように中退者が続出す るのはどうしてなのか。それぞれに事情はあるでしょ うが、共通する問題として高校に通うことの意味が実 感できなくなったことがあると私は考えています。結 論から言えば、高校を卒業しても必ずしも次のステッ プに繋がらない状況が拡大しているのです。「せめて 髙校は卒業しなくては」と思って入学しても、その先 が実は見えないことが退学する生徒が後を絶たない根 本的な理由だと私は考えます。それを具体的に都立高 校卒業者の進路状況の変化を示すグラフで見ていくこ とにします。

高卒者の進路状況の変化

グラフ1 (次ページ)が80年代の終わりから2000年 にかけての都立高校卒業者に進路状況の変化です。89 年が全日制卒業生者数のピークです。その後、全体と して急激に減少していくことがお分かり頂けると思い ます。具体的な進路先としては、まず第一に「就職者」 それから「専修学校等入学者」が減っていきます。後者 には専門学校だけでなく予備校とか各種学校も含まれ ています。これが急激に減少していく訳です。その反 対にグラフの一番上を見ると「左記以外の者」が増加し ていきます。これは文部省の統計では97年まで「無業 者」というタイトルでした。つまり卒業しても就職も





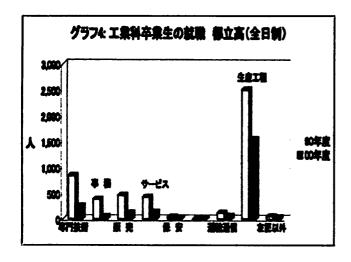


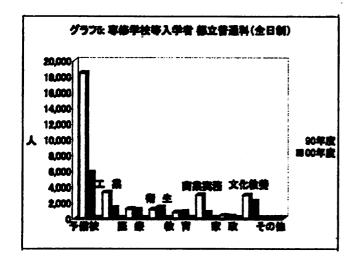
しなければ進学もしない人達という意味です。大部分がフリーターに流れていると見ていいと思います。この数字が89年段階からみると、実は2001年の段階では2倍に膨れあがっています。これが全日制の姿なのです。定時制は時間がないので敢えて画面に載せませんが、卒業生の50%以上が「左記以外の者」という状態です。

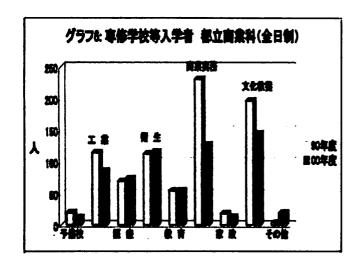
次に就職者と専修学校等入学者の中身 においてどういう変化が起こっているか を見てみます。グラフ2は全日制の普通 科卒業生の就職先の変化です。90年度 と2000年度を比較して一見して分かる のは「事務」の就職者が激減したことで す。

グラフ3は商業科卒業生の進路先の変化です。同じように「事務」の就職者が激減しました。高卒で「事務」というのは、 男女雇用機会均等法が施行される前までは「女子」の独壇場のような就職先でした。これが壊滅というか消えてしまった訳です。言い換えると、高卒採用の事務職を消滅させるような社会状況の変化があったことが分かります。

グラフ4は工業高校卒業生の進路先の変化です。工業科で一番減っていくのは「生産工程」です。ここでは単純な仕事から複雑な仕事まで、あるいは建設現場まで含めて「生産工程」にまとめていますが、この部分がグッと減っていきます。さらに一番左に「専門技術」とありますが、これは職業分類の中の「専門的・技術的職業」という項目を指しています。その割合が一番減っていることがお分かり頂けると思います。そうすると就職に役立つと思って色んな資格を取得して工業高校を卒業しても、専門を活かせるような仕事がグッと減ってしまった。恐ら





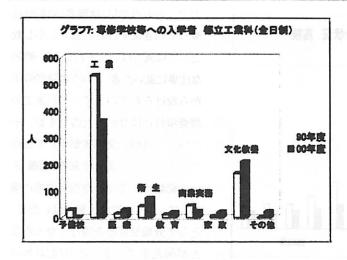


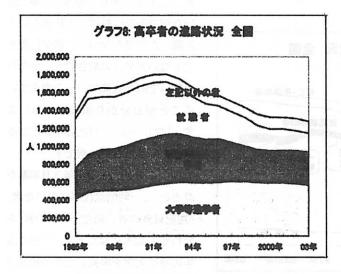
く工業高校の中でも就職希望で学業成績が一番良かった生徒達が、「専門的・技術的職業」に就いていたと推測するのですが、その人数が一段と限られたものになってしまった訳です。また「生産工程」といっても、その職場も減ってきてしまいました。この部分の就職者数が比較的には今も多いのですが、全体としては減少しています。

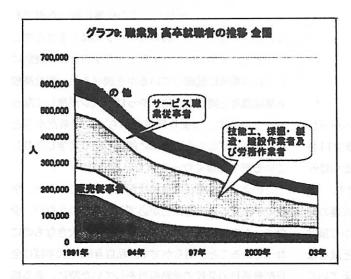
グラフ5は「専修学校等入学者」の変化を示しています。先にもお断りしましたが予備校、各種学校も含んでいます。全日制普通科の卒業生では「予備校」へ行く生徒がガクッと減ってしまったのがお分かり頂けると思います。それだけ大学進学が容易になったことの現れでもあるし、中小予備校がどんどん倒産していく状況を示してもいる訳です。

グラフ6は商業科卒業生がどういう専 修学校へ行くかを見たものです。一番 減っているのは「商業実務」です。つまり商 業高校で勉強したことを活かして次のス テップへと進む傾向が弱まっていること が明らかです。

さらにグラフ7で工業高校の卒業生の 傾向を見ると商業科と同じことが貫えます。「工業関係」の専修学校へ進む生徒が 一番減っているのです。勿論、全体に卒 業生の数が減少していますから、次のス テップに進む人数が減るのは当然です。 しかし、全体の減り方をさらに超えて、 学校で学んだことと直接関係する分野へ と進む卒業生が、商業科にしても工業高 校にしても一番減少しているのです。就 職にしても専修学校等への進学にしても 同じ傾向が見られます。つまり、高校へ 来て商業なり工業なりの専門科目を勉強 することが、その先につながらない状況 が今拡大している訳です。



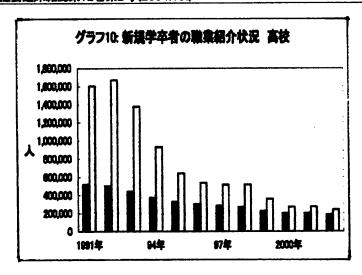


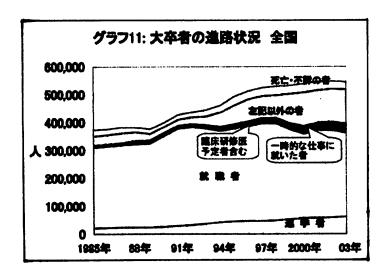


次に全国的な状況を確認しておきます。 グラフ8は全国の高卒者の進路状況を見た グラフです。全国的には高卒者の数は92年 がピークです。ここからドドッと減ってい きます。しかし、短大も含めた「大学等進学 者」はほとんど減っていません。少子化の中 で大学の危機が言われています。事実、短 大は閉学のニュースが珍しくはありませ ん。しかし大学は、大学進学率が上昇して きたおかげでまだ何とか持っているという 状況です。しかし、「専修学校等入学者」そ れから「就職者」は減少しています。またこ れとは反対に「左記以外の者」がグッと増え ていく様子がお分かり頂けるでしょうか。 高校を卒業しても就職もしなければ進学も しないし、予備校にも行かない人達がぐん ぐん増えている訳です。全体として都立高 校卒業者とほぼ同じような傾向を示してい ます。

グラフ9は全国の高卒就職者の変化を見たものです。就職者のピークは91年です。ここから昨年3月までの卒業就職者の職業別の変化です。「事務」が急激に減っている。先にご覧いただいた都立高校だけの状況ではなくて、全国的に高校を卒業して事務の仕事に就くことが、ほとんど消えかかっていることがお分かり頂けると思います。結局、03年で見ると割合として「技能工」、先ほど「生産工程」に分類した項目ですけども、ここが就職者の半分以上の割合を占めるまでに至っています。

さらにグラフ10を見ると、この背景に全国的な求人数の激減があったことが分かります。求職者数も少子化を反映して当然減る訳ですが、それを圧倒して求人数が急減したことが明らかです。つまり就職者数の減少は高校卒業者が就職したがらなくなったのではなくて、就職先がなくなったことが大きな要因なのです。勢い進学傾向が強





まらざるを得ません。

大卒者の進路状況の変化

では、高校卒業後の進路の一つとして大学へ行ったらどうなるのか。それを見るために次のグラフ11を作ってみました。85年から03年まで4年あるいは6年の大学を卒業した人の卒業時点での進路です。「進学者」とあるのは大学院とかさらに進学する人達の割合です。これがどんどん増えていくのがお分かり頂けると思います。「就職者」の数は実はそれほど減らない。全体の割合としては大卒者がどんどん増えていく

ので、その点では「就職者」の割合は 減っていきますけれども、しかし数 としては減らない。それから「一時的 な仕事に就いた者」という項目が87年 から設けられています。それまでの 調査項目にはなかったのですが、そ の時点で当時の文部省が新しく設け たものです。つまり従来の「就職」と いう範疇に入らない存在が次第に増 加して、「一時的な仕事に就いた者」 として分類せざるを得なくなったこ とが伺えます。さらに「左記以外の 者」、これがつまり一時的な仕事に就 いた訳でもなければ、正社員として 就職した訳でもないし、進学した訳 でもない大卒者の割合です。かなり の勢いで91年以降ワーッと増えてい くことがお分かり頂けると思いま す。「フリーター」が社会現象となる 様子を示してもいる訳です。

同じくグラフ11で03年3月卒業を 見ると、「一時的な仕事に就いた者」 「左記以外の者」「死亡・不詳の者」を 合わせて32%になります。つまり去 年の春に大学を卒業した者の約3分 の1は、進学した訳でもなければ、 正社員としての仕事に就いた訳でも

ないということです。因みにグラフにはしませんでしたけども、大学の中の工学系とか理学系とか系統別にどういう場所に就職しているかを調べると、都立高校卒業就職者と同じように、やっぱりズレが激しくなってきています。つまり理系だから、工学系だからといっても必ずしもその関係に就職したり進学したりしている訳ではなくなって来ているのです。

このように卒業後の進路状況を検討してみると、学校で学んだことと進路とが必ずしも結びつかない、少なくとも高校段階ではそのズレが極めて大きなものになっていることが明らかです。私自身80年代半ばに全日制普通科の高校で進路担当をしていた時に、ある都

市銀行の担当者から「ほとんど欠席がなく、成績がトップクラスで、かつ運動部の部長として活躍している生徒がいるならばとりますよ」と連絡を受けたことがあります。実際にそういう生徒がいて、その銀行に就職しました。しかし今、同じような生徒があちこちの高校にいるとは思いますが、このような就職先はまず存在しないのです。休まずに学校に通い、勉学に励み優秀な成績を修め、運動部でも活躍したとしても、就職という場面ではかなり難しいものがあるのです。競ら努力しても報われるかどうか分からない。こういう状況では真面目に授業を受けようとする姿勢を到底支え切れるものではありません。

お金があって専修学校や大学等へと進学したとして も、高校で学んだこととの関連で含えばズレが拡大し ています。大学卒業後の状況も先に見たとおりです。 大学はその先に大学院を設けてそっちの方へとひたす ら誘導している状況があります。高校は大学へ、大学 は大学院へと次々と先送りしている訳です。さらに大 学を細かく見れば、国公立と私立の大学では国公立の 方が卒業時に「一時的な仕事」とか「左記以外の者」に分 類される人達が少なく、また社会科学系とか人文科学 系よりは理系や工学系の方が就職者と進学者の数が多 い傾向があります。そうすると有名大学に行かなけれ ばいけない。その中でも理系や工学系に行かなければ いけない。さらに大学院にも行かなければならない。 そうしなければあなたの将来は保障されませんよと。 このぐらいに果てしなく煽り立てられている状況なの です。

なお、就職した後について触れておくと、すでに90 年代後半から就職後三年以内に離職する割合は、中卒 者で七割、高卒者で五割、大卒者で三割を数えていま す。つまり就職したからといってもそのまま定年まで 安定して勤められる訳ではありません。さらに上の学 校に進んでも「いいところ」に就職できるかどうか分か らない。首尾良く就職したとしてもその先が不透明な 状況なのです。

学校教育のゆらぎと「日の丸・君が代」

こうして見ると、学校で学ぶことの意味がどうしよ うもなく失われてきたことが明らかではないでしょう か。学校へ行くことが将来を拓く。優秀な成績を修め ることがステップアップに繋がるとは最早雪い難いも のがあります。それどころか学校教育は全体として、 一撮りの「エリート」を抽出するための長い「トンネル」 となりつつある気さえします。今日、人々の階層差が 拡大し、固定化している社会状況を反映しているとも **含えます。長い「トンネル」をくぐり抜けるだけのお金** のある家庭に生まれた人だけしか出口に辿りつけない からです。都立高校改革もこうした状況に対応して、 競争を極度に煽り立ててエリートを抽出する一方で、 学ばなくなった生徒に対しては卒業資格を容易に得ら れる学校を用意しています。そしてこういうエンカ レッジスクールやチャレンジスクールが開校と同時に 他よりも一段と高い入賦俗率を示すのです。在学生に 尋ねてみると、入試に際して学力試験のないことが大 きな志望動機になっていることが分かりました。「勉 強はもうたくさんだ」という声が聞こえてきそうでし た。

もっとも、学校で学ぶ意味が実感できないという状況そのものはずっと前からあって、90年代以降、ものすごい勢いで顕在化してきたと考えられます。それを受けて学校改革が進められて来た訳です。大学などでも同じことが言えるのではないでしょうか。しかし、学校で学ぶ意味が失われたのは学校自体にではなく、求人数の急激な減少など学校を取り巻く外の社会が大きな変化に理由があったからです。その点では学校だけを取り上げていくら改革しても空回りする他ありません。社会に目を向けたとしてもその表層にとどまったのでは同じことが言えます。

先にもお話したとおり、私は今、夜間定時制高校で働いていますが、その前は全日制高校普通科で「底辺校」と言われていた学校に勤務していました。定時制では生徒の拘束時間が一日4時間余りと短いこともあって余裕のある面も無い訳ではありませんが、こういう学校では生徒の「生活指導」が一番大きな問題となります。つまり、授業に乗ってこない。勉強を余りしたがらない。そうであればあるほど余計に頭髪である

とか服装であるとか「生活指導」を厳しくせざるを得ないものがあります。そうしなければ学校としての秩序を維持できない、まとまりをつけられないと教職員は思い込みがちです。生徒数が多数に昇れば余計にそう考えざるを得ないものがあります。学校が持っている役割で言えば、授業という表のカリキュラムが通用しないなら、規律訓練という裏のカリキュラムがあからさまに出てくる訳です。

前の『学習指導要領』の改訂の後、90年代に入って 「日の丸・君が代」が露骨に強制されてきたのは、これ と同じではないでしょうか。つまり学校は、情報を伝 違していく、社会的に人材を配分していく、あるいは 居場所など、色んな機能をもって成立している訳です が、こういう機能を総合しながら国家あるいは社会の 一員としての人間を送り出してきた。ところがその情 報伝達機能も携帯電話やパソコンの普及で、今、危う いところにあると思うのですが、これまで見てきたよ うに社会的な人材配分機能という点では、どうにもそ のズレを覆い隠せない。とにかく先延ばしにして凌い でいるに過ぎません。この状況の下では国家・社会の 一員としての自覚をダイレクトに求めざるを得ない。 そのために「日の丸・君が代」が強制されてきた。学校 教育のゆらぎの中で、そういう底流が存在しているの ではないかと考えている訳です。

東京ではそこへ石原さんが99年に知事として登場してきました。しかも昨年、300万票とって再選されました。それで一気に勢いがついて徹底しようと向かってきた。先にも触れましたが『都立高校改革推進計画・新たな実施計画』の報告書は、教育基本法の改正を先取りする勢いです。因みに東京都の教育長の横山洋吉氏は中央教育審議会の委員も務めています。決して文科省の動きとは別に東京都が動いている訳ではありません。2000年1月に河合単雄氏が座長としてまとめた「21世紀日本の構想」 魏談会の最終報告書には、「国家にとって教育とは一つの統治行為だ」と明記されています。実は私もそうじゃないかと考えているのですが、その統治行為がゆらいでいる状況だからこそ、「あなたはとにかく日本国民の一人なんですよ」「勉強しなくてもいいからせめてこれだけは自覚してくれ

よ」と、権力の側から強要されているのが今日の状況ではないでしょうか。一方において進級・卒業の認定を軽くしてでも退学者を減らし学校につなぎ止めようとするのは、学校教育を通して国家・社会の一員として包み込みたいからに他なりません。前に教育課程審議会会長を務めた三浦朱門氏が斉藤貴男氏に語った「できん者はできんままで結構……限りなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養っておいてもらえばいいんです」という発言は、権力側の意図を証言して余りあるものがあります(斉藤貴男著「機会不平等」文藝春秋 2000年)。この「実直な精神」とは、お国のためなら命さえ差し出すことも拒まないものであることは明らかです。

教育課程の直接支配へ

「日の丸・君が代」の問題は、二年前に江ノ島で開かれた社臨の総会の時にもお話ししたのですが、90年代の半ばからの都立高校の管理強化が背島都政の下で進んでいきます。その前段にやはり「日の丸・君が代」がありました。つまり、それまでは学校運営にかかわることは職員会議で色々議論をして決めていました。校長が自分の独断で、専権事項で決められるのは進級・卒業判定に関わる時ぐらいでした。それが「日の丸・君が代」の場合に限って、いかに教職員が反対しようと押し通してきたのです。職員会議の事実上の決定権がここから押し満されてきたのです。

昨秋、都教委が出した「通遠」と「実施指針」は、事細かに卒業式・入学式の式場配置から、「日の丸」が左側で東京都の旗が右側と、旗の掲示の方法に至るまで指示しています。教職員が式場のどこに座るかは一人ひとり名前入りで指定されます。教職員席の最後に教頭席が設けられ、そのさらに後ろに都教委から派遣された指導主事等の席が用意されます。都教委の指示通りに式が進行するか教職員席の一番後ろから監視する訳です。

ここまで式典の進行について細かく入って来たことは、次に教育課程そのものの直接管理へと進むことを 示唆しています。卒業式、入学式の場面、あるいは創 立記念式典などの場面に限定して、そこさえ何とかしのげれば後はこっちのものだという事態ではありません。このままではこういう授業をしなさいという「命令」がやがて出されるでしょう。実はこれに向けて東京都の場合は「年間授業計画」の提出、管理職による学期毎の「授業観察」がすでに整えられています。さらに昨年の都立養護学校の性教育パッシングを契機にして、週ごとの授業案(「週案」)の提出が都立高校にも求められています。どういう授業をしているか、いつでも管理職がチェックできるのです。つまり「日の丸・君が代」の強制徹底が引き金になって授業の内容までもが直接規制される状況になって来た訳です。教育基本法「改正」を先取するものと言えます。

実際に「改正」されれば、今度は裁判を起こして国歌 斉唱の義務はないと訴える法的根拠が失われます。それどころか正反対に「国家斉唱」時に音楽教員にはピアノを伴奏させ、他の教職員には起立斉唱させる法的根拠が教育行政の側に与えられてしまうのではないでしょうか。ここでは教職員は権力の手先に貶められてしまいます。管理職に対して疑問を差し挟むことさえ認められずに、 言われたままに働く他なくなるのです。こうした事態を何としても招いてはならないと思います。

く質疑応答>

山歌: フリーターとかがどんどん増えているとか、 事務職がなくなったり、技能職が減っているのは分か るんですけど、でもそれは、昨日の話にも出ていまし たけど、産業構造が変わってきて第三次産業が中心に なっていくから自ずとそうなるのであって、その話と 「君が代」なんかで「国民の一人だ」という自覚をもたら すというのはどういう関係なんですか。そこのつなが りがさっぱり分からない。

岡山: 学校の使命は社会的人材機能にあると私は思います。その機能を果たせない時に何が学校を成り立たせるかってことなんですよね。社会的人材配分を前提にして情報伝達もある訳です。 目わば学校と社会を結んでいく、その結び目、結節点あるいは連結点が進

路だと思うのです。その進路の大きなズレがもう隠し おおせようもないと思うんです。その時にどうして学 校というものを成り立たせることができるのかという ことです。

山家: フリーター的な需要がどんどん増えていく訳で、そこに配分されていく訳ですよね。それと配分がうまくいかない。ズレがあるというのはどういうことですか。つまり産業構造が要求されるように配分されている訳でしょ。そういう形でさっきの変化が起こっている訳だ。だとすれば配分の機能がうまくいっていないというのはどういうことですか。

岡山: フリーターっていう存在をどう見るかだと思 います。それも進路の一つの選択肢として選んでいる と言えば選んでいるんだと思うのですが、しかし、そ れが一人の人間が生きていく方法、術として、学校が 保障する問題ではないと思います。つまり学校が保障 できないからフリーターにならざるを得ない。じゃ学 校が保障できるのかと替うとそうではなくて、実はそ れこそ産業構造の変換がある。つまり学校で学ぶこと の意味が無いんです。無いから逆に学校がもう一つ 持っていた、表に見えなかった「国家の一員としての 自覚」、これをダイレクトに出してくるってことなの です。つまり逆に含うと例えば進学校の場合、生徒が 何をやっても教員の方はある程度大目に見る訳です。 それが出来るんです。何でか。ものを学ぶということ を通して学校の中に組み込まれている。変な言い方か もしれないけれど、一つの学校としての成り立ちが出 来ているからだと思うんですよね。ところが、勉強に 向かない。したくない。しかし高校には行かなきゃい けないって形で来ている子達を、どうして学校という 枠の中に包み込むことが出来るのか。規律訓練、基本 的な生活習慣っていうものを前面に出して要求せざる を得ない。そのことと「日の丸」や「君が代」を強制して いくことはよく似ていると思うんです。

林: 先程「学校で学ぶ意味が失われたのは学校にではなく、学校の外の社会の変化に理由があった」んだというふうなことを仰られて、就業人口の変化みたいなことを色々説明して下さったと思うんですが。あるいは今、質問に答える中で「学校の役割は社会的人材配

分にある」というふうに仰られたと思うんですが、学校で学ぶ意味が失われたのは、学校に学ぶ意味を求めたからではないのかという気がするんですけれども、それはどうお感じでしょうか。

と

言うのは

なもそも

学校で

学ぶこと

に

意味がなど

は 無かったんだけれども、学校で過ごす時間みたいなも のに世間一般はある程度の価値を持っていたっていう か、学校に行っていることに意味を持たせていたと思 うんですね。ところが、それがそうではなくて学校で 何を学ぶのかとか、学校で何を覚えてきたのかに目が 行くようになったり、あるいはまさにどんな人材を撃 出するのか、というような目が学校に向いたことに よって、学校で学ぶことに意味が無いというラベルが 貼られるというんですかね。要するに意味が在ったか 無かったかどうでもよかった学校に、意味があるかな いかを問う目が向けられて、そうすると意味が無いと いうふうに貼るしかないのが現状の学校だったという ことではないのかと思うんですけれども。学校で学ぶ 意味が失われたのは、その学校に学ぶ意味を求めるよ うな社会の変化があったんであって、学校そのものに やはり、学校の内側でも自分達に意味があると思って いた。そういう気持ちが出てきたことによるんではな いかなと思いました。

あと、先ほどのフリーター云々の話しで行くと、フリーターはもうなくならないと思うので、僕は大学に居ますけど、ある年齢層、だから25、6歳まではフリーターで過ごす人口が、必ず何%か自分が送り出す卒業生の中にいるってのは想定して教員もそれなりのまさに情報伝達なり、何なりをしなきゃならないんではないかと思うのですが。

岡山: 私は同窓会の人達とよく接触することがある んですよね。今いる学校も百年近い伝統があります。 前いた学校も同じような伝統があります。同窓会に集 まってくる人達の一番若い人は70年代前半に卒業した 人ですね。それ以降の人の姿を見たことは一度も無い です。集まった人達の話を色々聞いていると、学校が いかにこの人達にとって大きな意味を持ったのかって ことがヒシヒシと伝わってきます。同じ学校を卒業し ただけで、実は在学中は全然接点が無かった人達も居 る訳ですけども、大いに盛り上がっていく訳ですよ。 その時に学校が果たした役割を私は感じますね。その 時一生懸命勉強したから意味があったっていうだけで なくて、今、林さんがおっしゃったように同じ時間を 過ごしたってこと、あるいは同じ場所で青春時代を生 きたってことを共通体験としてもちろん持っていると 思うんですけども…。

それからフリーターについて。私も別にフリーターが無くなる、無くせばいいんだと思っている訳ではないのです。しかし、フリーターって扱いにしていくことが大きな問題だと思います。フリーターであれば、なんか学校で勉強したことがその先に繋がって行くという意味での役割が失われたっていうのが今の問題だと思うんですよね。もちろん、前から継続はしていたと思うんですが、今はもう誰の目にも明らかになっている問題だと思うんです。その時に、フリーターになるための教育って多分しないと思うんですよね。つまり何やったってフリーターになるんであれば、勉強する必要が無いですよ。

【林さんのご意見に対しての追記】

「学校で学ぶ意味が失われたのではなくて、意味を 求めてみると実は元々無かったことが明らかになっ た」というのは全くその通りです。そもそも学校で学 んだことが仕事の中で直接役立つことは稀なことだっ たと考えられます。それでも高校へさらに大学へと学 校に通う期間が延びてきたのは、労働がより複雑で高 度になったからではなく、上の学校へ行くこと、つま り「学歴」がその人の人物なり能力なりを保障するもの だったからに他なりません。労働自体は一部に頭脳労 働として集約される他は反対にどんどん単純化されて きたのです。すでに戦後の高度成長の最盛期に、中岡 哲郎氏は「教育を通して学んだものと労働の中味との 乖離はますます大きくなりつつある」と、工業高校の 卒業生を例に挙げて指摘しています(同著『労働と人間 の未来』中央公論社 1970年)。 しかし如何に「乖離」が 拡大しようと「学歴」をつけることで就職が有利になる ならば、学校に行くことには大きな意味があったので

す。また、まかりなりにも関連した場所に就職先を見つけることができました。それが今、難しくなってきたのです。学校に行っても就職が保障されない。プラスαで「資格」をとっても必ずしも決め手にはならない。学校で学ぶ実質的な意味は初めから狭いものでしかなく、「学歴」という形式的な意味も今日失われてきたと言えるのではないでしょうか。

発題4 教基法「改正」案の背景

佐々木 賢(社会臨床学会運営委員)

はじめに

前に発題された3人の方の内容を要約しつつ、私 の意見も言え、というのが司会の要望でした。そこで お3人の発言の要点を私なりに、簡単に整理したいと 思います。

岡村さんは、教育基本法は教育内容や教育目標に触れるべきではない、現行基本法も「改正」案もそれに抵触するとおっしゃいました。私が思いだしたのはドヌー法です。フランス革命の時に出されたこの法で、政府は条件整備以外に、一切教育に関与すべきでないと規定されました。政府が変わるたびに教育が変わったのでは混乱するからです。岡村さんはドヌー法の精神を説かれたのだと思いました。

山田さんは、特別支援教育と健康増進法は「国家が個人を守ってやる。だが守る個人は国が限定する。タバコを吸う人や自己努力をしない人は切り捨てる」というのが狙いだろうと解脱されました。「個々のニーズに応える」というけど、本人や親のニーズではなく、上で決めるニーズなのだということです。

岡山さんは高校生の就職問題を取り上げ、統計を示しつつ、フリーターや学卒無業が増えたことを示してくれました。この事態は教育が詐欺になっていることを意味します。フリーターは誰でもできる仕事をするわけで、職業高校で学んで工業や商業の仕事に就けないのは、社会が教育の目的を喪失しているに等しいと説明されました。

3人の方々の論点は私が述べようとする内容と深く 関わります。国家の教育への介入、授ける意識、教育 詐欺、この三者に共通するのはファシズムです。私の 発題は3つの部分に分かれています。第1は階層構造、第2はファシズム、第3は教育基本法「改正」案が 大衆ファシズムに依拠することを証明したいのです。

1 階層構造

経済がグローバル化した今、新たにA・B・Cの3 つの階層に分化したと思います。新富裕層と呼ばれる A層は不動産を除く金融資産が年に一億円以上ある人 たちで、日本に131万人います(朝日新聞'04年6月17日)。彼らは低金利の国内銀行を見限り外国銀行に預 金し、その額は12兆円を突破したと言います。

でもA層の姿は見えません。昔は医師や弁護士や 社長が目立ちました。だが今は違います。野村不動産 が2億から最高17億円の超高額マンションを売りにだ し、買ったのは年齢的に40代前半のサラリーマンでし た(毎日新聞、'03年2月14日)。おそらくストックオ プションや株や為替取引に関係あるに違いないので す。

日本ばかりではなく、1990年以降、世界で億万長者が年に10万、20万人と増え、03年に770万人に達しました(朝日新聞04年6月17日)。世界人口の0.1%つまり千人に1人が世界金融資産の4割を所有してます。一方で日に1\$以下で暮らす絶対貧困層も増え、三億から四億人に違してます。

次にB層ですが、パブル崩壊以前に中間層といわれた人々で、年収800万から1000万円以上の人がいます。銀行や大企業の正社員や公務員や管理職、それに定年近い大学や小中高の教師や文化人やマスコミ関係者であり、これは全人口の3分の1くらいです。

多数派になったのが4人家族で年収300万円以下のC層です。リストラにあった中高年者、中小企業従業員、年金の少ない高齢者(老人世帯の約43%が200万円以下)、パート労働者やフリーターです。パートだけで1,000万人を越えますし、フリーターは500万人、統計上で正規従業員とされている中に、派遣や契約や業務請負会社と擬業務請負会社の社員がいて、フリーター同然の扱いを受けてますから、C層は全体の3分の2います。

A層がいるからBからC層に入る人が増えたわけです。だがA層の姿が見えないから、C層の人は怨みを B層に向けます。これが民衆ファシズムの原動力になります。ポピュリストのプッシュや小泉や石原はC層 の怨みのエネルギーを利用して政権を取り、A層がさらに栄える政策をしています。

2 大衆ファシズム

ファシズム研究は二種類に大別できます。一つは政治的歴史的背景や独裁者政治の様相を調べたもの、もう一つは大衆ファシズム研究です。ナチはユダヤ人を600万人殺しましたが、大衆の協力なしに実行できるわけがありません。ナチに投票し熱狂し積極的に協力した大衆がいます。その大衆の意識を調べた文献が我々の現状理解に役立ちます。

フロム

エーリッヒ・フロムは「自由からの逃走」(創元社 1951年)の中で、第一大戦後のドイツの大衆意識を解脱してます。敗戦とインフレの経済不況、どん底のような家計、ドイツの社会的威信の喪失、家族の崩壊と親の権威の失墜、倫理は廃れ、大人を尊敬しない若者の利己主義、官僚や政治家や資本家の私利と汚職への公憤、労働運動に失望し、個人の無意味感や無力感を高じさせていたと解説してます。

1930年代ドイツの状況解説はまるで今の日本のような気がします。違うのは、背景がグローバル経済下にあるというだけです。

フロムはヒットラーのことを「オポチュニスト」と 言ってます。「独裁者」とは言ってません。当時はポ ピュリストということばがないので、こう表現したの でしょう。大衆は節約主義で、禁欲主義で、小心者 で、詮索好きで、嫉妬心が強い。これに対して、信頼 できる指導者が明確な「敵」を示す必要があると、ヒッ トラーが考えたとフロムは解説してます。

ヒットラーは下層中間層の怨念を代弁し、演説では 強者と弱者の双方を叩きました。そこで、中間層の成 信を回復するために「民族の誇り」を強闘し、国家利益 を最優先させたので、結果として財界と大農場主に奉 仕することになった、とフロムは指摘します。ナチの 正式名称は「国家社会主義労働者政党」であり名目だけ 社会主義と労働者ということばが入ってます。実際は 資本主義を踏襲し、社会主義を敵視しました。ここに フロムのいうオポチュニストの性格が現れています。

日本の二・二六事件の蹶起趣意書にも「農村の窮状を救い、国家改造するため天皇側近の奸を除き、昭和維新を実現する」と訴えて、下級将校は本気で「農民の窮状を救う」つもりだったことがうかがえます。実際は地主や資本家を撃つことはなく、外国に侵略して、国の内外で何千万人もの命が失われました。この歴史的事実は「記憶に新しい」と言いたいのですが、今は集団的記憶喪失(小熊英二は「集団の歴史的記憶は数十年で喪失する」と言っている)の時代に突入しました。

フロムはこの本で、ヒットラーの「全ての人は上に 従うべきである」、またゲッペルスの「全ての教育は他 人への絶対優越の確信を与えるよう導かれるべきであ る」ということばを引用してます。そこには大衆蔑視 と、その大衆を操作しようとする意志があったことを 解説しています。だが彼らは大衆に支えられて自分が あるとの自覚がありました。

アドルノ

次にアドルノの「権威主義的パーソナリティ」を紹介 します。彼は第二次世界大戦直後のアメリカで6年間 を費やして、民衆ファシズムのことばを調べました。 関連しそうな多くのことばを集めてアンケートを作成 し、それを処理して、統計上で有意なことばを拾いあ げ、ファシズム尺度(F-Scale)を作りました。全部 紹介するゆとりはありませんが、教育に関係すること ばを紹介し、今流布していることばと比較してみま す。

F1「女が男より自由が制限されるのは、きわめて自然なことである」

F2「古代ギリシアの性的乱れは今のアメリカに比べれば子どもだましのようだ」

今の日本にジェンダーフリー・パッシングが出ています。

F3「今日多くの人が軟弱な生き方をしている。生気ある活発な生き方に帰るべきだ」

教基法「改正」案('02.11.14中教審の教育基本法改定中間報告。以下、「改正」案と略称する)に「少子高齢

化社会による社会の活力の衰退」とあり、「学ぶ意欲・ 勤労意識・体力向上」とも書かれています。

F4「今の教育は眉をひそめられるような欲望や自由を 子どもたちにも許している」

教基法「改正」案に「自由と責任、権利と義務、個と 公のパランスを欠如」と表現されてます。

F5 「戦争(第二次大戦)が終わったら、悪への取り締まりが一つの大きな社会問題となるだろう」

「悪」の語はブッシュの「悪の枢軸」発言に現れています。

F6「強姦や小児暴行のような性的犯罪は禁固刑以上の ものに値する。これらの犯罪は公衆の面前で処罰れさ るべきである」

長崎の幼児殺害事件で、鴻池防災担当相は「少年の 親は市中引き回しで打ち首にすべきだ」と発言してま す。

F7「この国に必要なのは、より少ない法律と機関であ り、より勇敢で不屈で献身的な指導者である」

改革案では「責任感のある指導者」と書かれています。

F8「大戦中の残虐行為の報告は、意識的な宣伝によって跨張されている」

これは「教科書を作る会」の「自虐史観」批判に現れています。

F9「仕事を能率的にするには上司が課題を細かく明確にし、挙行の手順を示すことだ」

組合が弱体化した今の労働現場ですでに実行されています。

F10「大学では知的で理論的な問題があまりにも多す ぎ、実際に役立つことや生活倫理に充分な力点がおかれていない」

石原都知事は都立大学を「首都大学東京」に変え、 文学・哲学・思想・歴史等を全廃しました。

以上1950年当時のアメリカ民衆から採集したファシズムのことばが、今の世界や日本にまたぞろ通用していることを示しました。

ベーレンバウム

マイケル・ペーレンパウムの『ホロコースト全史』

(創元社1996年)を紹介します。この本はナチのユダヤ人虐殺を、当時の他の世界の国々の人々がどう受け止め、協力、あいるいは非協力の態度をとったかが書かれています。デンマークでは政府も市民も自分の意志でナチに抵抗しました。1946年、ドイツが敗北した後なのにボーランドのキェルチェ市の群衆は帰還したユダヤ人150人を襲撃し42人を殺害しました。ファシズムの本拠地であるイタリアでは、意外なことにユダヤ人殺害に協力しませんでした。イタリヤ人は法律を守る精神が欠如していたからなんだそうです。命令されても無視したりさばったりする態度が、人の命を救ったわけです。

プロクター

ロパート・プロクターの「健康帝国ナチス」(草思社 2003年)にはナチがいかに健康と衛生に力を入れていたかが紹介されています。有機農法や全粒パンや菜食主義が体にいいと主張し、食品の着色や添加を警戒し、放射性物質やタバコやアスペストや煤煙やアルコールや薬物嗜好を規制しました。それはガン対策です。

ナチの政策の中で悪名高い断種法や人体実験や障害 者安楽死法ですが、健康と衛生に力をいれた政策と表 裏一体であることを、プロクターは強闘しています。 つまり「体の中に毒素が入ると、強力に作用し、身体 全体を触んでいく」という考えが基本にあり、その予 防に力を入れたわけです。ユダヤ・共産主義者・同性 愛者・障害者・アナーキスト・居候・不満分子・劣等 人種・寄生虫・ガン・黴菌・害虫を「毒素」と考えたの です。

ですから早期発見と集団検診、組織的ガン換滅運動 をし、国民の生活管理を徹底しました。ナチス・ドイ ツほど分別と選別と監視と検査と検診と登録が好きな 国はなかったといいます。

ナチ党員のホフシュテッターという医師の論文 に、「検診を受けない者は健康保健の負担を倍増し、 勝手な行動をしてガンに罹ったら、保健給付を半額に すべきだ」と主張していました。この頃から自己責任 という概念があったのです。発題者の山田さんが、今 の日本の健康政策は行政側の「ニーズ」だと解説されま した。正に、日本政府はナチ党員医師の態度と同じな んですね。

ナチはことばを新しく創りました。「不具者」を「身体障害者」、「精神薄弱」を「精神遅滞」、「癲狂院」を「神経科診療施設」と言い変えました。そして殺人について「特別処置」「輸送」「消毒」「麻痺」「最終的解決」「救済」「解放」「安楽」「排出」「純化」「ユダヤ対策」「選別」「気化」「根絶」と多くのことばを作りました。小泉内閣がアメリカのイラクへの戦争協力を「人道支援」と述べているのはナチから学んがのでしょう。

普通の人

長々と民衆ファシズムの文献を紹介してきたのは今 こそ必要があると感じたからです。排外的民族主義の 愛国心、上意下達の全体主義、独裁者への絶対服従だ けが残虐な大量殺人をもたらしたわけではないので す。

70年前の民衆はナチに期待し、投票し、帰依し、戦争とユダヤ人殺害に積極的に協力しました。独裁者に「騙された」という意識はなく、積極的に協力しました。

「私はヒットラーの秘書だった』(草思社 2004年)によれば、ヒットラーは礼儀正しく、魅力的で、秘書にも親切で、タバコや酒はやらず、異性関係の浮いた噂もなく、清廉潔白で汚職もなかったと言います。

また、Jackde Frenchが書いた『Hitler's Daughter』 (Harpercollins, 2003年)という小説には、老女の目を通して、第一次大戦後の庶民の様子が描かれています。「この前の大戦の後は、お金も仕事もなかったですよ。たとえ金があってもひどいインフレで、手押し車一杯の紙幣でパンーかたまり買うのがやっとだったです。惨めな時代でした。食べ物欲しさに物乞いしなけりゃならなかったです。

占領軍のフランス人とベルギー人が、戦争に負けた 我々から何もかも取り上げてしまったです。物を奪っ ただけじゃない。連中はドイツ人を殴って歩道から溝 に突き落として、泥の中を歩かせたりしたですよ。

あれは1932年でしたね、わたしと亭主はオンボロ

自転車に相乗りして総統の演説を聴きに行ったです。 まだその時は総統になっていなさらなかったけど。そ りゃあ、素晴らしい演説だったです。何千もの人間が 集まって歓声をあげてました。総統は言いなすった。 自分は失業者の味方になりたいって。もう一度ドイツ の誇りと自由を取り返そう、って。わたしゃ、みんな と一緒に万歳を叫びながら、涙が流れてとまらなかっ たですよ。そんなことを言ってくれる人はいなかった ですからね。国民に希望を与えるただ一人の候補者 だったです。現に総統は、公約どおり第一次大戦の屈 辱をはらしてくだすった」彼女は総統個人が菜食主義 で贅沢を好まず、国民の健康増進のため禁煙を提唱し た世界最初の指導者であることにも、心酔していまし た。

少年の凶悪事件が起こると、よく「普通の子だった」 と驚きます。同じように、ナチを支持した民衆はごく 普通の人々でした。ごく普通の民衆がどうして戦争や 虐殺に協力したのか。私たちが知らなくてはならない のはここです。ナチは「外」にいる「敵」ではなく、もっ と身内の、いや自分の中に要素があるかも知れませ ん。私の中のナチ的なものを見つめない限り再び同じ 過ちを繰り返します。

3 教育基本法「改正」室の検討

私は教基法「改正」案はファシズムだと思っています。それは愛国心の部分ではなく、普通の民衆の願望が書かれている点に注目すべきです。民衆ファシズムの歴史的体験から、一見、普通の願望に見える「改正」案の中に何が隠されているかを探るべきだと思います。

民衆ファシズムの心性をもう一度整理してみます。

①二元論。ものごとは全て強者と弱者、善と悪、真 実と虚偽、敵と味方、の二つから成り立っていると思 うことです。

②因果論。一つの原因から一つの結果が生じたと見ます。

③曖昧さへの不寛容。二元論も因果論も中間的なものを認めず、多元的な現象や因果の連鎖を認めませ

ん。表面の原因の背後に別の原因が潜んでいることを 認めません。

④全体構造無視。ですから社会全体の構造が分からなくなります。

⑤民主主義嫌悪。「責任ある指導者」が教え論し、生活を管理し、大衆はそれに従います。

⑥個賞必罰。自発性に懷疑的で、信賞必罰が人を動 かすと思っています。

⑦権威主義。権威に弱く、流行やブランドや因習や 習慣に従います。

⑧常酸主義。自分が慣れた考え方のパターンを「常 酸」と称して、他人に強要します。

⑨科学主義。権威ある学説や最先端技術を、信仰や 迷信と同じように信じます。これらを絶対的な価値だ と思うからです。

⑩管理統制。ナチの生活管理は分別・選別・監視・ 検査・検診・登録が徹底し、国民もこれを快く受け入 れていました。

①実学主義。文学や哲学や基礎や理論や抽象が嫌いで、活劇や実験や応用や臨床や実践や具体性が尊ばれました。

②平等嫌い。差別が好きです。女性や老人や障害者や人種を差別します。

③同心円志向。身内から外に広がる枠を意識し、身内を味方とし、外側を敵とします。その枠は親族・同族・同郷・同郷・同郷・同国と広がっていき、世界は民族主義抗争に明け暮れていると思っています。

④階級・階層無視。国と国の関係が主要テーマですから、階級や階層の存在を軽視して「自分が貧乏なのは隣の国が悪いから」と思ったりします。ヒットラーは政権挙揮直後、新聞記者に「資本家を管理しないのか」と問われ、「国民全体を管理するから、その必要はない」と答えています。

今出されている教育基本法「改正」案のことばを拾いだしてみますと、さながらファシズムの現代版という感じがします。以下に改定案の言説に番号をつけて検討していきます。

1.「外国語が使える日本人」。その理由として「国際

化」を上げています。「外国語」と書いていますが内容 は英語です。文科省はすでに'03年に「英語が使える日 本人の育成」の通達を出していますから。

藤田悟は「日本人は英語で困っていない」と論じています(藤田悟「英語だけが外国語?」『子どもとゆく』190号 03.11.1)。外国語が上手い国民は、a)他民族国家のために、統一言語の必要性がある旧植民地の国々、b)単一書語国家でも、小規模国家のために文化活動を自国語でまかなえない北欧の国々だと言います。日本はそうではないわけです。書語経済学の調査では21世紀半ばに英語の影響力は衰えると見ています。コンピューター英語も20年後には下降しはじめます。それに現在の国連の公用語は6ヵ言語です。

だのになぜ外国語与英語を基本法に入れようとする のでしょう。本音は国際化ではなく流行です。駅前の 英会話学校の多さを見れば分かります。大衆の英会話 願望に答えようとしたのです。現代版ファシズム=ポ ピュリストは大衆の願望に敏感だからです。

2.「国家戦略としての科学技術の推進のために、ライフサイエンス・パイオテクノロジー・ナノテクノロジー・ITの重視」。全て横文字を入れてます。ナチ国家が先端技術が大好きだったことを思い浮びます。「国際競争に勝つため」と説明していますが、競争を意識して科学技術の振興を唱えるのはやはナチズムです。そして上記の4つの科学の分野はすべて、新興グローパル資本の戦略商品開発に貢献する科学で、グローバル資本の権威に追随する本音が見えます。

3.「地球環境など人類が直面する問題を解決するための知の集結」。同心円的発想から国の枠を越えた「敵」(ヴィールスやオゾン層の破壊等々)を意識してます。地球環境を破壊し続けているのは、グローバル資本そのものですし、排ガス規制の京都議定費の闘印を拒否し、エイズ新薬の特許権を盾に、死を前にした人々に薬を渡さないのはアメリカです。システムや資本の動きや背後の構造を隠し、「人類の敵」を想定するのはやはりナチズムそっくりです。

4.「新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい日本 人、体力の向上」。「日本人」ということばがやたらに でてきます。そして体力の向上を謳い上げます。国家 による「心と体」の生活管理が始まります。現に03年にもう健康増進法が出され、国民は自分の健康を増進する義務があり、第25条では具体的に「受動的煙防止策」が書かれています。これは先に紹介したナチの政策(分煙ではなく全面禁煙)と一致します。

5.「義務教育の弾力化」・「教育の機会均等を改め教育を受ける権利」と書き直すこと・「平等意識の脱却」。この三つのことばは別々の箇所に書かれてますが、全体的に平等嫌いのナチの精神がよく出ています。「個人差に応じた」と彼らは言い、「平等を唱える人たちは個人差を無視している」と思いこんでいます。平等とは、身分や階層や収入や人種や性別や障害の有無といった社会制約から解放されることを指しているのに、故意に社会的制約のことを言いません。つまり行政や社会の責任を回避して、問題の焦点をずらすわけで、これもナチの手法です。

この発題で最初に階層構造の問題を出しました。グローバル経済が進み、以前より増して、世界的規模で所得の格差が開いたことを資料で示しました。基本法の「改正」論者はこの事実を知っている筈なのに、平等を論ずるときに故意にこれを隠します。格差が開いたのはシステムのせいではなくて、「個人差の現れだ」とでもいいたいのでしょうか。

6.「自由と責任、権利と義務、個と公のバランスの 欠如」・「倫理・マナー・道徳の軽視」。改定論者はこ のように現状を批判してます。これは国民に向かって 書ってます。同時に「指導者層の責任感と規範意識の 低下、リーダーシップの欠如」も批判します。上と下 の両者を同時に叩くのは、これまた大衆ファシズムの 特徴です。規範意識や倫理やマナーの衰えは消費社会 と関係します。消費社会は個人対象の商品とサービス を提供し、人々をバラバラにします。消費社会はあく まで個人化を進めます。

スーパーは主に家庭向け消費ですが、コンビニは個人向け商品を売ります。コンビニの売上がスーパーのそれを上回った頃、携帯電話が家庭電話を凌駕しましたし、グローバル資本は国家を越えて世界中の個人を対象に商品を売りまくりました。グローバル経済の競争激化が、指導層の責任感や倫理の低下をもたらしま

した。競争に勝ち抜くために、国民の福祉や労働者の 権利など考えているひまがなくなったからです。

この現実を無視して、倫理やマナーの向上を叫んで も効果がありません。社会の歴史や背景や構造や全体 像を問わずに、人の心がまえを説くのがこれまたファ シズムです。

7.「思いやりと弱者への配慮」。このことばには嫌な響きがあります。それは「上の者」と「強者」が「下の者」と「弱者」に対して「配慮」すると述べているからです。配慮などしてもらわなくても、権利を認めればいい。世界の為替取引が一日2兆\$あるのに無税なのは不公正そのものです。是非、トーピン税(アメリカの経済学者トーピンが提唱する、為替取引への課税)をかけるべきです。不公正に富を得た億万長者が飢えに苦しむ民衆に「配慮」などしなくていい。税金を人並みに払わせればいいわけです。モラルハザードの最たるものはグローバル化したカジノ経済そのものにあります。

人を上下と強弱にわけ、格差が生じたシステムの欠点を無視する態度は、やはりファシズムの考え方をよく現しています。

8.「家庭や地域の教育力の崩壊」。このことばを書いた人が忘れている点があります。教育力が衰退したのは、学校も労組も生協もあるからです。先にグローバル化の結果として階層構造の変化を述べた際に、中間層の没落に触れました。これは階層の没落であると同時に、中間集団、つまり家庭・地域・学校・労組・生協等の没落をも意味します。中間集団は国家と個人の間に介在し、個人の弱さをカバーする、いわばクッションの役割を果たしてきました。

クッションを取り除いたのはグローバル経済でした。グローバル資本は家庭を無視して個人に商品を売りますし、マグドナルドやスターバックスは地域の飲食店や喫茶店をつぶしました。また、企業に学校の経営を請負わせ、企業の作ったデジタルカリキュラムを売り込もうとしてますし、組合をつぶして労働者を個人契約で雇います。

構造改革というのは中間集団をつぶしてグローバル 資本に加担する体制を作ることですが、それ押し進め る人たちが家庭と地域の教育力の崩壊を嘆くのは奇妙 なことです。社会的経緯を無視して、個人の意識問題 にすり替えるファシズムの手法がうかがえます。

9.「子どもに学ぶ意欲と勤労意欲を」。ここは岡山さんの報告と関係します。フリーターが増えたことは、教基法「改正」派の人たちも触れていますが、フリーターの増加現象が学びや勤労意欲とどう関連するかを述べていません。学ぶ意欲や勤労意欲の減退とフリーターの増加を並記しているのが「改正」案です。私たちはフリーターが増えれば、学ぶ意欲や勤労意欲は衰えると思っています。なぜなら、フリーターとは、代替可能で誰でもできる仕事をする人ですから…。

正規雇用を減らし、パートやパイト、派遣や契約、 業務請負や疑業務請負を増やしてきたのは政府と企業 です。企業にとって、短期雇用は国際競争に勝つ手段 ですから。政府はフリーター化政策をしながら、学ぶ 意欲と勤労意欲を勧めるのは矛盾します。

もう一つの現象があります。高度経済成長以来、技能のME化やIT化が進みました。その結果、熟練や修業や勘やコツよりも、VDTの画面操作やボタン操作が増えました。労働現場では学びの要素が少なくなり、新しい機械操作に慣れるための変わり身の速さが問われています。「改正」論者は技術の振興は主張しますが労働疎外については語りません。深刻な問題を避け意欲の問題にすり替える、これがファシストの手口です。

10.「パブル崩壊後の不況で自信と目標を喪失」したので、「若者層に夢を」と唱えています。その夢とはなんでしょうか。それは「日本人のアイデンティティの回復」ということになります。そこで出てくるのが「伝統・文化・郷土・愛国心」です。

先にフロムの『自由からの逃走』を紹介しました。第一次大戦後のドイツでは、フランス等の国々からの賠償金の支払いで国家経済が破綻し、超インフレのために国民生活は逼迫し、国の威信は低下してました。今の日本は賠償金や超インフレがない代わりに、グローバル経済のもたらしたリストラがあり、中間層は没落し、年収300万以下に落とされた多数派大衆がいます。

教基法「改正」案にはグローバル化のことが出てます

が、「この大競争時代を勝ち抜こう」と書かれていて、 グローバル化批判ではありません。競争に勝ち抜くの が若者に夢を与えることだと思っています。これはま さにナチズムです。大衆がその宜伝に共感するか、今 はその瀬戸際に立たされています。

セグメント化

先に述べたように、東京都知事選では300万の石原 支持栗があり、もうすでに大衆ファシズムの時代に突 入したことが分かります。ではどうしたらいいので しょう。

我々庶民が互いに共通認識をもたねばなりません。 でも、意思疎通に大きな壁があります。セグメント化 (分節化)の問題です。グローバル経済は、消費面で は、商品の売り込み対象を個人に絞り、生産の面で も、労働者個人を能力評定し様々な職階を作りまし た。つまり中間集団を解体し、セグメント化を進めて きました。

認識を共有するには互いに話し合わないといけない のですが、その話し合いは立場を共有するか、あるい は互いの立場への共感がなくてはなりません。だがセ グメント化は立場の共有や共感を難しくしています。

教育についてもB層とC層の感じ方が違います。B 層は教育の恩恵を受けた者ですが、C層は教育に裏切られた者です。つまり立場の違いが歴然とあり、会話ができても、心情を理解しあうつき合いは難しいのです。

職場では職員と非常勤職員、あるいは正社員と契約 社員と派遣社員は付き合いません。契約社員や派遣社 員やパートやパイトの人同士も勤務時間が違うので、 互いに一杯飲んだりしません。労働者同士が日常的に つき合うことがなくなっています。労働組合が低調な のはセグメント化のせいです。「万国の労働者は団結 せよ」とか「世界のB層とC層が手を組んで、A層に立 ち向かおう」と宜伝したいのですが、それは伝わりに くいのです。

ここにポピュリストのつけこむ余地があります。 「敵は北朝鮮とイランだ」と宜伝すると、民衆は「そうかいなあ」と思ってしまいます。ポピュリストは日常 的にパラパラにされた個人を対象に、丸ごとひっくる めてマスコミを通じて宜伝できます。マスコミはポ ピュリストに加担して購<mark>脓者や視聴者の多数派におも</mark> ねます。

アントニオ・ネグリの提唱するマルティチュードの 概念が大切になると思います。国境や都市や立場や階 層を超え、労働者も学生も主婦も失業者もフリーター も、既成の組織に頼らず、テーマ別に行動を起こすこ とは可能です。現にシアトルやジェノヴァの反WTO デモは数十万の規模になっています。

教育基本法「改正」はファシズムだという話をしてま したら、マルチチュードの話までいきついてしまいま した。おしゃべりし過ぎました。お後は討論で…。

シンポジウム || 教育基本法「改正」になぜ 反対するのか<討論部分>

司会(篠原): これまで4人の皆さんに発題していただいたが、さらに甘いたいこと、これから討論したいことをもう一まわり短くお話していただきます。それにしても、討論時間は1時間程度に限られているので、議論は、深める、どこかへ収斂させる、というよりも、拡散させ続けることになるかと思います。それにしても、時が時だけに、教育基本法「改正」に反対する視点や論理を確認する作業も忘れたくないと欲張ったことを考えていますので、どうぞ、ご協力ください。

内外区別論を越える、新しい支配・管理方式の問題

岡村: 今回の発題でまだ触れていないことについて 少しお話したい。岡山さんが話されたことですが、教 育基本法「改正」について考える時に、現に進行してい る学校の問題として「日の丸・君が代」に象徴される状 況があります。これをどのように捉えるかということ があります。1979年に元号法が制定されて、その年 に、北九州市の若松高校の教員が、卒業式に「君が代」 をジャズ風に演奏して、分限免職処分にされました。 その後「日の丸・君が代」については、北九州で今日に 到るまで処分が続きました。85年に当時の高石邦 男・初等中等教育局長が「掲揚・斉唱」を徹底する通知 を出して、100%実施をめざすことになりますが、そ れで沖縄とか、私が住んでおります京都とかで一挙に 強制が行われました。それから10年間、私は処分の問 題について事実を追ってきました。95年に「処分論― 一「日の丸」「君が代」と公教育」(インパクト出版会)を出 版しました。その時にはすでに千人近い教員が処分さ れています。

その後10年経って、東京では、今日、岡山さんが報告したような状況になって、今回は、その中での問題提起になりました。今回出版した『教育基本法「改正」とは何か――自由と国家をめぐって』(インパクト出版会)のオビに「いま学校には精神の戒厳令が敷かれてい

る」という言葉を使いました。これは、豊中高校(大阪府)の中野先生が卒業式で生徒に対して呼びかけた行為を理由に戒告処分をされ、そうした学校の現状に触れた中で目にした言葉です。私も先程、佐々木さんもおっしゃっていたファシズム的な状況が学校の中に敷かれて来ていると思いますが、この事をどう考えるかということがあります。

国立市(東京)の音楽の先生が処分されて裁判に訴えていますが、教育委員会の側は職務専念義務に反したことを理由に挙げています。その職務専念義務とは精神的な職務専念義務を含むと言っているのですが、精神のあり方まで問題にしています。かつて考えられなかったようなことを平気で言っているわけです。

心の内部と外部はつながっている、こういう表現もおかしいですが、精神的作用と外部的行為との関係とすれば、戦後、国家の不当な支配に対抗するために日教組を含めて教育運動の側は、教育における「内部」に介入するなと言い続けてきました。外部ならよいということではないとしても、「内的事項」に勝手に関与すべきでないという立場だと思います。つまり、これまでは内部を守るために内と外を分けるという論理を立ててきたわけです。しかし今や内も外もない。むしろ、内外区別論は内部を支配するために使われてくるようになっています。いまや、運動側の「論」を行政側は自らの「論」として使い出しています。

こういう状況をどう考えるかということですが、この背景にはグローバリズムがあると思います。従来、あらゆる領域において、「公と私」「パブリックとプライベート」「官と民」とかいう、基本的な区分によって社会が成り立って来たのですが、その中で規律型の支配構造が秩序を支えてきました。しかし、グローバリズムによって、境界はずしがされるようになり、従来の支配や管理のあり方ではすまなくなり、こうした事態が、あらゆる領域に生じており、浸透しています。こうした新しい事態の中に潜在するもののひとつとして、抑圧と服従の新しい要因、「ファシズム」的な新しい管理方式も入ってきている。しかし、これにどう対抗すべきかという論と方策を打ち立てられないでいます。

佐々木さんが触れた、昨年、文部科学省が提案した「教育の構造改革」の第4番目の原則に「公開と評価」がありますが、自己申告によって教職員を管理していくという、新しい評価による管理システムが進行しています。これは、学校を超えて社会全体にみられる「企業の論理」が学校にも入って来たということですが、これに明確な対抗策を打ち出せないでいます。この事態をどうするか、これもひとつ問題として挙げておきます。

問われるべき教育の現実は教育基本法の下で進行して きた

岡村: 教育基本法は、近代的な人権思想、あるいは 人権論によって支えられている法の体系ですが、そこに描かれている人間像とか人間観についての検証、再審があって当然です。例えば社臨学会においては、近代を問うという形で、自律的な人間像そのものを問う、あるいは自己責任能力を有する主体であるものを「人間」として捉えていく見方を相対化していく、そういう試みを、「共に生きる」とか「共生」の思想の中で確かめてきたと思います。そのことからすると、教育基本法が前提としている人間像や人権思想、人権論の様々な見方をきちんと批判しながら、教育のあり方について考えていく必要があると思います。

教育基本法の描いている教育の姿は、われわれが現 実に目の当たりにしている今日の教育現実と無関係と 言えないものです。教育現実は、教育基本法を逸脱し てというよりは、教育基本法が前提にしている近代の 能力主義であるとか人間観とか、それらによって生み 出されて来ています。こうした教育現実をどのように 批判していくか、そうした筋を通していくことだと思 います。教育基本法の諸原則は現実批判においてその 有意味性を確かめられてよいでしょうが、むしろ新し いもののとらえ方、思想、論理をもって、われわれの 課題、教育批判としなければならないのではないか。

もう一点、改めて指摘したいのは、教育基本法第1 条の「目的」と第10条の「行政の不当な支配」の問題、そ の関係についてです。戦後、第1条については、ほと んど問題視されてこなかったのではないか。ここでは 人間観のこととして考えてみたいと思います。

現在、進展しつつあるグローバリゼーションは、市場原理、競争主義をとおして、これまで以上に、一人ひとりが個別化され、分断されてしまう、そういう事態が全体を浸潤しており、それに対して人びとをつなげていくことはどのように可能か、関係性とか共同性とかはどうつくれるのか、それが課題になるだろうと思います。

佐々木さんが言われた階層間におけるつながりをどうするかということをこう考えます。われわれは一人ひとり、いくつもの生活、労働、社会活動などの単位に帰属し、そこでそれぞれがサブジェクト・ボジション(主体の位置)の複数性、多様性を共有し、その間に生じる葛藤を抱え、あるいは対立を超えて、どのようにつながりあえるか、そうした意味での人間のあり方を問うことも考えられます。社会的な共同関係性としての人間は、仔細に観察すれば、自律とか依存とか、まるごとの存在物なのではなく、そういう観点で捉えてみるとどうなるか。

教育基本法第1条は、国家が教育が到達すべき目的、価値を示しています。それによって人々を導いていくということになります。国家の定めた価値の方向に人々が教育されるべきであるという思想です。それでいいのかと思います。しかも、それは国の力を今後一層強めていくにちがいないのです。「改正」は、国家的な価値、国家主義的な教育を強めていくのは明らかです。一方では自律した人間像を、他方では、孤立、分断された個人像、さらに導かれる人という人間像、それらが第1条の期待している人間像ではないだろうか。そこに「改正」の目的の一つがあるとみることもできるのではないか。

教育基本法「改正」に反対しながらも健康幻想はあり続けている

山田: 昨年暮れに日比谷公会堂で行われた「5000人教 育基本法「改正」反対集会」に出ました。 イタリアなん かだと何十万人になるんでしょうが。 それはともか

く、あの5000人の中で、例えばタバコを吸ってもい いと言う人は非常に少ないのではないかと思います。 健康ということで含えば、圧倒的に「健康がいい」とい う価値観を持っている人たちなのでしょう。ここで、 最近翻訳された『健康帝国ナチス』(草思社 2003年)で述 べていることを思い出しておきたいが、ナチス・ドイ ツは、歴史上で最も清潔な帝国であったと言われてい ます。ここでずっと気にかかっているのは、ヒトラー の栗を支えた者の多数派は女性であったということで す。彼は「母性保護」を歴史的にやった人でもあり、優 秀なドイツ人を生む母としての女性を保護しなければ いけない、ということだったので、非常に女性に人気 がありました。このことは、日本でも、1940年代の 羽仁もと子が創刊した雑誌「婦人の友」をみると、国策 の最先端を担って、母たちに対して戦争を呼びかけて いる。このあたりのことをどう捉えていくかというこ とがあると思います。

岡山さん、佐々木さんが言及された、若者のフリーター化は、私には非常に切実でして、この間私の診療所に若者が来たが、肺炎でした。彼に、労働時間は何時間か聞くと、15時間だと言いました。私の息子は看護学校に行って、看護師になって障害者の介護の仕事をしていて、娘は駒理土資格を取って居酒屋で働いていますが、彼らに聞いても10何時間働いている。本当にものすごい労働時間で、仕事が終わったら、何も考えないで寝るだけという状況です。彼らは(佐々木さんの言われる) C層ですが、B層にいる私は彼らに呼びかけるものを持ち合わせていません。そういう現実の中で、そのようなC層に働きかけるということを具体的にどうしたら可能なのか、特に、私たちが本当にそう出来る位置にあるのかを皆さんと考えたいと思います。

エリート校と「日本人としての自覚」

岡山: 佐々木さんに整理していただきましたが、 今、若者たちは、学校で学んだことを社会に活かせず にいます。若者側からすれば、確かに詐欺に合ってい るようなものです。このような状況に対応するため に、学校改革の中でエリート校、ノンエリート校という両極化が進行しているのだと思います。佐々木さんのお話にあったC層の子に対してはノンエリート校、年収1億円以上の家の子にはエリート校という仕組みを整えようとしている訳です。ノンエリート校では進級・卒業の規定が緩められる一方で、「日本人としての自覚」だけはしっかり植え付けようとしています。教職員はその手先になりなさいという状況に否応なく置かれているのです。

若者の問題はグローバル化している

司会: これから、佐々木さんに発言していただきますが、それに先んじて、一首、感想を述べさせてください。B層である私たちが、ファシズムを下支えする C層の不満を汲んで、そのC層に向かってB層がどのようにコミュニケーションを作っていけるかということが課題だとおっしゃったが、教育的・啓蒙的な感じがして気になりました。

佐々木: 司会の言われた感じはよくわかる気がする。えらそうな感じで、「俺はB層だが、C層に説教してやろう」という感覚はだめだろうという感じはいたします。なんでこういう発言をするようになったかということですが、1975年に私の勤務していた高校で校内暴力が起こって以来、ずっと考え続けて来まして、校内暴力、いじめと不登校、学力低下など、いわゆる「学校病理」に関して資料を集めてきました。

当初、定時制の現場にいる時は、全日制の教師から、近所の人から、親御さんから非難されましたが、これらは、実は東京都全体に広がっていることがわかって、だんだん非難が少なくなりました。しばらくすると、実はアメリカにも、イギリス、ドイツにもあると。「先進国」だけかと思ったら、中国、マレーシアにもある。では「中進国」はというと、最近ではイラクの教師とも、ヨルダンの教師ともインターネットで交信できるようになって、ヨルダンにも校内暴力がある、「発展途上国」エチオピアにもマラウイにもある。そうするとグローバル化なんですね。校内暴力のグローバル化が始まっている。そのことを視野に

入れた議論がほとんどない。

もう一つ、現場の人たちがどんどん発言しなくてはいけないのに、教員が締めつけられていて、「それはお前の責任だ」なんて言われるから、教師たちは、ますます現場で校内暴力やいじめで悪戦苦闘しているのに、彼らや生徒そのものの意見があまり吸い上げられていなくて、対策ばかり考えられています。世界中で広がっていることに対して、そんな簡単な対策があるはずがないというのが私の考えで、もう少し状況そのものを全体的に見る視野が必要だと思っています。

「共に生きる」への抑圧は「上」からも「下」からも

可会: それでは、ここでフロアーにマイクをお渡し したいと思います。

内藤: 神奈川県の大和市で33年間教師をしています。佐々木さんのお話とか皆さんのお話を聞いて、ほんとにストンとくるところがありました。私は、日教組の組合員である私たち現場の教師をしめつけるものは、上からの権力だけではないということをずっと感じて来たわけです。そのことは、「おちこぼれ論争」の時から始まっています。様々な環境や色んなことで、いろんな子どもがいて、ある年令の子が全員、ある到達基準に到達することは絵空ごとなのに、なぜ、教師たちはそのことを声高にはっきり言わないのは何故だろうかという疑問から、私の教師生活は出発しました。

最近、私の中ですごく戸惑いが出てきたことですが、今まで権力に対して私なりに抵抗をして来たことを支援してくれた、どちらかというと進歩的な母親たちと意見が合わなくなって来たことがあります。その一つは何かと言うと、障害を持った子どもたちを追い出した人々はどちらかというと、そういう進歩的な理論を持っていた母親たちです。それは、「わが子の学習権を保障して欲しい、だからこのような子がいるとわが子の学習権が保障されない」ということでした。

そして、さらに最近で言えば、禁煙運動です。確か に喫煙や紫煙は身体に悪いとかいうのはあるけれど、 私は、禁煙の動きが現場に下りて来た時に、「共に生 きる」観点から、タパコを吸う人と吸わない人が同じ 部屋にいる方法を模索すべきであると一時主張しまし たが、いまでは、結局喘息のひどい人がいて、喫煙は 別な場所でになってきています。

あと一つ、最近の学校評価の問題をめぐってだが、 「よい教師」を求めるPTA活動に熱心な多くの方たち によって、実は教師たちは閉め出されようとしている 現実があります。そういう締めつけがある中で、どん な教師がいてもいいんだということをあえて叫ぼうと 思っています。それは何故かと言うと、「いい人探し」 は、「いい子ども探し」、「いい母親探し」、そして「邪 魔な者」を抹殺していくことになります。教師の中に グータラしている人がいることがかえって子どもに とっていいことがある、皆が真面目に熱心になること は逆に排除に加担することがあるということは、現場 の中でとってもよくわかるんです。とても下らないこ とを一生騒命やらされている。それでキリキリする。 でも、中にそうじゃない人もいて、そんなのイヤだよ とか、期限に間に合わないよとか言う人がいるから、 ホッとできている。クラスでもそうで、勉強一生懸命 やったり、目を輝かしていたりという子ばかりでな く、色んな子がいるから、実はホッとできる。そうい う子どもたちの存在は、現場から遠くにいる人には見 えないのだが、かえって、そういう人たちの力によっ て、実はファシズム的な現場が進行しています。

あと一つ、危機であるのは、池田小の児童殺傷事件 (2002年)以来、学校現場の中では、「不審者の閉め出し」に血道をあげて、学校危機管理に対しては、文科省からものすごい通達が降りて来ています。最近降りて来た文書の中で、「不審者」と思われる者がいた場合は、教職員一同直ちに排除するために協力して、警察に報告することという通達がありました。一所懸命お勉強してあまり人と付き合わずに教師になってきた人たちは、どういう人たちを変、と思うかというと、先日のことだが、近くの養護学校からつまらないから抜け出して来た高等部の生徒に対して「変な人がいる」と言っている。そう思ったら、その場で話せばわかるのに話さない。

大和市はいろいろな国籍の人が多いが、地域のPT

Aが「子どもの安全を守りたい」と言いながら、地区想 談会では、「あそこの家には外国の人がいていつも ボーっと立っているんだよね、あれが怖い」とまとも に出てくる。たまたまそういうことを聞いたときに私 たちが、「なぜそれがおかしいと思うのか」と切り返し をしなくなった時、一体どういう事態が起きていくん だろうか。それはもう日常の問題になっている。つま り、そういうところでファシズム的状況が起きている というのが現場の感覚です。

管理されたい多数派とそこでの「自己責任」

山川: 北海道の教職員組合で専従をしている関係で 色んな情報が入って来て、今の先生がおしゃったこと も現実にある。北海道は、離れ小島のようにいろんな 管理が一番遅れてやってくる。その北海道でも様々な 管理・支配の強化が進行している。昨年、旭川市で、 ジェンダーフリー・バッシングの講演会が開かれたこ とをお話したい。「ジェンダーフリーを言いながら、 セックスだけの観点で取り上げて、過激な性教育を学 校で教えている」とか話すと、その講演会を聞きにき ている方々は「えーっ、そんな事、やってるの?」「いや あ、それは問題だけと言いながらうなづいている。先 程、山田さんがおっしゃった、ドイツのファシズムを 支えたのは女性だったということにすごくリンクする なと感じた。真綿で絞めるような感じでぎゅうぎゅう と痛みを押し付けられているのに、それでも奉仕した い、例えば子どものために、自分は傷ついたとしても やってあげているんだという、自己満足がどうもそこ に入るような蔓延っている気がしてならない。

管理教育は、それにどこか通じる気がして、大多数 の人たちは管理されたい、受け身の教育を待っている のではないかと感じる。楽なのではないかなと。批判 したり、抵抗したりするのは労力がかかります。そこ さえも「心の教育」ということで、カウンセリングされ たり、ケアーされたりしながら、「自己責任」という責 任転化がされるという状況ではないかと感じます。そ のなかで、教育基本法を変える動きは「改悪」にしかな らないと思います。

ナチスの女性たちの「自己決定」は今日に通じる

漁川: 山田さんがおっしゃったことのなかで、ナチ スが女性に受けたという話がありましたが、それと、 日本の「銃後の女」がいっしょくたに出て来たのが気に なって、発言するんですが、ナチスが出て来た時に女 性に受けたというのは、フェミニストの「自己決定」み たいな言説がすごく受けたんだと思っていて、それ は、かつての日本の状況と違うんじゃないかと思って います。ナチスの時には、女性たちが「自己決定」し て、純血のドイツ人の子どもを産みに、産み場所に行 きますよね。そこでほめられて、誰のか分らないけれ ど、純血のドイツ人の子どもを産んだ。そうやって、 ナチスは、「自己決定」で上手く女性を使っていったよ うな気がします。そのなかで、「自己決定」でえらく なった女性もいるし、バリバリ働いた人もいた。そう いうところの要めになった言葉が「自己決定」だったん じゃないかと思うんですが、日本の今の状況と似てい るなと思います。その意味で含えば、怒られてしまう かも知れないが、フェミニストの人たちの主張する 「自己決定」は破綻していると思います。

「教育」批判は「教育」が前提なのか

中島:3つ質問します。岡村さんは、今後、自分たちなりの教育構想を立てていく必要があると言われました。「共に生きる」ということもその構想に含める、と。社臨では、「教育」という幻想を疑っていこうという議論をしたことがありますし、「教育」という視点を批判していこうという姿勢をもった人も多くいます。岡山さんや佐々木さんもそうだと思います。そのへんのところをどうお考えでしょうか。新たな「教育」構想を打ち立てていくのか、それとも教育幻想にのっからないで考えていくのかということです。

山田さんは、「健康増進法」のところで、病気は「社 会の實任」という捉え方から「自己實任」という考え方 になってきていると言われました。このことは、福祉 国家的な在り方からリスク・マネージメントという方 向へと変化している、つまり、ネオ・リベラル的なものへと変わってきたとも捉えることができると思います。しかし、他方で、山田さんは戦前回帰的な文脈でこの流れをおさえているようにも思われます。そのへんはどうお考えになるのでしょうか。回帰とすると、福祉国家的理念より前に戻るということなのでしょうか。

佐々木さんのお話ですが、発題のお話にはなかった のですが、レジュメに、A層、B層、C層と分けて、 C層の中にマルチチュードという言葉が書かれていま す。これはどういう意味で使われたのでしょうか。マ ルチチュードは「多数的なもの」と訳されたり、群衆、 大衆とも訳されますが、僕の理解では国民や人民と対 立する概念だと思います。国民や人民という概念は、 人々を国民の意思あるいは人民の意思という形で一つ にまとめることができるというニュアンスを含んでい ます。しかし、マルチチュードは一つにまとめられな い、国や階層・階級といった枠を越え出ていく人々の 在り方をさしていると僕は理解しているのです。佐々 木さんはC層の中に位置づけているのですが、階層に まとめられながらもそれを越えていくという動き・現 象を表現なさっているのではないかと勝手に思ってい ますが、そのあたりについて説明していただければと 思います。

いろいろなところで「自己責任」論が軸になって

飯島: 今日は、なぜ教育基本法改悪に反対するかで 話し合われているんですが、ぼくはこれからどうやっ て抵抗していくのかが自分の中で大きなものになって います。教育基本法を先取りするような現実がいっぱ いあるんだということで、大衆ファシズムという話も あったが、確かにその状況はあるが、佐々木さんが階 層構造の変化の話をされたのですが、そういうことで 説明がつくのかという点で、まだぼくには理解し切れ ないところがあった。

山田さんは、教育基本法の改悪について、特別支援 教育とか健康増進法の話題を一緒に出されたが、教育 基本法の改悪というのは他で起きている社会問題と密 接に関連していて、それらの問題の象徴として表れている気がします。例えば、最近の社会福祉構造改革とか、障害者に対する支援費制度をやめて介護保険制度に切り換えるとかいう問題がぴったり重なる。公的な實任を回避して自己責任をすごく強調していくんですね。その過程でやはり、ノーマライゼーションも地方分権も民間参入も利用者主体も、自己決定、自己選択も全部利用される。サービスを受ける側もよりよいサービスを求めるという動きの中で、なにか変な形になる。結局自分が責任を持たなければならない。障害を持っている者たちが社会のお荷物みたいな形になっている現実があるわけです。

物営わなかった人びとが発言しだしているのだが

篠木: 自己決定権と自己責任についてですが、浪川 さんがフェミニストの自己決定は破綻しているとおっ しゃいましたが、自己實任の前提として、自己決定で きるということがあると思うのです。自分のことは自 分で決めるのだが、ただ、自己決定するための条件と か選択肢は非常に限られている。A層、B層、C層に 関連して言えると思うのですが、自分が学歴社会、偏 差値重視の中で努力しなかったから、低辺校に行かざ るを得ない自分を實めてしまう。だけど今、東大とか のエリート校に行ける層は、A層、B層のエリート層 です。自己選択の背景に非常に限定された環境とか条 件がある。今の社会は能力主義で効率を追求するが、 能力主義はいわば努力主義で、その結果、エリート校 に行って、いい企業に行って高収入を得るということ になっている。だから、それが社会的に承認される仕 組みになっていると思うが、元々のところで条件が 違って来ている。ルールとか環境とか条件がおかしい のにそれを前提にしている。それを問うと制度や政治 に物申していかなくてはならない。それに対して非常 に無力感がある。投票率が低いのも、政治が変らな い、社会を変えられないという無力感が蔓延している から、逆に、自分の努力が足りないと感じたりとか、 いろんな社会的逸脱行為に走ったりとかすると思うの です。

そこでさっきの「マルチチュード」なんですが、今年、第三回世界社会フォーラムが開かれましたが、インドのムンパイで10万人集まったと言います。それを支えているのは「マルチチュード」と言えると思う。C層に属する、フランスのジョゼ・ボベさんという農民とか、カーストの下層の人とか、超げられた物言わなかった人たちが、WTOとか、経済サミットとかダボス会議とか、世界の大枠のルールを決定している超エリート層に対して、廻りめぐって自分違の暮らしに関わっていくそれを変えなければしようがないということで、結集してきている。もう一つの社会が作れるという構想段階にあると思うんです。ところが、日本はまだ準備段階で広がっていない。教育現場でも、社会は変えられるんだということを示すというか、語りかけられないかと思う次第です。

上からの「教育改革」に抗して「国民・市民」から

武田: 3月まで神奈川の県立高校の現場におりまし て、その中で特に「日の丸、君が代」の問題を中心にす さまじいまでの「教育改革」というものに直面してきた 経験から、いくつか申しあげたい。今進行しているグ ローバル化をベースにするトップダウンの「教育改革」 は、戦前はもちろん戦後も含めた反動化だけでは捉え 切れない部分がある。一つは佐々木さんのレジュメの 中で改革言説と背後理由、表面理由が出ているが、例 えばイラクへの自衛隊派遣にしても、イラクの民衆の 生活を支援をするという名目で実際に水を配ってい る。その配り方たるや非常に不合理な配り方だと思う わけですが、その限りにおいては、水がない状況で水 を補給するということに関しては、それが自衛隊であ ろうが、NGOであろうが、それ自体に対しては反対 しにくい状況があって、どんな場合でもファシズムと いうのは、誰もが反対しにくい建て前をかざして実態 は違うことをやっていくという特徴があるわけです。

例えば、フランスの思想家、ブルデューも、今のネ オリベラリストたちは従来の言葉をきわめて巧みに俗 事に入りやすい言葉に置き換えて、「改革」と称する改 悪をやって来ていると指摘している。それに対して例 えば、戦前のような「反動化」と言ってしまうと、また同じ歌を歌っているという見方が特にメディアもそうですし、民衆の中にもあるんじゃないかという気がする。労働組合や革新政党がこの間力を失って来た理由もその辺にあるのかなと思う。グローバル化が持っている両義性を明確に対象化していかないと、この状況は打開しにくいのではないか。

先程、岡村さんが「評価と公開」に触れたが、そうい う状況であるということは、逆に権力の側、校長とか 教育委員会が絶対に超えられないひとつの論点があっ て、実際には論理ではなくて、やらずぼったくりで **言ってしまうわけだが、神奈川はその辺、まだせめぎ** あっているところはある。つまり、情報公開とか「県 民の声」とかは絶対的な金科玉条になっていて、たと えば、教員が含ってもだめだが、市民団体や親が何か **言っていくと、教委や校長は絶対に逆らえないみたい** なのがあって、この間、市民集会で「教員が言っても ダメですから皆さんが団体を作って学校に『日の丸、 君が代』について申し入れをしてください」と言って来 た。余りネガティブな話しだけでなく、北九州市で実 施されたことだが、通知表で愛国心を評価することに ついては、大学生が中心になって、何人かで手分けを して、自分が出た小学校の校長を訪ねて話し合うこと によって、通知表の表面から「愛国心」という項目が消 えたという報告がある。国民の教育権論というのは、 かなり否定できない部分が権力の側にもあるのではな いか。「評価」で言えば、改革主義みたいな話しだが、 学校評価委員会を作らなければならないことはどうし ようもない動きでも、その中に生徒会だとか、教員の 代表を入れて学校評議会にしていくという、そういう 両面を改革原理として持ってやっていくことが方法論 としてはあると思います。

国家の枠組みを超えた交流が始まっているときに

瀬川:「不登校」関係のところで働いている。 どちらかというと、どなたかが、グータラした人もいるのもいいことだと言っていたが、私もグータラした人で、かつフリーターでC層です。 話しを聞いた中で、文科

省の言っている「競争」は、国家間競争のことだと思いますが、それは国民にも関係あるんでしょうけれど、 それはどの程度関係するのかということを、佐々木さんにうかがいたい。

不登校の生徒たちなど似たような境遇の人も、普通の交流を国家の枠を超えてやっているという意味では、教育基本法も所詮国家の枠組みの中であって、国家の外に出て国家はどうあるのかと考えることを今までやってきたのか、そういうことは無理なのでしょうか。ファシズムということを持ち出してしまうと、スターリニズムというのよりましだろうとか、全体主義がよくなくて、北朝鮮みたいなってしまうとかと、C層は思ったり言ったりするので、スターリニズムとか、全体主義のことも、ファシズムと合わせて何か言って行ったほうが、ファシズム社会の問題点を言う時にはいいのではないかと思いますが、いかがでしょう?

司会: 時間の関係で、フロアーからのご発言を打ち 切らせていただきます。幾つか重要な問題が問われて いますが、発題者たちに、短く応えていただきます。

近代教育の「能力」問題を問い直す

岡村: 「私たちの側の教育構想」と言いました。教育 幻想を批判するという観点からすればどうなのかとい う、中島さんと武田さんの質問ですが、私は戦後の教 育のあり方は、近代公教育の枠組みとしてつくられて おり、これを変えて行くことが課題だと思います。公 教育に代わるような教育のあり方を構想する(考える) ことは、教育に幻想を持つことだといってしまいたく ないと考えています。かってはそう育うものの見方で なかったのではないか、そういうことなのだと受け とっていますが、あるべき教育ということであれば教 育幻想論に違いないですが、教育現実への批判を続け る中にしか、あるいは公教育を問うことなしには教育 構想を語ることはできない、それを認めることにおい て教育の構想、希望にふれることをすべて幻想だと **含ってしまってよいか、再考してみたいと思います。** 主体となること、これはフーコーから遡り、アルチュ

セール、さらにはサルトルへという文脈において、呼びかけがあり、それにふり向くことで主体となる、と語られてきたわけですが、いったい、そこに想定される、よびかけーふり向き、の当事者は何ものか、それも問われるでしょう。幻想論も主体論も、あらためて考えていきたいと思います。

武田さんの「評価と公開」の問題ですが、これは不可分な関係で、評価の特度を高めていくためには、評価の基準をどこまでも細目化していく、そのために評価される側のあらゆる評価対象を公開していく、公開させていく構造を評価は持っていると思います。この評価と構造の問題が、まさに学校教育のなかにおいて徹底されてきています。それは精神的緊張を日常化させ、精神的疲労は、それ自体さえも評価管理の対象項目にされてしまうような現実が支配的になってくるのではないか、そのように思います。

もう一つ、先程、山田さんもおっしゃったのですが、近代の教育の根本にある「能力」の問題をどう考えるかということはやはり、とても大事な問題で、社会的、合理的差別として、近代社会は「能力」を見なしてきた。やむを得ざる差別だと。私たちはそういう能力思想、能力観に対する批判をどうするのか、いまの教育基本法「改正」問題を含めて能力主義の現実を批判するための能力観をもう一度、しっかりと提示するべきではないかと思います。

自己管理としての健康管理、生活の場としての学校

山田: 中島さんからの質問について、「歴史はくり返す」と言っても学習するから、戦前のようにはやらないと思いますね。「自己責任」という形は新しく出てきた概念だと思います。私はかって、学校での健康診断という子どもの身体の管理を問題にしたし、今でもそれにこだわっています。かって、共産党系の教師が中心になって、十数年前あたりから、子どもたちの健康管理のため「生活リズム」ということを言い出して、そこから「小児成人病」という音葉が出てきました。この言葉自体が矛盾しているということで、今やたら元気なおじいさんで、日野原重明という医者がいますが、

それは、遺伝子の問題なのか生活の問題なのかと、 よく言われることだが、糖尿病になる人は、生活習慣 がいくらデタラメでも糖尿病の遺伝子を持っていなけ ればならないわけであって、同じ生活習慣をしていて も、生活習慣病になる人もならない人もいる。だが、 そういう形で囲人の責任が問われるようになって、そ れが今の健康増進法に到るということだと思います ね。

戦前は国が丸ごと天皇の赤子として面倒を見るという形だったと思う。戦後、ドイツ型の社会福祉が言われ、社会保障制度論争があって、大衆を収奪するための飴なのではないかと自われていたが、とりあえず福祉国家の体裁を作ってきた。しかし、今「自己責任」という形で、もう国は面倒を見ないと言ってくるようになった。それは初めてのことだと思います。

今、学校での健康診断はまたひどくなってきていて、例えば、子どもの骨密度を計って将来骨粗しょう症にならないようにとか、すでに骨粗しょう症の芽があるからカルシウムを飲ませようではないか、といった恐ろしい話が出て来ています。子どもの身体を全的に管理して薬液けにしてしまうというようなことが起こってきて、薬を飲ませられるといかにも人間は病人らしくなりますから、だから病人らしく生きていくという、国にとっては大人しくしててくれて有り難い国民を作っていくことになる。それはやはり新しい時代だと思います。

私の娘は障害をもった子どもですが、ものすごく学校が好きで、私は、教育が必要かどうか知りませんが、学校のような場所はあって欲しいと思っています。卒業して今、世田谷(東京都)で独り暮しをしていますが、学校時代のように同世代の仲間と出会う機会がありません。学校という装置は今のところ、この国では障害を持った子が「健常な」同世代の仲間と出会えるところなので、それはなくさないでほしい。障害を

持った子どもの側からは「教育の場ではなくて、生活の場であってほしい」ということを貫ってきたが、学校の側からは「そんなことはない。学校は生活の場ではなく教育の場なんだ」とくり返し言われ続けてきた。生活の場、教育の場というように二分法で分けていいのかどうかわかりませんが、とりあえず学校のような場所はあってほしいから、そこで何をすればいいのかを考えて欲しいし、先生方も自分たちの職場であるのだから何をすべきかを考えていただきたい。

学校で学ぶ意味がなくなっている

岡山: 障害のある人たちにとっても、外国からきた子どもにとっても、学校は貴重な「生活の場」であることは言うまでもありません。しかしだからといって、学校教育自身が持っている問題を見過ごしてはならないと思います。今日のような「不当な支配」を排除すればより麗しい場所が出現するのかというと、そうではありません。学校教育がどうにもならなくなったからこそ、次第に「不当な支配」がはびこってきたのではないでしょうか。「正当な支配」なら結構です、あるいはハードに要求しないでソフトに要求してくれれば、そのうち「日の丸」も「君が代」もなんとなく受け入れてやっていきますよ、というようなものでは勿論ないでしょう。「教育構想」の在り方や改革の進め方の問題ではないはずです。

「教育幻想」という点で言えば、これが一番薄い夜間 定時制高校という場所に私は居ます。そこに生徒が来るのは、なんとか高校卒業資格だけはとらなきやいけないという根強い強迫観念があるからです。そう頑なに思わせるものが不登校の子どもたちやその家族を苦しめてもいます。しかし現実には学校で学ぶことの意味が消えかかっているのです。高校に入っても将来に直接結びつくものがない。こういう状況だからこそ、学校の持つ裏のカリキュラムを全面に出さざるをえなくなった訳です。「幻想」にしがみつけばつくほど、今日の学校改革が前提としている「構想」を進んで受け入れざるを得なくなるのではないでしょうか。「落ちこばれの学校」「ノンエリートの学校」と、都教育委員の

一人(鳥海巌氏)があからさまに語る高校に多数の入学 希望者が集まる理由がここにあると思います。

「教育幻想」を超えるために

佐々木: 中島さんの「教育幻想」についてだが、私は、山田さんのおっしゃった生活の場みたいなもの、例えば、イタリアのスローフードの運動※というのは、材料からつくって全部やるという意味らしんですね。そういうような場を構築するといった、反グローバルの生活の手段を取り戻す運動があれば、そのあたりで考えていったほうがいいのではないかというイメージがある。

[※スロー・フードの運動とは、マクドナルドなど ファースト・フード(fast food)に象徴されるグローバ ル商品化に抗して、「みんなでゆっくり楽しみながら 食事を作り食べる暮らし」の立張と模念である。]

「マルチチュード」の概念とは、国とか国籍とか国境とか都市とか、そういうものから全部はずれて、失業者とか学生とかフリーターとか家事労働とか、そういうのが全部、組織を作らない、常勤を作らないで、テーマごとに集る、といった形態がありうるのではないか、ということであります。

それから飯島さんは、大衆ファシズムの階層分類はしっくり来ないとおっしゃったのですが、私はこれは仮説であります。A、B、Cの仮説で考えてみますと割といろいろ当てはまることがある。例えば、報道人にしても「朝日」、「読売」、「毎日』なんかは報道規制があってイラクの危険区域に入れない。C層の記者、それは契約記者で人質になったりする記者ですが、それが真実を伝えたりしています。例えば金融で考えると、貸す方はA層であり、B層は年利2%で借りられますが、C層はサラリーマン金融から18%から29%で借りている。それがヤミ金融になると、180%で借ります。こういう金融不平等が、A、B、Cでくっきり分かれます。そういう例にあてはめてみて、不都合が出て来たらA、B、CにDまで付け加えてみて、そ

れらの層に関して、イラクではどうか、日本ではどう かと考えていく。そんなふうに、どんどん変えていく べき仮説として考えたい.

町会: ありがとうございました。時間の関係で、これ以上の討論が出来なくなりました。社臨誌に掲載しますので、それらをお読みくださり、誌上討論が重ねられればと願っていますので、発題者の皆さんにも、フロアーの皆さんにも、その際のご協力を、いまからお願いしておきます。

(シンポジウム || 終了)

シンポジウムIIの終了直後、中島浩等学会運営委員長は、同運営委員会提案として、「総会参加者一同」で、教育基本法「改正」に反対する声明を採択したい旨の提案を行った。フロアーから、内容(別掲記事、次ページ参照)そのものに異議はないが、十分な議論をする時間的余裕もないまま、「総会参加者一同」としてしまっていいのかという意見がいくつか出た。議長から、挙手による採択も提案されたが、シンポジウムIIに参加した者たちの、この場からの意見表明なのだから、この方式はふさわしくないとの意見も出た。結局、「参加者一同」という全員一致の表現を避けて、「総会決議」とした。(編集部)

声明 教育基本法の「改正」に反対する

日本社会臨床学会

イラク人質事件で噴出した「自己責任」論は、今日の国民と国家との関係を示して余りある。すなわち、国民は国家の指し示す範囲内において行動すべきであり、少なくとも国家に迷惑をかけるべきではないとするものである。いつの間にか国家が主体であり、国民はそれに従属すべきものと位置づけられた。教育基本法の「改正」はまさしくこうした位置関係に国民を貶めるものであり、同法と不可分の関係にある日本国憲法「改正」の引き金を引くものである。

近代公教育制度は、統一国家にとって「国民」を創り出し、その「国民」を戦争に総動員するための不可欠の装置として機能してきた。だからこそ教育基本法の制定には、内外にはかりしれない惨禍をもたらした先の戦争(日本によるアジア・太平洋諸地域の民衆への侵略戦争)への深い反省に立って、国家の教育支配に歯止めをかける顧いが託された。それが今、イラク自衛隊派兵下にあって「お国のために命を捧げる人間をつくるべきだ」と与野党国会議員の「改正」論議の中であからさまに語られているのである。

こうした国家主義徹底の動きは、小学校通知表の「愛国心評価」や、都立学校における「日の丸・君が代」の強制徹底による教職員の大量処分などに露骨に現れている。その一方で、「スクールカウンセラー」制度の導入や『心のノート』に見られる、教育の心理主義化や道徳教育強化の動きも進行してきた。この二つの動きは相互補完関係にある。新自由主義の教育改革に方向付けられた公立学校の改革、国立大学の「独立行政法人化」、さらに盲ろう養護学校及び普通学校の「特別支援教育」に向けての編成替え等々とも決して無関係ではない。これらは学校教育を市場主義的に再編成すると共に、子どもや若者、教職員相互の横の関係を切断して上下関係に統制し、何事も「自己責任」に帰結させるものである。

昨年3月の中教審答申に言う「新しい公共」とはそれぞれの分をわきまえて国家のために尽くせと言うに等しい。性教育・ジェンダーフリー思想は教育基本法「改正」勢力の激しい攻撃に曝されており、「愛国心」にとどまらず「健康維持増進」をも含めて、人々の日常生活の在り方全体が管理・監視の対象とされつつある。これらは学校、家庭・地域、あらゆる場所に生涯にわたって及ぶと見なければならない。「改正」案に新たに基本規定が盛り込まれようとしている「教育振興基本計画」は、このような管理・監視を実現するために文部科学省にフリーハンドを与えるものである。

教育基本法の「改正」は、自発的な服従を引き出しながら人々の生き方を支配し、徹底して国家に従わせることを意図している。これは内外に一層大きな惨禍をもたらすに違いない。私たちは教育基本法の「改正」に強く反対するものである。しかし、国家による「不当な支配」を排除すれば問題が解決する訳ではない。私たちは同時に、生まれてきた人間が性別・年齢差を問わず、また「障害」のある人、国籍・民族を異にする人など、多様な人々と対等な関係を結びながら生活する社会的な道筋を創造しなければならないと考える。

2004年5月4日 日本社会臨床学会第12回総会

日本社会臨床学会第VI期中間総括 (2003年4月~2004年3月)

日本社会臨床学会第\/期運営委員会

はじめに

私たち第VI期運営委員は、2003年4月に三重県皇學館大学で行われた第11回定期総会で選出された。メンパーは25名で、第13回定期総会までを任期としている。第VI期運営委員は今日まで7回の運営委員会を開き、以下の赭活動を企画・運営してきた。この中間報告では、2003年4月から2004年3月までの学会活動について報告し、今後の課題を明らかにしたい。(以下、敬称略)

1. 第1年度の活動報告

(1)第11回総会

第11回総会は、2003年4月26日(土)、27日(日) に、皇學館大学社会福祉学部(三重県名張市)で、大野 光彦、脇田倫司を中心とした三重県実行委員の方々の ご努力により開催した。4月26日に定期総会、シンポ ジウム [を、27日に記念講演、シンポジウム][を行っ ている。シンポジウムーは、「『支援』ばやり、これで 大丈夫か」というテーマで、発題者は柳誠四郎(知的障 害者更正施設れんげの里)、河瀬光(三重県河芸町立朝 陽中学校)、山口正和(大阪府立箕輪養護学校)、司会 は脇田愉司(三重県職員)、篠原睦治(和光大学)で行わ れた。シンポジウムⅡは、「臨床心理を問う――教育 現場とその周辺から」というテーマで、発題者は三輪 寿二(茨城大学)、柴原洋一(三重県立宇治山田高校)、 森真一(皇學館大学)で、司会者は荒川哲郎(三重大 学)、中島浩等(河合塾COSMO)であった。記念讃演 は小沢牧子(本学会運営委員)で、「『心の専門家』はい らない」というテーマで行われた。

なお、総会の詳細な記録は「社会臨床雑誌」第11巻第

2号に掲載した。また、シンボジウム【に関連して、 脇田倫司が「支援とは何か」、大野光彦が「「支援』をめ ぐる情況と課題」、山口正和が「「特殊教育から特別支 援教育へ」の行き着く先は?」という論文を、そして古 賀典夫・天野誠一郎・田中清・篠原睦治が「暮らしの なかで支援費制度を考える」という討論を、『社会臨床 雑誌』第11巻1号に掲載している。シンボジウムIIに関 連しても、森真一が「「どうなっているか」と「どうする か」のはざまで」を、三輪寿二が「道徳教育と心理学」と いう論文を、それぞれ『社会臨床雑誌』第11巻第1号に 掲載している。

(2)夏の合宿学習会

夏の合宿学習会は2003年9月13日(土)~15日(日)に、本学会員の鎌田晴之が経営する「まさかロッジ」(長野県諏訪郡原村)で行われた。13日に行われた学習会Aのテーマは「教育改革の現状と問題――教育基本「改正』を軸に」で、発題者は岡村達雄(関西大学)、戸恒和夫(足立区立第5中学校)、司会者は中島浩籌(河合塾COSMO)であった。14日の学習会B「心理職の資格化をめぐって――医療保健心理士法制化の動きを軸に」は、発題者を赤松晶子(東京足立病院)、佐藤剛(児童相談所)、司会者を林延哉(茨城大学)として議論された。

合宿学習会の詳細な記録は『社会臨床雑誌』第12巻第 1号に掲載した。

この二つの学習会とも、現在の政治的動きに絡んだものである。学習会Aは教育基本法「改正」をめぐる政治状況に深くかかわっている。この議論は私たち学会が教育基本法「改正」問題にどういう立場をとっていくかという点につながった議論であり、これは第12回総会のシンポジウムにつながっていく。

また、学習会Bは医療保健心理士という資格をつく ろうとする動きにかかわっている。この議論は心理職 の資格を問う、という私たち学会の基本的な問題意識 にもつながるものであり、今後の法制化の動きをにら みながら、継続していかなければならないテーマであ る。

(3)『社会臨床雑誌』の発行

『社会臨床雑誌』は第11巻第1号から第11巻第3号までが、また、『社会臨床雑誌』第11巻別冊として新しい『日本社会臨床学会会員名簿』を作った。

社会臨床学会設立10年にあたって、学会の振り返りや展望についての論考を継続的に掲載する方針をたて、中島浩等が「社会臨床10年を振り返って」を書いている。これと関係して、「「社会臨床雑誌」目次一覧(創刊号~第10巻第3号)」および「「社会臨床ニュース」目次一覧(第1号~第46号)」(以上、第11巻第1号)を掲載した。

第11回日本社会臨床学会総会関係論文として、森真一「『どうなっているか』と『どうするか』のはざまで」、三輪寿二「道徳教育と心理学」、脇田倫司「支援とは何か」、大野光彦「『支援』をめぐる情況と課題」、山口正和「『特殊教育から特別支援教育へ』の行き着く先は?」、古賀典夫・天野誠一郎・田中清・篠原睦治の対談で「暮らしのなかで支援費制度を考える」(以上、第11巻第1号)がある。これらはいずれも第11回総会を意識して書かれたものである。

第11巻第2号では、第11回総会報告を掲載した。小 沢牧子の記念辨演「『心の専門家』はいらない」、「シン ポジウム I 「支援」ばやり、これで大丈夫か」、「シン ポジウム II 臨床心理を問う」、「日本社会臨床学会第 V期運営委員会総括・会計報告」がそれである。

また、原内理恵「教育基本法「改正」における女性差別の目論みについて」、赤松晶子「精神医療体制の中に『共に』はない」、山野良一「児童唐待は『こころ』の問題なのか」(以上、第11巻第2号)、八木晃介「ヘルシズムとイヤシズム」、小沢牧子「現在の『居場所』を考える」、佐藤剛「関係の病としての児童唐待」、原田牧雄「教育、その出口のない終焉」、平島武文「私は差別を

許さない! 3.28は正義のたたかいであった」(第11巻 第3号)がある。なお、平島論文は転載論文である。

〈「映画と本」で考える〉には、柳誠四郎「『「心の専門家」はいらない』で考える」(小沢牧子著)、能登睦美「アフガニスタンのこどもたちを描いた二つの映画」、没川新子「映画『スペシャリスト――自覚なき殺戮者』」、林延哉「魂を継承する旅」(以上、第11巻第1号)、原田牧雄「脇田愉可著『福祉・存在・原点・魂の共同性をめぐって』に触発されて」(第11巻第2号)、生越違「小沢牧子・長谷川幸編著『「心のノート」を読み解く』を読んで」(第11巻第3号)がある。

残念なことであるが、第11巻第1号から第11巻第3 号まで、〈ここの場所から〉には掲載文章がなかった。 会員のみなさんからもご自身の場の中での思いをお寄 せいただけたら、と思う。

また、『社会臨床雑誌』第11巻別冊として、会員名簿 を作成し発行した。

(4)『社会臨床ニュース』の発行

『社会臨床ニュース』は第47号から第50号までを発 行した。第47号は、第11回日本社会臨床学会総会特 集号で、実行委員長大野光彦の巻頭雪、記念講演やシ ンポジウムの紹介、シンポジストの発題要旨など、総 会関係の賭情報が掲載されている。また、25名の第VI 期運営委員立候補声明を掲載した。第48号は、第11 回総会後のもので、第11回総会実行委員長の大野光彦 と実行委員の脇田論司による巻頭首、第11回総会の感 想(田中要、徳永哲也、箙光夫、大沢裕司、坂上優 子)、夏の合宿学習会のお知らせ、第VI期運営委員会 役割分担を掲載した。第49号は、夏の合宿学習会のお 知らせであり、合宿先の「まさかロッジ」の鎌田晴之の 巻頭言、夏の合宿学習会の紹介、発題者の発題要旨を 掲載した。第50号では、巻頭書に会員名簿の作成の呼 びかけがあり、夏の合宿学習会のまとめ及び参加者の 感想(林みかさ、藤澤三佳)、第12回日本社会臨床学会 総会のお知らせを掲載した。また、同号では、会員等 からの要請があったお知らせを2つ掲載した。予防拘 禁法(心神喪失者医療観察法)を許すな!ネットワーク (仮称)からの「予防拘禁法(心神喪失者医療観察法)を 許すな!ネットワーク」(仮称)への参加と、予防拘禁法の廃案闘争の記録『閉じこめないで!もうこれ以上』の購入のお願い、がひとつである。もう一つは、「教育基本法改悪」に反対する埼玉行動赞同者からの、教育講演会「『教育改革』の正体――どうなる教育? どうなる生活?」である。

(5)第12回総会の準備

第12回総会は、2004年5月3日(月)、4日(火)に立 教大学池袋校舎7号館で行われる。

第1日目のシンポジウムは「いま、社会の心理主義化をどう問うか」である。「心理主義」批判はこれまで本学会の大きなテーマの一つであった。しかし今や、この言葉はさまざまな所でさまざまな人が使うようになった。それだけに私たちがこの心理主義化という現象をどのように捉え、問うていくのか、そのことについてもう一度議論し、捉え返していく必要があるだろう。

発題者は中島浩籌(河合塾COSMO)、戸恒香苗(東 大病院小児科)、斎藤寛(秀明大学)、司会者は林延哉 (茨城大学)、平井秀典(江東区塩浜福祉園)である。

第2日目のシンボジウムは「教育基本法「改正」になぜ 反対するのか」をテーマとする。これは2003年夏の合 宿学習会で行われた議論を受けたものとなっている。 私たちが教育基本法「改正」に反対していく時の視点を どこに置いていくのか、教育基本法そのものが持って いた視点を良いものとした上で反対していくのかどう か、こういったことに迫っていくテーマである。

発題者は、岡村達雄(関西大学)、岡山輝明(都立定時制高校)、山田真(八王子中央診療所)、佐々木賢(本学会運営委員)、司会者は篠原睦治(和光大学)、古谷一寿(本学会運営委員)である。

なお、この二つのシンポジウムとも今日的な課題を 含んだテーマとなっており、議論を充実させるため、 記念講演を省いた。

||. 第7|期第2年度の課題

(1)学会誌に、第12回総会の報告を掲載して、討論

の広がりと深まりに努める。

- (2)医療保健心理士の法制化問題の動向をおさえながら、資格化について問い続けていく。
- (3)教育基本法「改正」をめぐる動向をにらみながら、「教育改革」及びそれを取りまく社会のあり方を検 討していく。
- (4)心理主義化及びそれがもたらす諸問題について 検討していく。「臨床」や「支援」などのテーマを考えて いる。
- (5)『社会臨床雑誌』(第12巻第1号~3号)『社会臨床 ニュース』(随時)を発行する。
 - (6)学習会を行っていく。
 - (7)第13回総会を準備する。

私たち学会運営委員会は、以上の諸活動を積み重ねる中で、昨年度の定期総会で確認された課題(学会誌第11巻2号)を追求していきたい。急速に変化する社会状況の中で、ますます「社会」及び「臨床」を問うていく姿勢が必要となってきている。私たちはこの姿勢を貫きながら、これらの課題について考え、議論を深めていきたい。

2004年5月3日

2003年度日本社会臨床学会会計報告

日本社会臨床学会第VI期運営委員会

2003年度決算

収入			支出		
摘要	予算	決算	摘要	予算	決算
繰越	628872	628872	雑誌印刷費	1000000	1166130
03年度会費	600000	665000	news等印刷費·封筒·紙	40000	76913
過年度会費	400000	353000	誌紙郵送費	190000	293125
翌年度会費	150000	194000	文具·消耗備品費(運)	30000	21973
03年度購読会費	30000	24000	会場費·茶代(運)	10000	11500
過年度購読会費	36000	24000	交通費(運)	40000	54000
翌年度購読会費	o	6000	連絡費(運)	5000	2000
雑誌等売上	20000	21000	発送作業時食事(運)	35000	28790
印税	0	90000	会場·茶·資料代(学)	9000	6680
広告費	30000	30000	講師交通費など(学)	40000	34500
学習会参加費	20000	0	雑費 .	10000	2257
総会参加費	400000	286000	第11回総会費用	400000	312360
交流会費	150000	147000	交流会費	150000	297775
難収入	5000	0	第12回総会準備費	0	0
利息	20	5	予備費	510892	264874
カンバ		4000			
大学より補助金		100000			
合計	2469892	2572877	合計	2469892	2572877

注:(運)…運営委員会活動費 (学)…学習会費

2004年度予算

収入		支出		
摘要	予算	摘要	予算	
繰越	264874	雑誌印刷費	800000	
2004年度会費	650000	news等印刷費·封筒·紙	70000	
過年度会費	400000	誌紙郵送費	210000	
翌年度会費	150000	文具·消耗備品費(運)	20000	
2004年度購読会費	30000	会場費·茶代(運)	70000	
過年度購読会費	30000	交通費(運)	50000	
翌年度購読会費	0	連絡費(運)	3000	
雑誌等売上	20000	発送作業時食事(運)	30000	
印税	0	会場·茶·資料代(学)	10000	
広告費	30000	講師交通費など(学)	30000	
学習会参加費	20000	雑費	5000	
総会参加費	400000	第12回総会費用	400000	
交流会費	150000	交流会費	150000	
雑収入	1000	第13回総会準備費	0	
利息	10	予備費	297884	
カンパ	О о			
合計	2145884	合計	2145884	

注:(運)…運営委員会活動費 (学)…学習会費

臨床心理資格論者 その1

三輪 寿二

はじめに

世の中には資格が溢れている。医療であれば、医師、看護士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士など、教育であれば教師、法の世界には弁護士、司法書士、お金に関係するところでは会計士、税理士、土地には不動産鑑定士など、見方によっては、何らかの資格をもたずに働く人などいないのではないか、と思えてくるほどである。

ところで、精神とか心とかいうもの(あるいは、そのはたらき)にまつわる悩みとつきあうことを旨とし、現実に、医療、教育、福祉、産業などの分野に浸透している臨床心理では、資格はどのような状況にあり、またその資格そのものをどう考えればよいのか。

現状において、臨床心理に関わる国家資格はない。 とりわけ医療は資格社会である。その医療(精神科医療)にまで浸透している臨床心理に関わる国家資格がないことは、ある意味では奇妙である。しかし、それがないということは、ないことに意味があったからであり、そういうふうに臨床心理に関する仕事が存在しえたということでもある。だから、資格がないことを問題視する前に、資格がないということに、どのような意味があったのか、そして現在でも意味があるのか、そのことは一つの問いになるだろうと思う。それは逆に言えば、臨床心理の資格が必要であるとするならば、どういう意味や条件においてであるか、ということでもある。

日本の臨床心理資格にまつわる歴史を振り返るのに、それほど多くの年月を遡る必要はない。臨床心理の資格について最初の本格的な議論が起きたのは、1965年に日本応用心理学会から独立した日本臨床心理学会(以下、臨心)においてであった。臨心は、設立

後まもなく、心理技術者資格認定機関業務を学会内に発足させ、他の心理学関係賭学会への協力を要請しつつ、学会資格の方向で臨床心理の資格化を検討し始めた。しかし、すぐにこの資格認定業務を批判する声が学会内から上がり、1971年には資格認定業務は総会決議で否決され、臨心の改革路線が発足した。しかし、20年後の1991年、臨心は厚生省(現在の厚生労働省)主導の医療分野に関わる臨床心理の国家資格化への協力を総会決議して、臨床心理の国家資格化推進へ、とその歩を進めた。こうして、臨心の改革路線は終焉を迎えた(1)。現在、改革路線終焉の後13年が経過したが、臨床心理の国家資格はまだ現実のものとなっていない。

しかし、だからと言って、臨床心理が全く無資格のままでいたということではない。臨心の改革路線が発足した時、臨心を退会した理事たちが中心となって、1982年、日本心理臨床学会(以下、心臨)が設立された。そして、1988年には心臨が中心となってつくられた臨床心理士認定協会によって、文部省(現在の文部科学省)の後押しも加わって、臨床心理士認定業務が始まった。それは、国家資格ではなく、民間資格なのだが、現在、臨床心理士は大規模な資格市場を形成している。

他方、臨心の二度目の分裂の契機となった、厚生省主導による臨床心理の国家資格化の動向は、平成12年度にその資格化のための基本研究が終了し、関係機関の關整が進めば、資格化が進行する状況となっている。しかし、この進行を阻む最大の要因が臨床心理士資格であることは、ある意味で、皮肉な結果とも言えるだろう。

さらに言えば、心理学には認定心理士(日本心理学 会)、臨床発達心理士(日本発達心理学会)、認定カウ ンセラー(日本カウンセリング学会)、学校心理士(日本教育心理学会)、などの民間ないし学会認定資格がたくさんある。これらの資格は臨床心理士への対抗措置的な傾向があり、その意味で、臨床心理の資格の主軸は、臨床心理士資格である事は間違いない。

先に、臨心の改革路線が終焉したと書いたが、その終焉の後、臨心の中で、臨床心理の国家資格化に反対したものたちが呼びかける形で、1993年に日本社会臨床学会(以下、社臨)が設立された。岡村が指摘するように、「資格化に対してはっきりとした問題提起を行っているのは日本社会臨床学会だけ」として現在に至っている(2)。つまり、殆ど全ての心理学関係学会がなんらかの資格認定に飛びついていく中で、その資格化に疑問、批判、反対を唱える心理学内外の関係者も存在し続けているということなのである。

本稿は臨床心理に関する資格を対象とした論考であるが、本稿の目的について少し触れておきたい。

臨床心理の資格では、最も成立しそうな精神科医療では存在せず、他方、教育界を中心に民間資格の臨床心理士が成立し、スクールカウンセラーとしてそれなりに位置づいている現状がある。しかし、精神科医療だけでなく、保健領域を含めた医療保健心理士(仮称)の国家資格化が厚生労働省の後押しによって紆余曲折しながらも進められている流れもあり、これが成立すれば、臨床心理資格の中核的な存在になるかもしれない。それは同時に、臨床心理の資格がほとんど出揃うということでもある。それゆえ、全面的に資格化によって覆われる前に、臨床心理の資格をどのように捉えるか、をもう一度検討しておくことには意味があると思われる。

二つめには、築者自身の個人的動機がある。築者は自分の仕事との関係で、この問題から逃れられない事態があり続けてきた。以前は、精神科医療現場にいて、まさに国家資格としての医療保健心理士(十数年ほど前は臨床心理技術者として政策課題となっており、これが臨心改革路線の終焉を招いた問題であった)や精神保健福祉士(これはすでに国家資格化されている)の問題に直面したし、現在は、大学に身を置く

関係から、臨床心理士の問題に直面している。 筆者は 臨床心理に関する資格に対して反対の立場をとり続け てきた経緯があり、ここでこれまでの自分の立場と思 素をもう一度振り返りつつ、資格に関わる自分の考え をまとめておきたい。

三つ目は、臨床心理の資格に反対する唯一の学会である社臨の10年余にわたる資格論議を振り返っておきたい、と考えたからである。臨床心理の国家資格化問題によって臨心と快を分かち設立された社臨にとって、資格問題はいわば生命線の一つとも言える課題である。それゆえ、この課題を論考することは社臨の10年余を振り返る作業としても意味があると言えるだろう。と同時に、少なくとも、臨床心理の資格化について否と言うのは社臨だけであり、それゆえに、資格がないことの意味を問うためには、社臨の思索を点検することが最も適しているからである。この三番目の理由に関連して、おもに「社会臨床雑誌」(以下、「雑誌」)の中の、資格問題に対する論点と思索に関わる論文等をオーバービューしていくことは、同時に本稿の方法論の一つにもなる。

本稿は3回に分けて論じていく予定である。まず、今回は、臨床心理の資格を捉えていくための論点を抽出する。それは、臨心改革路線の方法論と姿勢である、「「される」側に学び、「される」側と共に」の意味とその変遷を探り直すことによって明らかになるだろう。なぜなら、臨床心理の資格に反対する論理と思索がそこにはあったはずであり、同時に、その論理と思索を保ち得なかった理由もそこにあるからである。つまり、資格を批判、反対する立場とそれを推進する立場の双方の葛藤と矛盾、せめざ合いの現実がそこに集約されていると考えられるからである。

1. 臨心改革路線における方法論と姿勢~「『される』 倒に学び、『される』倒と共に」が明確にしたこと~

臨床心理の資格について考えるとき、臨心改革路線 における活動と思索がその論点を明確にするだろうこ とはすでに述べた。とりわけ、臨床心理の資格に関わ る臨心の活動と思索のエッセンスは、一連の篠原論文 (1)(3)(4)に詳しい。そこで、それらを読み込みつつ、臨心改革路線における資格批判・反対の論理と思索を振り返っておきたい。

1971年、臨心は学会認定資格の検討を進めていたが、精神医療改革(精神神経学会の改革)とも運動しながら、資格認定業務批判が内部より噴出し、資格化認定業務の動きは否定された。そして、改革委員会が組織され、臨心改革路線が発足した。その後、この改革路線の中で、臨心は「病」者、クライアントからの心理臨床に関する問題提起をさまざまに浴びながら、せめぎ合いを続け、「臨床心理学の総点検」という課題に向かうことになった。「病」者、クライアントとのせめぎ合いの中で、「『される』側に学び、『される』側と共に」という方法論と姿勢が打ち出され、共有されていくことになった。70年代を通しての臨心の動向はこの姿勢と方法論の確立と、それに沿った思索や活動に象徴できるだろう。

少し話がずれるが、「される」側となっているのは、何らかの形で臨床心理学に対象者として関わりを持つ ことになった人たち全てが含みこまれている。いわゆる「精神障害」者であったり、「不適応」の子どもであったり、その子どもの親であったりする。本稿ではあえてそれにならって「される」側という表現を用いておく。それと重なって、研究者や専門家を「する」側と表現する。

さて、問題は、この方法論と姿勢が何を意味し、何 を問題にしていたか、そしてそれらがどういう「臨床 心理学の総点検」という課題と結びついていたか、と いうことである。

まず、この方法論と姿勢の中身、意味についてであるが、これは、「される」側の目から見えている、あるいは「される」側に経験されている心理臨床の現実を「する」側が彼らから教えてもらうということを旨とする方法論なのである。つまり、「される」側の経験を鏡として「する」側が自分の活動を点検するということになる。逆さに言えば、それまでは、それこそ一方的に「する」側が正しいと判断した方法論と姿勢が、臨床心理学のそれらになっていたということでもある。方法

論と姿勢の中身や意味として、この点をまず押さえて おきたい。

次に、この方法論と姿勢によって何が問題にされたかということであるが、まず、すぐに改革路線発足前後で気づかれていくことは、臨床心理学の研究や実践が「される」側のためのものでなく、「する」側のためのものであったということだ。たとえば、事例研究を学会発表やら論文にして、「する」側が業績を積むというような構図がある。

ての問題提起は、先述した方法論と姿勢の意味から考えても納得できるものである。"臨床心理学は「される」側の困り具合を「正確」に測り、それに応じて「治療」やら対応を考え、実践しいているのだから、「される」側のための研究、実践である"、と「する」側が思い込んできた、あるいは思おうとしてきたということである。しかし、改革路線の方法論と姿勢は、「「される』側のため」として考えられていた臨床心理学の研究や実践が「「する』側のため」であったことを明確に取り出した。すなわち、「「される』側のため」という言葉は「「する』側のため」という現実を隠蔽してきたということである。これが臨床心理学が行ってきた隠蔽であり、改革路線の方法論と姿勢はこの隠蔽を白日のもとに曝け出したということになる。

11. なぜ、「『される』倒と共に」なのか

ここで、少し立ち止まっておきたい。というのは、 上述の臨床心理学の隠蔽は、「される」倒からの心理テストや心理治療に対する批判を受けつつ、「する」側にもすぐに気づかれていくのだが、それならば、なぜ、方法論と姿勢は、「『される』側に学び、『される』側のために」とならなかったということである。素直に考えれば、「される」側のために、を建前として「する」側が私腹を肥やしたのだから、"「適正な」あるいは「真の」、「される」側のための心理臨床"を目指す、でもよかったはずである。もし、臨床心理学や臨床実践が「される」側に役立ち、その人たちのためになるものであるならば、その学や実践を根底的に批判する必要はなくなるかもしれない。臨心改革路線の目的には、 「真の臨床心理学を目指す」という方向性があり、それはこの考え方の現れであると思われる。しかし、臨心改革路線は、「『される』側に学び、『される』側と共に」を選んでいる。この選択は、臨床心理学やその実践を「『される』側のために」へと舵取りすることに困難がつきまとうからであろう。

たとえば、「される」側の問題点だけでなく、将来に 資するように、長所や可能性もていねいに測り、「される」側により役に立つ心理テストを作成するという ような考え方があったとしよう。しかし、それは結局、「される」側を、「ましな」「される」側から「どうに もならない」「される」側に至る序列化・階層化してい くことにつながる。より詳細に人(結局のところ「される」側)を分けていくことに加担する可能性がある(このていねいに測るという問題は、臨心第9回総会シン ボジウム「「障害」児差別と心理診断」で提起、討論されており、「臨床心理学研究」11巻3号にその記録がある)。つまり、臨心改革路線は、「「される」側のために」という臨床心理学の絵柄をどうしても描き切れない、描いてはまずいのではないか、ということであったのである。

篠原は、「「される」側に学び、「される」側と共に」に ついて次のように書いている。少し長くなるが引用し ておく。

まず、このことばは、「される」側に糺され、気づかされ、学びつつ、そして、まもなく、「される」側と共に、臨床心理学・心理臨床の総点検が進んできた経過を指している。そして、もう一つ、このことばは、日常の「臨床」現場で、「する」側と「される」側との関係を、「される」側に学びつつ、向き合った、相互的な関係に創り変えようとしてきた、いくつもの模索に関わっている。

前者の文脈で、このことばは、臨床心理学・心理 臨床を総点検するための方法論を意味しているが、 後者の文脈では、実践論、運動論に関わってくる。 直ちに気づくように、方法論にしろ、実践論、運動 論にしろ、このことばの模索は、「される」側は「す る」側の充実、展開、完成に寄与する回路、道具に 過ぎなくなるという危うさを内包していた。

(5)

方法論としてもつ意味は本稿で先述したものと重なってくるし、トータルにこの言葉が持つ危険性についての指摘はその通りであろう。しかし、これだけでは、「『される』側と共に」という言葉の積極的な意味や中身が浮かび上がってこない。さらに、篠原の「後者の文脈」の焦点は、「日常の『臨床』現場で」の「向き合った、相互的な関係」というところにあると思われるが、それは、たとえ権威一従属関係の枠内であっても生じうるものである。だから、この「向き合った、相互的な関係」は、さらなる中身を必要とするだろう。

1974年の臨心の第10回総会シンポジウムで、「される」側からの厳しい糾弾と問題提起があった(「精神医療における心理治療の点検」というシンポジウムであり、その記録は「臨床心理学研究」13巻1号に掲載されている)。そこで、「する」側の熱意や良心は、逆転できない「する」側と「される」側の固定的抑圧的な関係を見えにくくする分だけ、悪徳医療者よりも犯罪的である、と「される」側から糾弾されることになる。こうしたせめぎ合いの経験などを踏まえて、篠原は次のように述べている。

「「される」側に学び、「される」側と共に」は、「する」側が病院や診察室の外で、「される」側と出会い、せめぎあう事態を指していた。 重ねて言うが、まさに「共生」は、「理念」でなく、「せめぎあう」現実だったのだ。 (a)

まさにそうであったろうと思う。「される」側からの「する」側のあり方についての激しい糾弾と問題点の指摘、それに右往左往しながらギリギリの言葉を返す「する」側の姿には日常の「臨床」場面には見られにくい「向き合った、相互的な関係」がある。それは「理念」などではありえないし、「「される」側のため」の関係性でもない。「「される」側と共に」には「「される」側のために」とは異なるベクトルを持っていた。しかし、言質をとる心算はないが、それは「病院や診察室の外」での出来事として描かれていく。確かに、「「される」側と

共に」は臨心の場で起きたこととして現実であった。 しかし、「する」側にとって、「される」側にとって、それは、日常の「臨床」場面の非日常性とは別の、もう一つの非日常的場面であったのではないか。「ために」と「共に」は、あえて色分けしてしまえば、篠原が言う「『真の臨床』と『臨床解体』の両端」のとして位置づけられるのである。そして、この両端は交わることが困難であった。

審者は、臨床心理学の作法が個人の内面(人格、知能など)に問題を還元することをその本質としていることも、この問題に深く関係していると考えている。たとえば、先述したていねいに測るということは、「真の臨床心理学」を求めるときの必然的な結果であり、同時に、それは臨床心理学の限界なのである。限界である以上、「ために」と「共に」の両端性は臨床心理学に対する位置どりをめぐっても存在している。臨床心理学を捨てるか、臨床心理学にこだわるか、という二者択一的課題が伏在していたのではないか、と考えられるが、改革路線は、批判的に総点検するという形で臨床心理学にこだわる道を選び、それが、二者択一的課題を両端性のまま内包したということになる。

この両端性がもつ矛盾と緊張感は、とりわけ「臨床」 の現場に職を持つ「する」側の人たちに何らかの影響を 強く及ぼすことになるだろうと思わざるを得ない。

|||. 臨心改革路線の方法論と姿勢が隠蔽したもの

70年代のせめぎ合いと総点検を通じて、臨心は「「される」側に学び、「される」側と共に」という方法論と姿勢を確立し、共有していくのだが、篠原が指摘するように、この方法論と姿勢は、80年代半ばあたりから、「「される」側に学び、「される」側のために」へと明確に変容していく(®)。1981年の臨心総会で「資格待望論」が噴出したことが指摘されているが、まだ、この時期には、「「される」側に学び、「される」側と共に」が、その待望論を緩和できる状況にあったと思われる。しかし、それゆえに、「「される」側のために」が顕在化してゆく80年代半ばからの動向が、臨心改革路線の終焉を誘う大きな要因になる。つまり、その変容と国家資格

化推進という行動は関連がある。したがって、この変 容の経過と内実について問わなくてはならない。

先述したように、「「される」側のために」は「「する」 側のため」を隠蔽し、しかもより巧妙に「される」側を 序列化・階層化する危険性があったからこそ、「「され る」側と共に」は方法論と姿勢を確立しえた。しかし、 前項で論じたように、臨心改革路線には、「真の臨床 心理学を目指す」といった志向性があり、それは両端 性の片側として内包されていた。それゆえ、「「され る」側のために」は「「される」側と共に」によって、何ら かの解消、昇華の方向を辿ったのではなく、そのまま の形で脇に寄せられるように隠蔽されていくのではな いか。正確に言えば、「共に」を意識し求め、「ために」 を意識から排除しようとした、ということである。

篠原によれば、臨心改革路線の方法論と姿勢の変容 は、臨心学会編『心理治療を問う』の出版作業、精神衛 生法から精神保健法への法律「改正」作業への臨心から の参加、及び心臨による臨床心理士資格認定業務への 対応、などの出来事によって準備され、顕在化し、確 定されていく。そして、篠原は、この変容について、 「職業としての『する』側が、その対象としての『され る。側に出会っていく限り、そのことは必然だったと 言える。……大方の心理臨床家たちは、「「される」側 に学び、「される」側のために』でいく他ないと考え出 していくようだった。自分達の『現場』に限定して、そ こから、ものを考える傾向が顕著になった」回と書い ている。つまり、精神医療現場などのいわゆる「現場 人」が、この変容の主体となっていることを示唆して いる。おそらくその通りだろう。しかし、この点につ いては、もう少していねいに説明をしておこう。

いわゆる「現場」は、臨床実践を行うことを主とする 場である。実践である以上、それなりに目的や方向性 を伴いつつ、眼前の「される」側に対して"何ほどかの ことをする"ということにならざるを得ない。これを 否定すれば、臨床現場の全面解体以外に術はない。つ まり、これは「あるか、ないか」の二者択一的課題なの である。場の存続を否定できなければ、残りは実践の パリエーションの中に落ち着く。そして、"何ほどか のことをする"ということを、「『される』側に学び、

「される」側と共に」という方法論と姿勢によって、「す る」側自身の批判的自己点検という課題を抱えながら 実践しなければならない。とすれば、その実践は少な くとも自分のための活動であってはならず、それこそ 「禁欲的に」自分のためではない、したがって、「『され る。側のため」に「粉骨砕身」に働くというところへ滑り 込んでいく。そのとき、「「される』側と共に」は、「「さ れる』側のために」へと変容していく。しかし、その 「「「される」側のために」という「する」側の現実は、「「さ れる』側と共に」をあくまで目指すという姿勢と「粉骨 砕身」的な「禁欲性」によって、「する」側の意識の外へ と隠蔽されていく。つまり、「「される」側のために、へ の変容は実践の位相ではすぐに限界が見えてきてしま うものであった。たとえ、その現場に居続けて何もそ れらしいことをしない、という選択をしても、それは 何もしないことを通して、"何ほどかのことをしよう とする"のである。たとえば、何もそれらしいことを しないことで、"何ほどかのことをする"ような「する」 側が現場に存在しないようにする、ということである かもしれない。しかし、それとても、すでに「「され る。側のため」の実践なのである。

「『される』側のために」への変容を誘った、さきほどの出来事をこうした視点から整理してみる。まず、1985年出版の『心理治療を問う』に伴う作業であるが、この著作の執筆陣の多くは現場の臨床家たちであった。すでに出版等によっても心理テストを批判し(臨心編『心理テストーその虚構と現実』現代書館1979)、それを現場でも実際に減らす努力は、それぞれの現場状況はさまざまであってもある程度まで可能であったろう。しかし、心理テストを捨ててしまえば、現場内での臨床心理の仕事は心理治療的なものが主となってくるし、さらに、心理治療はまさに「治療」として、「『される』側のために」なる可能性を捨てきれないものでもあった。

さらに、精神衛生法から精神保健法への法律「改正」 作業への参加は、まさに、どういう制度が必要なのか を考えることであり、それは直接現場の臨床実践に跳 ね返ってくる。「「される側と共に」の内実が日常の臨 床場面に反映するように具体化できていなければ、ど うしても、「『される』側のために」を志向することになる。そして、この「『される』側のために」の中身は、まさに、「される」側の要望を聞くという形で、「『される』側に学ぶ」という方法論によって貫徹できる。篠原が述懐するように、この法律改定作業を通して、「される」側と臨心は一応の協力体制となり、「される」側も「『される』側のために」を求めていくことで、よりいっそう、「『される』側のために」は顕在化され、強固な地盤を形成していくことになったと言えるだろう。

現場における実践は常に既に「「される」側のために」という限界を出られなかったにもかかわらず、「「される」側と共に」は現場人に「ために」ではないありようがある、あるいはそれを模索するべきという幻影を与えてしまった。そして、「ために」がいよいよ顕在化してきた段階で、臨心は資格化へ踏み込んでいくことになったのである。「する」側の多くは、非日常的な臨心の場と自分の日常的な「臨床」の非日常性をつなぐ回路を模索することを、その模索に伴う緊張と矛盾を抱え込むことを、放棄していくことになる。

IV.「『される』側のために」で資格は正当化できるのか

臨心改革路線はその方法論と姿勢によって、もう一つの観念を隠蔽した。臨心の資格化批判は、当初から「誰のための資格か!?」と問題を立てるのだが、それは根源的には、「患者の役に立っていない」心理臨床に対して向けられていた。まさに、「『される』側のため」の心理臨床の裏返しである。

篠原の、1969年の臨心第5回総会における心理技術 者資格認定機関業務に対する反対理由に関する、次の 述懐は興味深い。

……これ(資格認定業務のこと: 筆者注)に反対する理由は大まかに言うと、先ずは、三つぐらいあった。つまり、「この資格は高すぎて、現場の実情に合わない(この際の資格基礎条件は大学院修士課程修了者で臨床経験1年以上というものであった: 筆者注)」、「この資格はズサン、領域別に、レベル別資格を出せ」、「国家資格こそ追求すべきであって、

学会認定などといった中途半端なものを作るべきではない」…… 興味深いことに、上記の第三の理由とセットになっていたのだが、「臨床心理学、心理臨床は、患者にとって、役立っているのか」という問い掛けがあった。(10)

篠原はこの点を「国家に承認された立派な資格が患 者の利益になる、という幻想があった」(11)と書いてい る。しかし、筆者には、"患者の利益につながるのな ら、国家資格でいいじゃないか"と聞こえる。つま り、「『される』側のために」なる心理臨床であれば、国 家資格化を期待することはやぶさかではないというこ とであり、同時に、心臨による臨床心理士資格は物足 りぬということになろうか。このセットがこれ自体と して、その後、どのように臨心改革路線の中で消化さ れたかについては明らかではないが、「役に立つ」心理 臨床と国家資格は隣り合わせであったのだ。「『され る。側と共に」は、この学会改革当初のセットをも潜在 化させたのではないか。いや、より正確に貫えば、臨 心改革路線の中で、「心理臨床は、患者の役に立って きたのか」という片側の問いのみが、折々に意識され 生き続けたのである。

しかし、こう見てくると、「「される』側のために」は、「患者の役に立つ」心理臨床とか「真の臨床心理学」とかいう言葉によって語られながら、それとセットにある国家資格化推進だけは隠蔽されてきたということになる。それゆえ、いよいよ、「「される」側のために」が力をもってくる流れの中で、国家資格推進へと臨心が舵を切りなおすことは、いわば「自然に」であったかもしれない。

とすれば、臨床心理の資格にとって、問いは、 "「「される」側のため」の=「「される」側に役立つ」心理臨 床ならば、資格は正当化できるのか"ということにな る。そして、篠原はこのことを別の文脈から、「「現 場」に役立つ「資格・専門性」なら問題ないのか、とい う議論は残っている」ロッと指摘している。

そして、この問いを考えるためには、「『される』側 のために」の具体像を資格化推進との関係でさらに掘 り下げることが必要である。次回は、この掘り下げを 臨心改革路線の終焉を誘った資格化推進派の人たちの 国家資格化推進の論理から抽出する。そして、その抽 出した軸にそって、心臨の臨床心理士資格の論理も検 討し、さらに社臨の「資格・専門性」論議にも目を通し ていく予定である。

引用文献

- (1)條原睦治「日本臨床心理学会改革20年を振り返る (その1)」1993年『社会臨床雑誌』1巻2号 81頁
- (2)岡村遠也「臨床心理の問題群をめぐって」岡村遠也 編『メンタルヘルスライブラリー8 臨床心理の問 顕群』所収 9頁 2002年 批評社
- (3)篠原睦治「日本臨床心理学会改革20年を振り返る (その2)」1994年『社会臨床雑誌』1巻3号
- (4)篠原睦治「日本臨床心理学会改革20年を振り返る (その3)」1994年『社会臨床雑誌』2巻1号
- (5)前掲文献(1)85頁
- (6) 同上論文91頁
- (7)同上論文85頁
- (8)前掲文献(3)
- (9) 同上論文36頁
- (10)前掲文献(1)81~82頁
- (11) 同上論文82頁
- (12)前揭文献(4)58頁

(みわ しゅうじ 茨城大学)

(「映画と本」で考える)

〈対〉の宇宙への誘い――野本三吉ノンフィクション選集完結!!――

佐藤 剛

天の川の西の岸に小さな小さな二つの青い星が見えます。 あれはチュンセ童子とポウセ童子という双子のお星様でめいめい水精でできた小さなお宮に住んでいます。

二つのお宮はまっすぐに向かい合っています。夜は 二人ともきっとお宮に帰ってきちんと座ってそらの星 めぐりの歌に合わせて一晩銀笛を吹くのです。それが この双子のお星様たちの役目でした。

宮沢賢治『双子の皇』

第1巻が上梓されてから8年、野本三吉ノンフィク ション選集(新宿書房)が完結した。率直に嬉しい。そ して、いまだ野本三吉を知らない多くの人にこの選集 を買い揃えて、一刻も早く読んでほしいと正直に思 う。第1巻から第4巻までは、それ以前の著作から再収 録されたものへの増補という形式をとり、第5巻、第 6巻は、書き下ろしという形式となった。このような 分け方をした上で個人的に強く推薦したいのは、前者 のなかからは第3巻の「風の自叙伝」、後者のなかから は第6巻の「未完の放浪者」である。これはきわめて個 人的な印象に過ぎないけれど、横浜の寿町というドヤ 街の人たち(野本より年長)との交流が書かれた「風の 自叙伝』は、自分よりも年下の子どもたちとの交流を まとめた「風になれ!子どもたち』や「出会いと別れの 原風景』よりも緊張感が漲っている。人生の後輩への リスペクトよりも、人生の先輩へのそれの方がより緊 張威を孕んでおり、それがそのままテキストとして残 されていて、読む者へ強いインパクトと余韻を残して いる。

この選集を読み揃えてみて分かることは、野本の類 稀な資質とは、未知なるものへの好奇心と、それと交

信する力にある。そしてそれが文字として記録された ときに、それらは他者の魂の深いところへ知らずとア プローチしてしまう。未知なるものとは、自然であっ たり、他者(子どもや労働者たち)であったりするけれ ども、どんな対象であるかにかかわりなく、野本の好 奇心と交信する力はかならず発揮される。さらにその **言葉たちの力は、ついさっき体験され、その瞬間に書** かれたものとして読めてしまう点にもう一度驚く。時 間の風化に決して負けない稀有な磁場(テキスト)を形 成する。30年前に体験されたことが、ついさっき体験 され、その場で文字化されたかのように読めてしまう のは私だけではないだろう。この無二のテキスト群の 主語はいつも(ぼく)である。 選暦を越えた男性が自ら のことを〈ぼく〉と呼ぶことはおかしな話かもしれない が、(ぼく)という主語で書き出されない限り、ドキュ メントは豊かに連なってゆかない。だから(ぼく)とい う主語は許されるべきだろう。そして、この〈ぼく〉は 野本自身を指し示すだけでなく、読者である私たち一 人一人である(ぼく)でもあるという強い願いが込めら れているかのようである。言い換えれば、〈ぼく〉は主 観の狭さを示すのではなく、他者を含む間身体的な主 語として読者に作用するのである。故にのめり込んで 読んでいくと、読者である私もその場にいるような臨 場威に包まれてくる。

この選集のなかで問われていることは一貫している。第1巻の「不可視のコミューン」から第6巻の「未完の放浪者」まで30年以上の時間が経過しているが、その問いは不変である。野本の言葉で言えば次のようになる。

今君えることは、人はもっとも自分らしくいられる

場所で、一緒にいたいと思う人と暮らすこと、そういう関係性を日常生活の中につくりあげつつ生きていくことが一番よいのではないか(野本[2004:25])

野本の問いはいつもシンプルであり、だから強い。 この問いを手放さず生きてゆくことの可能性をはっき りと示している。自らを突き動かす問いを手放さずに 生きてゆくことは言うほどに易しくない。しかし同じ 問いを共有している者の存在を知ったときに勇気づけ られ、追求の手を綴めることなく進むことになるのだ ろうと思う。真木悠介は次のように言う。

ぼくたちの「自分」とは何か。人間というかたちを とって生きている年月の間、どのように生きたらほん とうに歓びに充ちた現在を生きることができるか。他 者やあらゆるものたちと歓びを共振して生きることが できる(真木[1993:197])

この二人は、1970年代の初めに「泡沫コミューン」というミーティングを組織し、ここ最近は社会福祉についての勉強会を行っているという。表現は異なっているけれど、追及されるべき問いの質はまったく同じである。野本はこの問いを〈実践〉という方法で、真木は社会学という〈理論〉という方法で追求している。このときどちらの方法が有益かという問いは二次的な問題に過ぎない。私たちが学ぶべきは、問いを手放さずに生きてゆくことの恍惚と不安である。そして、問いが共有されることによって、恍惚は倍増され、不安は軽減されるに違いない。私には、この二つの巨星の輝きに照らされながら歩んでいきたいと思うけれども、問いを共有することの奇跡を私はまだ知らない。

追求の果てに辿りついた地とはどんな時空なのだろうか。それは「いのち」の層と言い換えることができる時空である。『不可視のコミューン』(第1巻)や『未完の放浪者』(第6巻)で書かれた(沖縄体験)は「いのち」の層に降りてゆく試みとして位置つけることができる。野本はそれを(実践)というかたちでつかみとろうとしている。一方で、真木はまったく同じことを『自我の起原』というテキストの中で(理論)というかたちで試

みようとしている。 東木によれば、私たちのなかに、 古代から現代までのさまざまな時代の各層が、過去の ものとしてではなく、次のように重なり合って存在し ている(野本[2004:27])。 次のように表すことができ る。

第5層:現代社会の層

第4層:近代社会の層

第3層:文明をもった人間の層

第2層:「人間」という自覚を持った「人間」の層 第1層:生きものの本質部分である「いのち」の層

(実践)と(理論)。異なる歩みではあるけれど、「い のち」の層に降りたまさにその場に二人は到達してい る。この場は観念上のイメージではなく、人が見、聞 き、笑うことのできる層であり、それは野本の(沖縄 体験〉を読むことによって理解できる。さらに、すべ てのものたちがお互いにとってかけがいないの存在と して在るような、見田の言葉で言えば〈存在の祭りの 中)とも言い換えることもできる。その時空をここで は〈対〉の宇宙と名づけてみたいと思う。あらゆるもの がお互いに〈対〉幻想の対象として結ばれている宇宙を この二人は確実に生きている。繰り返すけれど、一般 的に神秘的とかオカルトとか言われてしまう体験では なく、実際に生きられた体験として存在している。野 本の〈沖縄体験〉が男根や女陰などの性交や出産に関す る描写とのアナロジーによって語られていることは、 それがまさに〈対〉の宇宙を生きているが故にかように 描写されるのだ。

語られず、意識されるということさえなくても、ただ友だちといっしょに笑うこと、好きな異性といっしょにいること、子供たちの顔をみること、朝の大気の中を歩くこと、陽光や風に身体をさらすこと、こういう単純なエクスタシー微粒子たちの中に、どんな生活水準の生も、生でないものの内には見出すことのできない歓びを感受しているからである。このような直接的な歓喜がないなら、生きることが死ぬことよりもよいという根拠はなくなる(見田[1996:141])

人は日常的に〈対〉の世界を生きている。しかし、 〈対〉の宇宙を生きるためには日常生活の以外の歩みが 必要だ。この選集はそのことを教えてくれる。だから 野本は教員を辞めた後、放浪の旅へ向かった。それは 日常的な〈対〉の世界から〈対〉の宇宙と向かうための通 過儀礼だったにちがいない。

『未完の放浪者』のなかで野本の失恋体験が記録され ている。それは野本の思想にとって決定的な事件だっ た。つまり、この体験は日常的な(対)幻想の挫折で あった。何の問題もなく〈対〉幻想が成就され、それが イスラエルのキブツという(共同)幻想へすらりと広 がっていくことを信じていた若き日の野本は、当時の パートナーであった女性から「あなたといると自分が 無理をしちゃうのね。あなたに合わせようとして、自 分を押し殺しちゃう。だから苦しくなっちゃうんだっ てわかったの」と言われて、見事にふれられてしま う。野本の(対)幻想はここでみごとに爆破する。そし て、また新しい旅をはじめる。この出来事は単純な失 恋体験ではなく、野本の思想を左右するような事件 だったはずである。〈対〉幻想爆破後、〈個〉の幻想に引 きこもることもできたはずだし、もしくは、〈対〉幻想 を抑圧して、〈共同〉の幻想のためにだけに生きること もできたはずである。しかし、野本はそのどちらも選 ばなかった。みずからの〈対〉幻想が未熟で他者から拒 絶されたけれども、他者と共存できる〈対〉幻想とは何 かを追求していくという方向を選んだ。〈対〉幻想を手 放さずに生きてゆく道を模索したのだと言ってもい い。そして、その探求のなかで発見された道が「いの ち」の層へ降りてゆくことであり、この層に降りた者 は、他者との間だけではなく、動物との間(荒馬を落 ち着かせてしまうエピソード!)においても、自然と の間においてもその関係を(対)幻想として生きること ができる。そして、そのドキュメントの一群がこの選 集ということになるだろうと思う。

日常生活は、(対)の世界だけではなく、(共同)の世界でもあり、(個)の世界でもある。私たちはそれぞれの世界を自らのうちに組み込みながら、パランスを取りながら、崩しながら生きている。(対)の宇宙とは

「コミューン」という言葉で語られた世界のことであ る。「コミューン」は可能だろうか。私には断雷でき る。日常生活においては不可能である。しかし、コ ミューンが目指している世界((対)の宇宙)は確実に存 在しているし、生きることもできる。しかし、私たち は、かけがいのない存在との関係を生きている一方 で、抽象化された、親密圏を共有できない他者との関 係も生きなくてならない。それが日常生活というもの である。そんな日常生活に留まって生きる人もいるだ ろうし、相互の世界を行ったり、来たりする人もいる だろう。そして、〈対〉の宇宙の方へ行ったまま帰って こない人もいるかもしれない。この二つの時空をどの ように生き分けるのかは個人の問題である。私たちは ここに相互の世界を行き来した一つのドキュメントと してこの選集を手にすることができる。そのドキュメ ントに触れると、自分ならどう生きてゆくべきなのか という問いへ誘われる。しかし、その答えは書かれて いない。そのことに気づいたとき、銃者一人一人の未 完の放浪者としての旅がはじまってゆくに違いない。

野本三吉2004『未完の放浪者』(野本三吉ノンフィクション選集6)新宿費房

真木悠介1986 気流の鳴る音』ちくま文庫

真木悠介1993『自我の起原―愛とエゴイズムの動物社 会学』岩波書店

見田宗介1996『現代社会の理論 情報化・消費化社会 の現在と未来 - 場岩波新書

見田宗介1991『宮沢賢治―存在の祭りの中へ』岩波書 店

(さとう つよし 社会臨床学会運営委員)

(「映画と本」で考える)

いかなる理由で教育基本法「改正」に反対するのか ―「やりすごし」てよいことと、「ラディカル」にといつづけなければならないこと―

竹村 洋介

普通の人が、気にもとめないことに、妙にこだわりを持つ人たちがいる。料理番組でのコメントや解説から始まったようだが、この「こだわり」という言葉自体が、かつての負の意味から、正の意味を持って使われるという変化が起き始めている。この「こだわり」に関係して、「オタク」「フェチ(あるいはフェティッシュ)」なども、当初使われ出した意味と、現在使われる意味合いにずれが起き始めている。英語の"nard"もそうらしい。

私は今まで、日の丸・君が代問題にあえてこだわらないようにしてきた。それを論じること自体が、問題を大きくし、社会問題を構成してしまうと考えていたからだ。社会学的な言い方をすれば、赞成であれ、反対であれ、論じることそのものが、議題設定効果を起動させ社会問題化すると考えていたからだ。

日の丸・君が代が法定される前に、元号が法定された。このときは、反対した。ただし反対理由は、きわめて功利的な理由だった。昭和・平成という元号を使うと、何年たったのか、計算が非常にややこしくなるからだ。私はクリスチャンではないので、積極的に西暦(という名のキリスト教に基づいたグレゴリオ暦)を使いたいという宗教的理由は持っていない。 言語帝国主義も反対だが、暦帝国主義にも、いやだなと思いながら、長いものに巻かれて、日々をやり過ごしている。要するにめんどくさがりやなのだ。

それに状況を見極めずにその問題にまともに取り組むと、思ってもいなかった結末になることがある。「国旗・国家」法ができたとき、国旗国歌を、自由な討論に基づいて、決定しようと言い出したのは日本共産党であった。論理としてはまことにまっとうだとは思うが、結局のところ、本当の意味での深い議論など、どこにも展開されることはなく、わずか数週間で、こ

の法律は成立してしまった。そこにあったのは、国民的な議論などでは全くなく、それこそ、左右の(反)日の丸・君が代フェチ同士の、相手のいうことに耳を貸さない、言いっ放しの主張だけだった。日本共産党にとっては、まったくのやぶ蛇だったのだ。正論ではないかもしれないが、いいとはいえない現状であっても、ともかくも大きな実害がない限り、やり過ごしてしまった方が、実際的には得なこともあるのだ。これもまた社会学的な言い回しになるが、「やりすごし」が、もっとも現実策であることもあるのだ。

しかし、今回、国会の俎上にあげられてようとして いる「教育基本法」はそうではい、それだけに終わるも のではないだろう。「お上は基本法を変えたけれど も、現場の教育は、そんなものでは変わらないもん ね」というようにはならないだろう。この本を読むま で、私は「年に数回日の丸が掲揚されても、君が代を 歌うふりをさせられても、そんなもので、簡単に愛国 心なんて育たないもんね」と、思っていた。ひどい話 だが、私は、母校の校歌もろくろく覚えたこともな く、君が代が1番だけしかないのを知ったのは大学生 になってからだった。高校の卒業式の時も、「君が代」 や「仰げばとうとし」をやったような気もするが、起立 はしたが、くちパク(それすらしなかったかもしれな い、どうでもよいので覚えていないのだ)でやりすご してしまった。エコノミック・アニマル的心情を持つ 私に試験に出ない「君が代」など覚えてみても、何の利 得もなかったのだ。

その対極にあるのが著者である岡本遠雄さんのしつ こいまでの理念への追求である。ただ、ひたすら「教 育基本法改悪反対、戦争への道を歩むな」と表面的、 スローガン的に唱えるだけでは終わらない。憲法もそ うだが、教育基本法に対して、近代的な歴史的所産と

して、即時的に対応するのではなく、一度突き放した 地点から、「憲法・教育基本法」体制を対自化したとこ ろから、教育基本法「改正」を論じるのだ。この地平か ら、戦前・戦後の教育体制の連続性が初めて見えだ し、それを強く論駁するのだ。イリッチは、学校の聖 性に異議を言い放ったが、著者は戦前・戦後の教育体 制の断絶性に異議を申し立てる。私にとっては目から 鱗が落ちるという読後感であった。かつて戦前・戦後 のラジオ体操の持つヒドゥンカリキュラムの連続性と 断絶性について注目し、それを論文にあらわしたこと のある私にとって、言われてみればその通りなのだ が、全く見落としていたところであった。近代社会的 思考に飲み込まれず、そこから一歩距離を置きなが ら、近代的教育制度とは何だったのかを大きく論考す る著者ならではの思考の産物である。1980年代に跋 **壓したそれではなく、本当の意味におけるポストモダ** ニストと呼んでもよかろう。モダニズムに足を絡め取 られることなく、理論的にきわめてラディカルに社会 の近代化のもたらした正の側面と負の側面をきっちり と腑分けし、分析がなされているのだ。

ただ、私が著者と見解を異にするのは、メリトクラ シー(業績主義・能力主義)と、日の丸・君が代の関係 である。著者のように深い論考を進めていけば、より 深い基盤のレベルにおいて、両者は通底しているのか もしれない。しかし、現実的に起きていることは、両 者はさまざまな局面でコンフリクトを起こしているの ではないかと思えるからだ。なぜならば、メリトクラ シーを基盤とするグローバリゼーションという名のア メリカンスタンダードの押しつけは、日の丸・君が代 を象徴とするナショナリズムと、全く逆の位相に立つ からだ。グローバリゼーションにとって、ナショナリ ズムは不要である。いやそれ以上に、絶対的なグロー バル化(=絶対的一般化)を、進めていく上では、ロー カルなナショナリズムは、前世紀・前々世紀の遺物に すぎないからだ。僕のある友人は、「給料さえ、ちゃ んと支払ってくれれば、社長が日本人だろうが、外国 人だろうが、いやそれこそ宇宙人でもかまわない」と **貫い放った。グローバリゼーションの真骨頂を一貫で 酎い切ってしまったフレーズである。**

著者とは異なり、理念の面でのその両者の一致点と 差異点を追求するような指向性を、僕はもたない。ほ んとうは、めんどくさがりやなのだが、現場主義とい うことでご勘弁願いたい。しかし、急速なグローバリ ゼーションの中、「復古調」ナショナリズムは、その命 脈がぎりぎりのところまで来ているのではないだろう か? もちろん、復古調ではない(=ネオ)ナショナリ ズムや保守主義の台頭にはしっかりと用心する必要は あると考えているのだが。

それゆえ、教育基本法「改正」に際しても、復古調の 主張よりも、アメリカンスタンダードに見合った新し いコンサバティズムやナショナリズムのそれに注意を 払わねばならないと私は思っている。

日の丸・君が代問題、教育基本法「改正」問題、ともに重要な問題である。しかし、ここまで書いてきたように、方法論的には、まとめて軍事国家への道として、反対を叫ぶだけでなく、それぞれ固有の問題として、反対の議論を積み重ねていく必要があるのではないかというのが経験科学者としての私の立場となる。もちろん、これは著者の論考を否定することを意味するのではなく、この考察の上に立ってこれからどう考えていくかというその先の議論のことである。もちろんのことではあるが、これらは、あるレベルでは確かに絡み合っているし、著者の論考にケチをつけようとか、運動の足をひきずるつもりなど毛頭ない。

すぐれた政治学者は国家を問い、すぐれた経済学者 は市場を問う。ここに、イヴァン・イリッチとは全く 異なったかたちで、近代教育制度を問う教育学者の本 が上梓された。

岡村連雄『教育基本法「改正」とは何か』インパクト出版 会 2,520円

主要参考文献

小林康夫・編船曳建夫編『知の技法』東京大学出版会 イヴァン・イリッチ『脱学校の社会』東洋・小澤周三 訳、東京創元社

(たけむらようすけ 近畿大学)

〈「映画と本」で考える〉

『人権の新しい地平』を読んで

三輪 寿二

まず、本書の構成だが、序章「人権を問い続ける」に始まり、第1章「部落問題の現在」、第2章「外国人にとって人権とは」、第3章「性と人権」、第4章「「権利としての障害児教育」再考」、第5章「学校のなかの人権」、第6章「情報化社会とコミュニケーションの権利」、第7章「生命操作時代の「自己決定権」を考える」、第8章「戦争と人権」とあって、最終章の第9章「新たな人権教育の構築へ」となっている。編者、執筆者あわせて9人の方々でまとめている。

それこそ旧きから新しきまで、多彩な分野と問題群が広がっている。 僕個人の関心としては精神障害者の問題も取り上げて欲しかったという恨みがあるが、それでもかなり選択に苦労したことがよくわかる内容だ。 読者が自分の持ち場や関心に即して、各分野の人権に関わる論者を読めるようになっている。

本来であれば、各章を丁寧に読み解きたいのだが、 紙幅の関係もあるし、僕の力量にも余る。どれか一つ 二つの章を取り上げても何だか言い訳みたいな気がす る。むしろ、僕の関心からすれば、「人権」をどの様に 掘り下げているか、本書の各章に通底する骨格となる 部分を論じていくのが良いと考え、思い切って序章の みを取り上げる。

僕自身は、「人権」という言葉をどこか遠巻きに眺めてきた。遠巻きになった原体験というにはあまりに恥ずかしいのだが、その出来事について話したい。

中学生の頃、隣のクラスの少し風変わりな転校生のことが噂になった。野次馬的な関心から友人と二人でわざわざ出向き、その転校生をからかったことがある。そのとき、彼は、「人権侵害だ!!」と叫び、きつい目をして僕たちを睨みつけた。僕はその旨葉と様子に圧倒されるとともに何だか嫌気がして、二度とその転校生に近寄らなかった。

僕たちのしたことは良ろしくない。けれど、僕は「やめてくれ!」と言われるだけで十分であった。彼からすれば、それでは収まらない経験をしてきたのだろうと今になって想像するのだが、その時の僕は自分の感情に囚われた。後日、僕たちは、転校生の担任に職員室に呼ばれ、「彼はいろいろあるからそういうことをされては困る」とわかったようなわからないような注意を受け、僕の気持ちはさらに狭く囚われた。

勝手な言い分だが、僕の「人権」という言葉に対する 印象は、「有無を言わさぬ力」と二度と近寄りたくない と感じる「関係性の切断」だった。 もちろん、彼がそう いう「人権」という言葉の使い方をするように、僕たち が仕向けたのである。 また、僕が切断されたと感じた 関係はいわば「なあなあの関係」である。 もしその時 「なあなあの関係」で事が進んでいれば、それは彼の 諸々の体験から発した「人権」という言葉を境にして営 まれる関係性を遮断するという言い方もできる。

本書のまえがきに、「科学や知識と同様に、人権もまた権力関係、権力の作動から無垢でありえず、権力の磁場から免れることはできません」(ii 頁)とあり、にもかかわらず「人権という理念が「神聖な高み』において権威づけられ」(同頁)と書かれている。 僕の嫌気は、「多数という力」から浴びた転校生の苦々しい体験(これも今となっては想像なのだが)を無視して、この「高み」だけを真っ先に感じてしまったからなのだろう。

学生時代に、渡辺洋三の「法とは何か」(岩波新書)を 読み、そのなかの「法は社会的弱者を守るためのもの である」という一文にいたく感動した覚えがある。 僕 はホップスの社会契約という考え方の根源(自然状態) にある、人は元来闘争的であり放っておくと戦争ばか りする、という人間観や世界観に共感していたからだ。「人はどう生きるか」という前に、「生きるか死ぬか」という問題がある、と常々感じていた。その地平で生存権という事を理解したし、それゆえ、その時々の事情の中で弱者の位置に立った者を守る装置は必要であろうと納得した。ただし、この意味では、法や人権は、制度として国家などが国民を守るという文脈と、自分に降りかかる異常事態に一人ひとりが抵抗するために用いる手段という文脈の両面が生じてくる。そして、前者に傾いたときに、ともすると「戦争による人権擁護」などという議論が生じてくることを忘れてはならないのだろう。

しかし、いずれにせよ、「人権」は人を圧倒するためのものでもなく、関係性をやたらに切断していくものでもないはずである。むしろ、"人権の新しい地平"とは、僕が感じた「人権」という言葉への"偏った"理解と感情を、どのように「人と人を結びつけるための原理」として論じてくれるのかが大きな関心でもあった。執筆者たちも何かを感じているからこそ、本書の副題に、「共生に向けて」と銘打ったのだろうと感じていた。

本書では、「「人権」概念を人権思想の普遍性の文脈から掬いだし、また平板な民主主義や無葛藤な「共生」理念にとどめることなく、今日的課題に応えうる人権概念の再定義を試みています」(ii 頁)、とある。そして、その再定義は、「自らに加えられた人権侵害に抗して、自己の尊厳を賭けて厳しい戦いに進み出た人々の苦闘から学び、そのような人権の実存的ありようを踏まえることではじめて人権の「普遍性」について語りうる」(iii頁)ということになる。これを基軸としながら、冒頭に記した9章仕立てになっている。

序章において、岡村は「「法のまえ」におかれた同一で平等な存在としての「ひと」」が「同一性を尺度にして成立し」、「ここに人権の普遍性の由来がある」と説く(2頁)。しかし、この「ひと」の同一性では現代社会の人権を掬い出せないと考えている。さらに、「法のまえのひと」という「ひと」の捉え方ばかりでなく、理性やら自由意志やらの、抽象的な(捨象的な)同一性に

よって描かれる「ひと」という考え方の限界を指摘し、 それゆえ、そこから発生する「人権」概念の再構築を目 指している。それゆえ、"人権の新しい地平"は同時に 新しい「ひと」あるいは「人間」の定義を必要とすること になろう。

岡村がそれについて論及していることをまとめる と、次のようになるだろうか。

"人間は社会的賭関係の総体である。それゆえに 様々な制約を受けつつも、同時に自由と自立を目指す 主体である。そして、この制約と自由・自立の間にあ る矛盾的諸関係を、多種多様な主体位置を契機にして 世界と現実的・実際的に向き合うことで問い返し続け るとき、人間は人権主体として立ち現れる。"

正直に言うと、半分わかった。一つは、必ずしも弱 者の抵抗としてのみ人権があるわけではないというこ とだ。多種多様な主体位置は、自分が弱者になる体験 を全ての人間に与えそれをパネにして当事者の弱者も そうでない人も「ともに」闘うという事を意味する。抵 抗の権利は自分個人の生存の権利からだけ発生するの ではなく、自分の体験と想像と共感を通して万人の抵 抗の権利となる。二つは、人権主体は矛盾の中におけ る過程的な主体であるということだ。制約はおそらく 抑圧、管理、差別、強制として現象し、人間は自由と 自立を求めてそれらへの抵抗を持つ。そこには矛盾を 打破する試みとして人権主体が登場する。したがっ て、矛盾や葛藤があってこそ人権の新しい地平は生 じ、人権主体は個々別々の具体的現実から発生と消滅 を繰り返す、不断の状況であるということになる。そ れらの意味で、「暴力と憎しみを越えたひととひとと のあり方に人権の普遍性への問いかけと可能性が拓け ている」(19頁)という岡村の言葉に強い共感を持っ た。

しかし、いや、だからこそ、序章の最後で、<水牛家族>(21~22頁)の試みに人権の新しい地平を見出そうとする編者の志向性はどうもしっくりこなかった。 僕の印象では、それは国家を越えた人と人との関係性ではあるにせよ、<生活の必要に応じた人間関係>で十分とする人間観・社会観、平和と争いのない世界像である。しかし、それは同時に矛盾を孕まない協

力関係によって描かれる関係性である。つまり、ユートピアである。これまで論じてきた人権主体はそこでは立ち現れない。ユートピアは希望として人が生きていくために必要なものだろうと思う。でも、僕は、どうしようもない現実の争いに、時には苛立ち、時には諦めかけ、時には逃げ出し、にもかかわらずシーシュポス的に向かい合い続けざるを得ない人の姿に軍配を上げたいと思っている。

いま、僕は中学生の時の経験について、あの後、そ の転校生にもう一度会いに出かけた方が良かったと 思っている。

(みわ しゅうじ 茨城大学)

『人権の新しい地平』(岡村連雄・玉田勝郎責任編集 学衛図書出版社 2200円) ("ここの場所"から)

世界の中心で「おかしいー」と叫ぶ

浪川 新子

「世界の中心で愛を叫ぶ」という純愛(?)映画が流行っている(?)らしい。日本経済が上向きになったらしいので興行成績があがったのかテレビドラマ化されたらしい。もっとも何かで読んだのだけれど不景気になると映画館とパチンコ屋が一杯になるというから今は小泉さんと竹中大臣がどう言い繕うともやはり不景気なのだろうか。パチンコ屋は知らないが映画館は千円デーには人が一杯だ。

さて、純愛映画ときたら「野菊の如き君なりき」が大好きで何逼も見ているのだけれど最近見たらこの映画が妙にエロチックなことを発見、これは自分に色気が出てきたせいか、はたまた色気が無くなったせいか、とか考えていたので目についたのだけだが、この映画は主演の竹内結子というギャル女優が嫌いなので、もちろん食指は動かないけれどなんと大仰な純愛かと新聞広告を見ながら思っていたが、考えてみれば、誰にとっても「ここの場所」は「世界の中心」以外ではありえないのだから、「ジコチュー」が何を叫ぼうが普通のことなのだと納得した。

最近の世の中、人に優しくだの、人の気持ちを考えてだのといってるあまりあっちもにもこっちにも気をつかって協調性はあるものの、物事の本質をついた文言を言えなくなっている人が多い。学者、評論家の類はもとより新聞の投書欄には若者のジコチューぶりを非難する「良酸」ある人の声が多い。そういう人に限って自分のジコチューぶりには知らん顔なので、おもいやりを持っていると思っている人ほどジコチュウなのだという偏見と差別を最近は持つことにしている。そこでジコチューと自他ともに認められている私としても、「世界の中心で」叫ぶことにする。

社会臨床学会第12回総会において私の「フェニミ

ズムの自己決定権論は自己破綻している」という発言に対して意見を異にされた方がおられて会場で私に「取消をなさいますか?」という問いかけがあり、私は「取消はしませんがもっと丁寧にいえばよかった」と答えた。それはそのままになってしまったのでここで「自己決定がおかしいー」と叫ぶことにする。

私の発言は山田真さんが戦争を支える女としてナチスや日本の例を出されたことに対して私が、ナチスの場合は「自己決定権」に支えられていたし、日本の場合は女はまだ封建制度の下に置かれていたので、ナチス政権下の女と日本の場合は違うのではないか、といった意味の発言をした際にしたものである。

自己決定権なるキイワードのために女は次のような状況に陥っていると考える。

1 働くというところで

雇用機会均等法によって一撮りの能力ある女は男並の地位や賃金を得られるようになったが今までの男の働き方になっただけのことである。高学歴の女がだからといって必ずしも「自己実現」出来る職に就けるとは限らないし、「女だった」からと言い訳も出来ずに、自分の力の足りなさのゆえにして家に閉じ篭ったり、論文が書けずに退学してそのまま入退院を繰り返していて、とにかくなんとか就職してとかいっても学歴が高ければ偽らない限り簡単には見つからず、見つかってもどうせ腰掛けなんだからと結婚に逃げてしまったり、「東電OL殺人事件」の痛ましいエリート女性の変形群や予備軍は私が教えた元気の良かった女の子にも多い。彼女たちからは自分を責める目葉と差別を恨む言葉しか聞かれない。また運良く思い通りに就職できても、その働き方は並大抵ではない。三十を越した頃

から辞めてしまって下請けのような仕事や派遣の仕事に変わる女の人も多い。

「男女平等」の理想を持った親世代に育てられたこんな娘たちは小学生の頃はどっちかというと男の子たちよりも「夢と希望」に満ちていたと思う。「夢や希望」が「夢と希望に過ぎない」ということを今ごろ知ったのなら方向転換も出来るだろうに、自分を實め、過去の記憶を呼び戻し親に当たったりしているのを見ると私はかける言葉もなくただただ悲しいだけだ。悲しさのあまりつい「そんな風にして自分を實めたり、親を責めたりしないで、世の中に噛みついてやりなさいよ」と怒鳴ってしまうのだ。

また高学歴でない女の子たちの働き方もこれまたすごい。正職はほとんどいない。アルバイトや派遣やパートである。彼女たちは家にいるので安い賃金でもどうにかなっているらしいのだが結婚もしている人も多い。夫の給料では足りないからという理由である。子供を保育園に預けて仕事によっては二重保育もしている。この辺りは高学歴の女の場合と同じなのだけれど賃金は極端に異なる。もちろん人の見る目が違う。少しでも高い賃金をというわけで転職も数多くするし時間給で十円アップのために努力をしたりもする。そういった一人が難婚してなんとか正職につきたいからと言っていたが私にはなんの力もない。

機会均等法は能力による賃金格差を産みだしただけでなく多くの女を総合職の女と一般職の女と、また正職と非常勤とパート労働や派遣といったふうに分けてしまった。そして昔ながらの労働の問題が「それぞれの働き方」という首葉に支えられ、今後ますます分断の方向に行くだろう。もちろん女に限った現象ではない。男も能力ある男と能力のない男と分断されてきている。40代過ぎてからのリストラを見よ。フリーターの働き方を見よ。不景気の所為にされているが、この働き方が景気が良くなったからとて変わるとは思えない、今後ますます細分化され続くだろう。細分化されればされるほど「自己決定」という首葉は有効に使われるだろう。労働現場で「われわれ労働者は断固闘うぞー」といった妙に気恥ずかしかった首葉さえも今ではなつかしいものになっているのだ。

「ばらばら」にされ、日の丸君が代に「統合」されていってるのだ。

まさに日本は「誰でもが」「能力さえあれば」「機会均等」に働ける社会になったのだ。チャンスさえあれば アメリカンドリームならぬジャパニーズドリームをか なえることが出来るようになっている。

「制度が変わレパー」とか「選択の幅が広かっタラ」とかは三十年前に「レパー、タラはもう結構」といった田中美津を持ち出すまでもなく、「自己実現」という言葉も資本に吸収されていくことを忘れてはならないのだ。

ところで最近資本家という言葉が新聞などでさりげなく使われ出した。マルクスのマも知らない私にとって「資本家」という人達は実態のない分からない人達で、学生運動のリーダーや左翼の政党の人達がよく使っていたなというくらいの人達だったが、つい先ごろNHKの番組を見ていたら、スウェーデンでワーク・シェアリングをやっている社長さんというのが出てきて、えっ、社長さんも労働者なんだと思ってびっくりしたものだ。ワーク・シェアリングがインチキだと思うと同時に資本家というのは別にいるのだ、日本にもどこかにいるのだ、と実験させられた。

2 産む性のところで

「産む産まない」は女の権利だそうだが体の自己管理が出来なかった私なんぞは不思議な体を部分的に管理するなんてことよりも産んだほうが楽と嘯きながら「六人のろくでなし」を産んだがそれはそれで自分の生活設計が狂ったかというと、そもそも生活設計なるもの一人で生きていれば立てられるものの、人は一人では生きられないから立てられないと思い決めていたので別に狂ったとも思わない。今となって居直るつもりもないけれど「これもあれもこれも神様のおぼしめし」と自己責任逃れをしているほうが気が楽で、おかげでカウンセリングにも通わずに済んでいるのだ。

昨今「産む産まない」だけでなくこれも神様のおぼし めしで子を産めない体の人も不妊治療ということで治 療するらしい。ところで不妊治療は本当に治療なの か、「女は子を産む」べきものという固定概念から生ま れた言葉なのではないのか、最近治療と名のつく奇怪 な言葉が奇怪な意味で横行しているが典型的なのは延 命治療でそもそも治療は延命のために行うものなのに 奇怪に否定的につかわれたりしている。ともかく不妊 治療で「子を持つ」ことを夢ではなく望めるようになっ た。「産む産まない」ことの自己管理よりも大変な努力 らしいが「子を持ちたい」要求は生殖医療の進歩を促進 させ、実のところ、要求があるから進歩したのではな くて何処かのおたく研究者が不妊の女の人の為という よりは、たんに面白くて、いや実際、ホムルンクスや フランケンシュタインを持ち出すまでもなく面白いだ ろうと思うのだが、研究がうまくいってその技術が商 品化されたので「子を産めない」が「子を産みたい」とい う要求が出てきたのかは、にわとりが先か卵が先かで 結論はでないだろうが日本経済新聞が、この問題に限 らず、脳死・膣器移植などの問題もいやに冷静に報じ ていたのを思い出すと、両方とも十分商品価値がある と睨んでのことだったに違いない。

なにはともあれ、今では女は母になるについて子宮 母や卵子母や養母を選択出来るようになった。選択の 幅が広がったのだ。女の体の子宮や卵子という部品ま でもが商品化されるようになった。無論そこには卵子 を売る女と買う女、子宮を貸す女と借りる女がいる。 そこにはもちろん女の中に貧富の差、能力の差があ る。卵子を売るときにはその遺伝子の質が問われ、子 宮を貸すときはあまり問題にされてはいないようだ。 「良い子を持ちたい」というのを「幸福追及権」というら しい。あ一馬鹿らしい。

一方は「子を持ちたい」、一方は「子を持たせたい」で コーディネイターがいてそれぞれ自己決定しているか らいいのだろうかと私は思っているのだけれど、この 辺の明確な答えを聞いた覚えがまだない。

ことは川端康成ふうにいうと「女であること」の根源に関わっていることなのにだ。

3 売る性のところで

一方で性産業もプライダル産業も盛況である。

フーゾクなるもの私には全く縁がないのだけれどかって私の友人は一度だけ体を売ったことがあると話している。たいしたことではなかったといっていたがどうしようもなくお金が無い場合も人にはあるし、売れるものなら売ろうと考えることもありと思うのだが、最近は本人自身、体を売っているのか、売っていないのかの分からない境界線上の商売が多くあるのを知っている。男も売れるのだそうだが、やはり「売る女」の方が圧倒的に多いだろう。

電車の中に置いてあるスポーツ新聞を時々読むとよくもあの「オヤジ」め、恥かしげもなくこんな記事を読んでいたなと思うのだが、あの「オジサン」ももしかしたら結構苦労しているのかな、とか同情もしてしまったりするのだけれど、とかいってこういう風潮がますます買う男を増長させているとも含えるのを承知もしているし、私は絶対売る側にはならないだろうし、売る方の女の年齢が上がるにしたがって商品価値は下がるようだから私はすでに売ろうにも売れないのだろうけど、どうしてもこの傾向にある痛ましさを感じない訳にはいかない。

今では小学生も自分の下着が売れることを知ってい るのである。この子は幸いにも未遂で終わり、その後 結婚して親になったが、この子の妙にあっけらかんと した様子は私に戸惑いを与えた。今では渋谷の事件な どがあってなんとなく分かるような気もするのだが、 フーゾクで月に百万円単位のお金が入るのだといわれ ている。もっともここも能力の高い?一撮りの女がと いう断わりがつくのだろう。奇歴だよ素敵だよなんて いわれて、「商品」をその気にさせるために「女である 事」を持ち上げるテクニックはヌード専門写真家の言葉 によっても推察されるのだが、立派なワザらしい。も しかしたら世の男を手玉にとっての良い生活が待って いるかも知れない、今まで冴えない暮らしだったも の、若いうちだもの、何が出来る訳でもないし、欲し いものは目の前にぶら下がっているものと深みには まっていくのかもと思いやりながらも怒りの感情が沸 き上がってくるのを止められないのである。本人が決 めているとはいえ、ほっとけない。セックス・ワーク なんてやはり糞クラエと考える。

赤線廃止以前の遊廓の娘が友人だったので昼間遊廓 のお姉さんたちに「かまってもらった」ことがある。そ うあれは遊んでくれたというよりは「かまっくれた」と いう方がぴったりする。そういえば昔は大人が子供を よくかまってくれたものだった。昼間の遊廓は、暗く てお姉さんたちも奇閣ではなく、どっちかといえばく たびれた格好をしていて子供心にもなんとなく寂れた 侘しい感じのすところだったように思う。 母の小学校 時代の友人で何処かに売られたというおばさんに戦後 になってたまたま母が出会い、母が「分け隔てのある」 居候をさせていたことがあったがそのおばさんは親の ために12歳ころに売られたそうである。そのおばさ んが母の友人であるにもかかわらず母のことを「奥さ ん」と呼ぶのが私は嫌だった。こういう具合だったか ら私にはフーゾクに暗いイメージしかどうしても持て ない。誰がどういおうとフーゾクの人が世の実権を握 るとは思えない。私は「おせっかいなおばさん」なのだ ろうが何か出来る訳でもないし、ただ怒っているだけ なのだが、でも彼女らが自分で決めたことなのだから とは口が裂けても云わないよという見識だけは持って いるつもりだ。

一方で女の結婚願望は大きくなっているらしい。結婚に関しては、ほんとかどうだか知らないが、女の売り手市場らしくて一昔前のように仕事だけでは駄目で、結婚もし子供も持つのが、女の「勝ち組み」らしい。やはり「ブスで太っている」と商品価値が低いので、プチ整形は流行るし、ダイエットが流行る。高価な化粧品ほど売れて限定一個十万円のクリームときたらもう私には全く関係のない世界で昔から高価な化粧品はあっただろうが私近辺の人の目に触れることはなく、貧乏人は「ちふれ」や「ハイム」で我慢する。ブライダル産業の隆盛はこのところ不景気とはいえ相変わらずだ。

結婚式の相談に行くとまるで自己開発セミナーには まったように次から次へと勧められ、当然金額は多く なるものらしい。また忙しい人のために見合い「パー ティ企業」も流行っていて、これもピンからキリま で、愛好家の知人によると会費が高いほうがしっかり しているそうで、中高年の人達対象のものもある。中 高年は暇だから自分で見つけたら良さそうなものなのに、自分で見つけるとなるとリスクが高いのでこういう会の方が安全なのだそうだ。なるほどお見合いも「家柄、血筋、財産、学歴」など調べるようだから、そうなのだろうと思う。

昔は「仲人口」という言葉もあり、仲人になったからには、後々の夫婦喧嘩や別れ話にまで實任を持たされたりしたものだけど、こういうところはコンピューターで希望と希望とをドッキングさせたりするようなのだし、最後は自分で決めるようなので、「自己決定」したからには「自己實任」で別れ話も進むのだろうか。人と人がくっついたり、別れたりするにはそれ相当のエネルギーが必要なのだけれどそういうのは結構「疲れるから」「バツいち」とかいいながら流してしまうほうが楽なのだろうか。親の勧める見合い話を断われなかったりの中で行われたことがカタカナ言葉の中に隠蔽されて産業として成り立っている。

最近知ったことなのだがアメリカまで見合いに行く キャリアウーマン(?)がいるらしいことで、相手の金 持ち白人男が東洋の女の良さを述べているのにはかつ ての「からゆき」さんやアジア人少女の売春やボルノの 姿が重なってしまった。食えない女が体を売っていた のだから「学歴の高い女が体を売って何が悪い?」のだ ろうし結婚願望がある以上「海外での見合いも出会い の一つ」なのだろうが女が男に向けて商品とされてい ることにならないだろうか。

いまさら風痴っぽいが言わずにはおれないのは優生 保護法改「悪」の時点では「産む産まないは女が決める」 と言わされているのだと私自身違和感を持ちながらデ その中にいて「優生保護法撤廃」「堕胎罪撤廃」だけでい いと思っていたのだが、あれから女の状況が良くなっ たとは決して思わない。かえって女が反動に荷坦して いるように見えるときさえある。

私の感じでは「性差別」は進んでいる。最近の小さい 女の子に髪の長い子が多いということや大人の女の流 行と同じ服がよく売れることなどと決して無関係では ないだろう。「自己決定」などという言葉に寄らずにも う一回考え直して貰いたいと思うのだ。

(なみかわ しんこ)

("ここの場所"から)

心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許すな全国集会に参加を!

山本 眞理

心神喪失者等医療観察法は重大な犯罪にあたる行為 を行ったとされた人が、再犯の恐れがあれば、強制的 に入院ないし通院させて治療を加えるという新しい制 度を定めたものです。国家が法により人を拘禁できる のは監獄と精神病院ですが、この法により、新たに人 を不定期に予防拘禁できる施設が作られようとしてい ます。

政府はすでに国立関係で国立武蔵病院(東京)、肥前 精神医療センター(佐賀)、下総精神医療センター(千 葉)、花巻病院(岩手)、東尾張病院(愛知)、松籟荘(奈 良)、北陸病院(富山)の7つを指定入院施設とし、今 後自治体立病院を指定していき、最終的に全国24箇 所の施設を作ると言っています。

さらに各地では地域での処遇のため、県立精神病院、民間病院、精神保健福祉センター、地域生活支援センター、保健所などの関係機関を集め準備が進められています。医療観察法における、犯罪防止の視点がすべての精神保健福祉体制に及ぼうとしています。

私たち心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許す なネットワークは、施行阻止を目指し2003年11月に 結成されました。下記要領で全国集会を開きます。

多くの方々のご参加を呼びかけます。

11/20心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許すな 全国集会

日時:2004年11月20日(土) 午後1時から5時

場所:戸山サンライズ 大会議室

〒162-0052東京都新宿区戸山1-22-1

TEL: 03-3204-3611 FAX: 03-3232-3621

〈都パス〉

宿74・新宿駅西口から東京女子医大行(小田急ハル ク前より、医療センター経由)

橘63・山手線新大久保駅から新橋駅行

橋63・中央線大久保駅から新橋駅行

いずれも国立国際医療センター前下車 徒歩5分 (地下鉄)

東西線 早稲田駅下車 徒歩10分

大江戸線 若松河田駅下車 徒歩8分

地図は、http://www.jsrpd.jp/japanese/map.html

資料代 300円

内容:

基調報告:「心神喪失者等医療観察法反対闘争は続く」(報告者 龍眼)

講演:「精神医療サービスにおける強制 国際的 ユーザー・サバイバーの観点から」(講演者 メア リー・オーヘイガンさん)

講演者紹介:メアリー・オーヘイガン氏はWNUS Pの創立者の一人で初代共同議長。現在は、ニュージーランドの精神保健政策のモニター機関で、政府から独立した精神保健委員会の3人のうちの1人。

邦訳著書「精神医療ユーザーのめざすもの一欧米の セルフヘルプ活動」解放出版

全国各地からの報告・アピール等

医療観察法は来年3月施行に向け着々と準備が進め られています。医療観察法施行阻止に向け全国からご 参加を。

前日の19日には厚生労働省に向けた抗議要請行動を

交通機関

社会臨床雑誌第12巻第2号(2004.10.)

予定。

11月19日午後: 厚生労働省に向けた行動。

19日夜:交流会――新宿区障害者福祉センター2階

第一会議室(戸山サンライズとなり)

11月20日午前:ネットワーク総会

19日夜は戸山サンライズに全国から参加する仲間への宿を若干とってあります。宿泊代は障害者には無料、若干の旅費カンパも考えておりますので、ご連絡ください。

<連絡先>

心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許すな!ネットワーク

東京都品川区荏原3-8-7-717 目黒精神保健を考える 会

携帯電話 090-8432-1091

e-mail kyodou-owner@egroups.co.jp

(やまもと まり 全国「精神病者」集団)

("ここの場所"から)

「死の権利協会世界連合」の第15回世界大会に抗議する

脳死・臓器移植に反対する市民会議

[「脳死・隣器移植に反対する市民会議」は、90年代に入って、脳死・隣器移植の合法化の動きが活発化するのに伴って、91年に発足した市民運動団体だが、この動きに抗する諸活動を重ねてきた。そのなかで、「生きるに値する生命と値しない生命」という「生命の質」(Quality of Life)および「死の自己決定権」が、批判すべき二つの鍵概念として浮上してきた。振り返ると、これらは、昨今、立法化を急ぎ出している「尊厳死」問題にも通底していることが分かる。つまり、昨今の生命操作諸技術とそれらの実施に還流する、解くべき課題なのである。ここに、上記市民会議が公開した「「尊厳死』立法化に反対する声明」を紹介する。同会議は、機関紙「ニュース・レター」を発行しているが、興味のある方は、本声明末尾に記したところへご一報ください。(同会代表 篠原睦治)]

官民一体となった「尊厳死」立法化の動きを警戒する

21世紀に入り急激に、国家・社会は、「少子高齢化 社会の危機」というキャンペーンのもとに、「尊厳死」 とその合法化に積極的な関心を寄せだしている。

特に、日本尊厳死協会は、これまでも、日本医師会、日本学術会議、そして厚生労働省などに働きかけつつ、また、それら賭機関にサポートされて、活動してきたが、この間、急激に、「尊厳死」に関わる立法化運動を推し進めている。

そのため、同協会は、昨年末に「尊厳死に関する法律要綱案」を発表して、厚生労働省および国会議員に働きかけたが、国会議員の一部は、これに応えて「尊厳死法制化議員連盟」(仮称)を設立している。また、厚生労働省は、この動きに呼応するかのごとく、本年7月「終末期医療に関する調査等検討会報告書~今後の

終末期医療の在り方について」を発表している。そして、同協会は、今秋(9/30~10/3)、自分たちの「10万人会員の尊厳死運動と法制化活動」を国内外から認知、承認されることを目指して、「死の権利協会世界連合」主催の第15回世界大会を東京で開くことにしている。また、厚生労働省や経済界も、この世界大会に赞同している様子で、同協会、厚生労働省、経済界は、同一歩調で、この世界大会を介して、内外に「尊厳死立法化への道」をアッピールしようとしている。

「医師の裁量」のなかで「死なす医療」が進行していく

日本尊厳死協会は、今回の「尊厳死に関する法律要 網案」および立法化の請願理由にも明記しているが、 「自己の生命を維持するための措置を受容すべきか否 かにつき自ら決定する権利」を尊重することは、「人格 の尊厳」「人権の尊重」「人道的な立場」であると普遍化 しながら、そのことを前提に、「不治かつ末期の患者」 「持続的な植物状態の者」に対する「延命医療の不開 始・中止」を合法化することを提言している。厚生労 働省は、「終末期医療に関する調査等検討会報告書」の なかで、これらの事態に加えて、「脳血管や痴呆など で死を迎える高齢者」も、その対象として考えようと しているが、同協会にとっても、「重度老年期痴呆」を 適用対象とするかについては積年の課題であり、異存 のないことと思われる。

ところで、同報告書は、「積極的な安楽死と延命医療の不開始・中止の境界が曖昧なこと」および「患者本人の意思と家族のそれとが往々にして不一致になること」を指摘して、これらを問題にしているが、後者に関しては、「患者本人の意思の尊重」に重きを置くことで、この不一致を解こうとしている。前者に関して

は、積極的な安楽死に当面否定的に替及しつつも、それでは、その境界はどこかについてはついに不透明なままにしている。

このようななかで、同報告は、「医師の裁量」を強調してガイドラインの作成と普及を提書し、政府がパックアップするから、専門学会、医療機関、医師会など専門諸機関が、これを作成するようにと勧告している。「延命医療の不開始・中止」を、専門家先導の下での「患者本人の意思」に選元していく意図がうかがわれる。さらに、リヴィング・ウイルの書面化にこだわる必要はないと述べて、さまざまな意思表示方式を許容し、患者本人と意思確認を繰り返す必要があると勧告している。すなわち、「延命医療の不開始・中止」の推進、普及、そして合法化が示唆される提言になっている。

「生きるに値する生命と値しない生命」の選別はあって はならない

私たちは、このような一連の動きに警戒せざるをえないし、以下に述べる理由から、「尊厳死」の考え方そのものを批判し、ましてやその倫理化、立法化に反対する。

①「尊厳死」の勧めと立法化の動きは、リヴィング・ウイルの実効性を、「不治、末期、耐え難い身体の苦痛」の者に限定しないで、「持続的な植物状態・痴呆状態」の者にまで拡大しようとしているが、これは、前者をまずは強闘しつつ、後者も含んで、結局のところ、生きている人びと総体を「生きるに値する生命と値しない生命」に選別することを確認し強化していることである。

②つまり、「尊厳死」の勧めと立法化は、人びとを、 社会に役立たない者、迷惑を掛けている者、そして知 的に劣っている者、意志薄弱な者などで仕分けて価値 付ける現代社会の反映であり縮図である。問われるべ きは、そのような社会のあり方のほうである。

③ある人が「死ぬ」とは、その人が周囲の人びとから 死に去ることであると同時に、周囲の人びともまた本 人と永遠に死に別れることである。とすれば、「延命 医療の不開始・中止」は、「本人の意思」にのみゆだね られるものではない。

④また、医師など医療側による医療管理、特に「延命医療の不開始・中止」の医師による裁量は、「生きるに値する生命と値しない生命」を選別して、後者を「死なす」ことになり、そのことは許されてはならない。「尊厳死」の立法化は、そのことを合理化し促進していくことになる。

⑤私たちが脳死・ 政器移植の実態の中で繰り返して確認してきたことだが、国家・社会の期待、「本人意思の尊重」の下で、医療の現場は、「生かす医療」と裏腹に「死なす医療」を膨らませてきている。「尊厳死」立法化の大きな狙いが「医師の行為の免費」にあるのだが、とすれば、そのことも後ろ盾になって、医療の現場は、「尊厳死」対象者も加えて、いよいよ「死なす医療」の傾向を顕著にしていくと恐怖しないわけにはいかない。

「長寿社会」で「共に生きる」を模索する

「尊厳死」の勧めと立法化の動きは、「長寿社会(リアルには少子高齢化社会)到来の危機」というキャンペーンと「死の自己決定権」という考え方のなかにあるが、とすれば、「少子高齢化社会」対策の一環が「尊厳死」の勧めと立法化なのである。「死の自己決定権」は、「役立たず者はなるペく早く消えてほしい」という社会の本音を隠蔽して、「尊厳死」遂行の都合の良い口実になると気づかなくてはならない。

私たちは、個々人がいかなる状態にあっても、老若 男女一緒に生きぬいていく道すがらをともどもに探っ ていかなくてはならない。このような喫緊で大切な課 題を解いていく一環として、まずは「尊厳死」という考 え方を批判し、その立法化に反対する。

(2004/09/13)

〈連絡先・問合せ先〉

東京都江東区猿江2-16-23-224

脳死・臓器移植に反対する市民会議事務局

(E-mail; mutu-shino@gem.hi-ho.ne.jp)

編集後記

久しぶりに雑誌の編集を担当しました。編集長の三輪さんに集中している仕事を軽減し、今号の発刊を早めるためでしたが、もくろみははずれました。8月下旬発刊の予定が10月下旬となってしまったのです。申し訳ありません。

先日、瀬戸内海の直島に行って来ました。安藤忠雄設計の美術館を中心に現代美術のプロジェクトが多数存在する場所です。10年ほど前に運営委員の平井さんと行ったことがあります。その時と比べると、地中美術館(やはり安藤の設計)やいくつかの家プロジェクトなど面白いものが増えていました。ジェームス・タレルのプロジェクト、南寺もその一つです。寺の内部は真っ暗になっており、中で動き回ることすらできません。しかし、15分ほどするとうっすらと何かが見えてきます。ほのかな光が見えてくるのです。それだけの、なんてことはない仕掛けなのですが、ふだん感じることのできない「光の存在」をまさに体感することができる面白いインスタレーションです。このように、いくつか面白い作品があり、おすすめなのですが、10年ほど前と比べて管理が厳しくなっており嫌になってきます。以前は写真撮影などは禁止されていなかったのですが、今回は厳しく制限されていました。地中美術館では、200メートルほど手前の切符売り場でカメラや携帯電話を預けなければならないのです。従って、美術館の外観すら撮影することはできません。写真をデジタル加工するのが趣味の僕としては、まったくがっかりです。そこまでして、著作権を守らなければいけないのか。嫌になってしまいます。(中島)

いま、私の職場の人がドイツに行ってます。知人を訪ねる旅であり、特にどこを見るという予定も決めてないというので、ならばと、中島さんも行かれたユダヤ博物館をお勧めしました。建築家は、あのワールドトレードセンターの跡地にできる建物をコンペで勝ち取ったダニエル・リベスキンドです。博物館は、外観的には入り口はなく、建物は複雑に折れ曲がって、光の入ってくる窓もスリットになっていたりと、建物自体がユダヤ人の置かれた複雑さを表現しているようです。ぜひ行ってみたいところの一つです。

世界のあちこちに行きたいところがあります。しかし諸処の理由でかなうことは少ないわけです。ところがインターネットが発達したお陰で、行きたいと思うところへもヴァーチャルでありながらも行けたりします。現在、ベニスで行われているヴェネチアピエンナーレの日本館へは入り口から自分の行きたい方向に館内を自由に見て回れます(ちなみにテーマは「おたく」で、アドレスはhttp://www.jpf.go.jp/venezia-biennale/otaku/j/tourent1.htmlです)。ユダヤ博物館などはこうしたヴァーチャルな体験の仕方をするのではなく、きちんと現場で感じてみたい連築物です。地中美術館の対処法は、著作権云々というよりも、すべてのものが簡単に手に入ってしまうことのできるいまの世の中には必要なのではないかと思う、幸せな建物・作品との出会いを保障していく唯一の手段ではないでしょうか。

社会臨床雑誌 第12巻第2号

◆発行年月日◆

2004年10月24日

◆発行者◆

日本社会臨床学会(代表 中島浩靜)

事務局 茨城県水戸市文京2-1-1茨城大学教育学部情報教育講座林研究室

電子メール shakai_rinsho@yahoo.co.jp

WWW......http://www.geocities.jp/shakai_rinsho/

電話/FAXTEL/090-3143-5988 FAX/029-228-8314

郵便振替 00170-9-707357

◆印刷所◆

有限会社アルマウォック

東京都千代田区神田神保町1-64 田中ビル2F

電話:03-3296-7811

カウンセリング・幻想と現実

日本社会臨床学会 編

定価各巻3000円+税

みどり

睦 治

藤

原

近年、カウンセリングが大衆化現象をみせている中で、カウンセリングの思想と技法に疑問と批判を 提起し、そこから現代社会を考えようとする日本社会臨床学会の立場を明確にし編集された。 本書は上下2巻に分かれ、上巻は、カウンセリングの歴史と理論に焦点を当てながら、現代社会 のありようとカンセリングの関係を問うている。下巻は、学校・地域・病院などの社会の各領域でカ ウンセリングはどのように機能し、そこでの生活にどんな問題を引き起こしているかを考察した。

上巻 理論と社会

第I部	カウンセリングの歴史と理論			return of
第一章	カウンセリングの歴史と原理小	沢	牧	子
第二章	戦後日本におけるロジャーズ理論林		延	哉
第三章	戦後精神医療とカウンセリング赤	松	晶	子
第Ⅱ部	現代社会論とカウンセリング			5-
第四章	生涯学習・管理社会におけるカンセリング中	島	浩	籌
第五章	消費社会の神話としてのカウンセリング井	上	芳	保
第六章	感情労働とカウンセリング石	Л		准
第七章	資格社会とカウンセリング佐々	中木		賢
	て業 井洋し府庄			
	下巻生活と臨床	Make .	ri. e	
第I部	医療・管理とカウンセリング			
第 [部 第一章	医療・管理とカウンセリング 病院精神医療とカウンセリング三	輪	寿	12 (A)
		輪瀬	寿隆	二十
第一章	病院精神医療とカウンセリング三			
第一章 第二章	病院精神医療とカウンセリング三地域精神医療とカウンセリング広	瀬	隆	士
第一章 第二章 第三章	病院精神医療とカウンセリング三 地域精神医療とカウンセリング広 職場のメンタルヘルス対策とカウンセリング武	瀬田	隆利	士邦
第一章 第二章 第三章 第四章	病院精神医療とカウンセリング三 地域精神医療とカウンセリング広 職場のメンタルヘルス対策とカウンセリング武 阪神淡路大震災/PTSD/心のケア大	瀬田	隆利光	士邦
第一章 第二章 第三章 第四章	病院精神医療とカウンセリング三地域精神医療とカウンセリング広 職場のメンタルヘルス対策とカウンセリング武 阪神淡路大震災/PTSD/心のケア大 子ども・若者・学校とカウンセリング 児童相談現場とカウンセリング	瀬田野	隆利光 高	士邦彦
第二章 第二章 第四章 第 Ⅲ部 第五章	病院精神医療とカウンセリング三地域精神医療とカウンセリング広職場のメンタルヘルス対策とカウンセリング武阪神淡路大震災/PTSD/心のケア大子とも・若者・学校とカウンセリング 児童相談現場とカウンセリング三学校現場とカウンセリング渡相談室という現場とカウンセリング。島	瀬田野浦	隆利光 高	士邦彦 史美
第二章章章 第三章章 第 Ⅲ部 第六章	病院精神医療とカウンセリング三地域精神医療とカウンセリング広 職場のメンタルヘルス対策とカウンセリング武 阪神淡路大震災/PTSD/心のケア大 子ども・若者・学校とカウンセリング 児童相談現場とカウンセリング	瀬田野 浦部	隆利光 高千	士邦彦 史美子

現代書館 東京都千代田区飯田橋 3 - 2 - 5 電話03(3221)1321 FAX03(3262)5906 http://www.gendaishokan.co.jp/

第九章 女性とフェミニストカウンセリング………佐

第十章 ピア・カウンセリングを考える………篠

『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿のお願い

日本社会臨床学会編集委員会

- (一) 日本社会臨床学会は、学会機関誌「社会臨床雑誌」を当分の間、年三回発行します。また、学会機関紙「社会臨床ユュース」を必要に応じて随時発行します。
- (二) 学会機関誌・紙への投稿は、いつでも広く募っています。別に、特集等を予告して、それにそった投稿をお願いすることもあります。研究発表、実践報告、エッセイ、問題提起、討論、意見交換などの場として活用していきたいので、どしどしご投稿下さい。
- (三) 原稿枚数は、四百字詰め原稿用紙三十枚程度としますが、それを越える場合には、編集委員会に御相談下さい。また、("ここの場所"から)、(「映画と本」で考える)は、原稿用紙五~十枚程度とします。
- (四) 投稿原稿の採否は編集委員会で決定し、その結果をお知らせします。
- (五) 掲載させていただいた方には、掲載誌・紙五部を贈呈します。それを越える部数を希望される場合には、 編集委員会に御相談下さい。
- (六) 投稿原稿は原則として返却しませんので、コピー等をお手許に保存して下さい。
- (七) 原稿を、ワープロ、コンピュータ等を使用して執筆されている方は、印字された原稿とともに電子化された原稿データも(フロッピーディスク、電子メール等で)お届け下さるようお願いします。御使用の機種、ソフトウエア等により調整が必要ですので、編集委員会にお問い合わせ下さい。
- (八) なお、編集委員会へのお問い合わせは、学会事務局を通してお願いします。

会費/購読会費について

日本社会臨床学会の運営は、会員/脚銃会員の会費/脚銃会費によって行われています。

会計年度は、四月より翌年三月までを一年とし、**年会費は、会員、購読会員とも六〇〇〇円**です。翌年度分を、現年度中に納入いただくことになっています。

会員/膀胱会員の皆様には、『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』を郵送でお送りしていますが、その際に、封筒に貼付してある送り先の住所ラベルの右下隅の数字が、現在納入いただいている会費の最終年度を示しています。

例えば、「1-[1998]」となっていた場合、一九九八年度分まで納入済、「1-[2000]」ならば二〇〇〇年度分まで納入済ということになります。もしも「1-[]」となっていた場合、「一度も会費を払っていない」ということになります。

ちなみに、年度の数字の前の「1」は「会員、または購読会員」を示しています。

会費は、何年度分の会費かを記入の上、「郵便振替00170-9-707357 日本社会臨床学会」に納入下さい。

Vol.12 No.2 October, 2004

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

TheJapanShakaiRinshoAssociation

EditorialandPublicationOffice:

c/oNHayashi,Departmentofinfo-Education,FacultyofEducation,IbarakiUniversity, 2-1-1,Bunkyo,Mito-shi,Ibaraki-Ken,310,JAPAN

CONTENTS

Prologue	The Editorial Comn	mittee, The Association(1)
The Reports of the	12th Convention of th	ne Association
Symposium I:	Critical Discussions or	n Our Psychology-Oriented
Society		(2)
		evision" of the Fundamental
Law of Educat	ion	(30)
		Oppose the "Revision" of the
Fundamental 1	Law of Education	(72)
Intermediate R	Report of the 6th Steeri	ing Committee of the Shakai
Rinsho Associa	ation: Activities and B	Budget (73)
		Miwa, S (78)
Film & Book Revie	ws	
Sato, T.(85)	Takemura, Y.(88)	Miwa, S.(90)
"Where We're At"		
	3) Yamamoto, M.(9	
		st Brain Death and Organ
Transplantation	(99)	
The Editors' Commen	t	(101)
# The Japanese term Shakat vacuely defined by our associ	<i>Rinsho</i> literally means clinical wo ation and we refain from aivina it	ork on society. However, the meaning is still t a precise English equivalent at this time.